

令和 7(2025) 年度

# 金沢星稜大学女子短期大学部

## 自己点検・評価報告書

令和 7(2025) 年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	15
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	24
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	32
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	32
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	42
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	55
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	57
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	68
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	68
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	81
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	83
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	89
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	89
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	91
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	93
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	95

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、金沢星稜大学女子短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 (2025) 年 6 月 30 日

理事長

樋見 由美子

学長

岸本 秀一

ALO

山田 範子

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

#### <学校法人の沿革>

昭和 7(1932)年 10 月、稻置繁男初代理事長は、石川県金沢市彦三 2 番丁 1 番地 2 の民家を借り受け、北陸明正珠算簿記専修学校を開校した。これが学校法人稻置学園の始まりである。

現在の稻置学園は、金沢星稜大学女子短期大学部の他に、北陸明正珠算簿記専修学校から昭和 37(1962)年に実践第二高等学校を経て、昭和 38(1963)年に校名変更をした星稜高等学校、昭和 40(1965)年に開園の星稜幼稚園(現：金沢星稜大学附属星稜幼稚園)、昭和 42(1967)年に開学の金沢経済大学(現：金沢星稜大学)、昭和 47(1972)年に開校の星稜中学校、昭和 58(1983)年に開園の星稜泉野幼稚園(現：金沢星稜大学附属星稜泉野幼稚園)を擁する総合学園へと発展している。

昭和 7 年 10 月	北陸明正珠算簿記専修学校の創設
12 月	北陸明正珠算簿記専修学校、私立学校令によって学校として認可、稻置繁男が学校長に就任
昭和 8 年 3 月	北陸明正珠算簿記専修学校を明正高等簿記学校に校名変更
昭和 19 年 3 月	明正高等簿記学校を金沢商業女学校に校名変更
昭和 23 年 2 月	金沢商業女学校を金沢女子商業学校に校名変更
10 月	金沢女子商業学校を実践高等商業学校に改称
10 月	財団法人実践高等商業学校を設立、理事長に稻置繁男が就任
昭和 25 年 10 月	実践高等商業学校を実践商業高等学校に校名変更
10 月	財団法人実践高等商業学校を学校法人実践商業高等学校に組織変更し、稻置繁男が理事長・学校長に就任
昭和 36 年 10 月	学校法人稻置学園の発足、学校法人実践商業高等学校を学校法人稻置学園へ組織変更
昭和 37 年 4 月	実践第二高等学校の開校、初代校長に松田覚神が就任
10 月	稻置学園、創立 30 周年記念式典挙行
昭和 38 年 6 月	実践第二高等学校を学校法人稻置学園から分離し、学校法人稻置財団を設立
昭和 38 年 9 月	実践第二高等学校を星稜高等学校に校名変更
昭和 40 年 4 月	学校法人稻置財団を学校法人稻置星稜学園に名称変更
昭和 42 年 4 月	金沢経済大学の開学、初代学長に吉岡金市が就任
昭和 45 年 3 月	学校法人稻置学園解散、実践商業高等学校を廃止し、石川県立金沢向陽高等学校に移管
昭和 46 年 4 月	金沢経済大学、経済学部二部経済学科(夜間)を設置
4 月	学校法人稻置星稜学園を学校法人稻置学園に法人名称変更
昭和 47 年 4 月	金沢経済大学星稜中学校の開学
10 月	稻置学園 40 周年記念式典挙行、『稻置学園 40 年史』を発刊
昭和 57 年 10 月	稻置学園創立 50 周年記念式典挙行、『稻置学園の 50 年』発刊
平成 4 年 10 月	稻置学園創立 60 周年記念式典挙行、『稻置学園の 60 年』発刊
平成 5 年 6 月	学校法人稻置学園第 2 代理事長に稻置美弥子が就任
平成 14 年 4 月	金沢経済大学を金沢星稜大学に名称変更
4 月	金沢星稜大学に大学院地域経済システム研究科(修士課程)を設置
10 月	稻置学園創立 70 周年記念式典挙行、『稻置学園創立 70 周年記念近 10 年のあゆみ』発刊

平成 19 年 4 月	金沢星稜大学に人間科学部(スポーツ学科・こども学科)を設置
平成 20 年 4 月	金沢星稜大学大学院・地域経済システム研究科(修士課程)を経営戦略研究科(修士課程)に名称改称
平成 22 年 4 月	金沢星稜大学、経済学部二部経済学科を募集停止
平成 24 年 4 月	星稜女子短期大学を金沢星稜大学女子短期大学部に名称変更
9 月	金沢星稜大学女子短期大学部を移転(金沢市御所町丑 10 番地 1)
10 月	稻置学園 80 周年記念式典挙行、『稻置学園 80 年史』発刊
平成 25 年 5 月	金沢星稜大学経済学部二部経済学科を廃止
平成 27 年 4 月	金沢星稜大学経済学部一部を金沢星稜大学経済学部に改称
平成 28 年 6 月	学校法人稻置学園第 3 代理事長に稻置慎也が就任 金沢星稜大学人文学部を設置
令和 4 年 10 月	稻置学園創立 90 周年記念式典挙行
令和 6 年 6 月	学校法人稻置学園第 4 代理事長に樺見由美子が就任

至 現在まで特記事項なし

## &lt;短期大学の沿革&gt;

本学の前身である星稜女子短期大学は、地元産業界からの要望に応え、日本で初めて女子産業人を育成すること、かつ理論に裏打ちされた実務教育を行うことを目指して、昭和 54(1979)年金沢市御所町西の地に開学した。

本学の実務教育は、開学当時の講義棟 1 階すべてを実習室に当て、実社会の要請に応え得る体制を整えていた。理論科目も豊富で 40 を超える専門理論科目が、経営実務科の税務会計コースと経営秘書コースにおいて開講され、これら理論科目と 20 に及ぶ実習科目とが、補完関係をなすカリキュラム体系を形成していた。このような特徴を持つ本学の実務教育は、地元北陸地区の教育機関ばかりではなく、その後新設された全国の大学・短大のモデルケースとなって、注目を浴びることとなった。平成 24(2012)年には、金沢星稜大学女子短期大学部に名称変更するとともに、金沢星稜大学のキャンパスを置く金沢市御所町丑 10 番地 1 に移転し、金沢星稜大学が取り組んでいる学生支援や CDP(キャリア・デベロップメント・プログラム)といった正課外の教育システム等を活用し、学生への支援体制の充実をはかった。

令和 7(2025)年 3 月現在、本学の卒業生は 7,447 名で、地元産業界で広く活躍している。本学は、今後も建学の精神である「誠実にして社会に役立つ人間の育成」、教育理念「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」を堅持し、地元産業界の将来を担う「女性職業人」を輩出し続けていく。

昭和 54 年 4 月	星稜女子短期大学経営実務科の開学(金沢市御所町西) 税務会計コース・経営秘書コース 入学定員 100 名
昭和 60 年 4 月	入学定員を 100 名から 200 名に変更
昭和 61 年 4 月	経営情報コースを新設
平成 3 年 4 月	税務会計コースを経営会計コースに改称
平成 12 年 4 月	入学定員を 200 名から 150 名に変更
平成 13 年 4 月	経営会計コースを会計コースに、経営秘書コースをビジネスコースに、経営情報コースを情報コースに改称
平成 18 年 4 月	情報コースを廃止し、スポーツマネジメントコースを新設

平成 20 年 4 月	5 コース(総合ビジネスコース、金融・会計コース、流通・販売コース、観光マネジメントコース、スポーツマネジメントコース)に改組
平成 24 年 4 月 9 月	星稜女子短期大学を金沢星稜大学女子短期大学部に名称変更 金沢星稜大学女子短期大学部を移転(金沢市御所町丑 10 番地 1)
平成 25 年 4 月	コース制を廃止
令和 7 年 4 月	入学定員を 150 名から 98 名に変更

## (2) 学校法人の概要

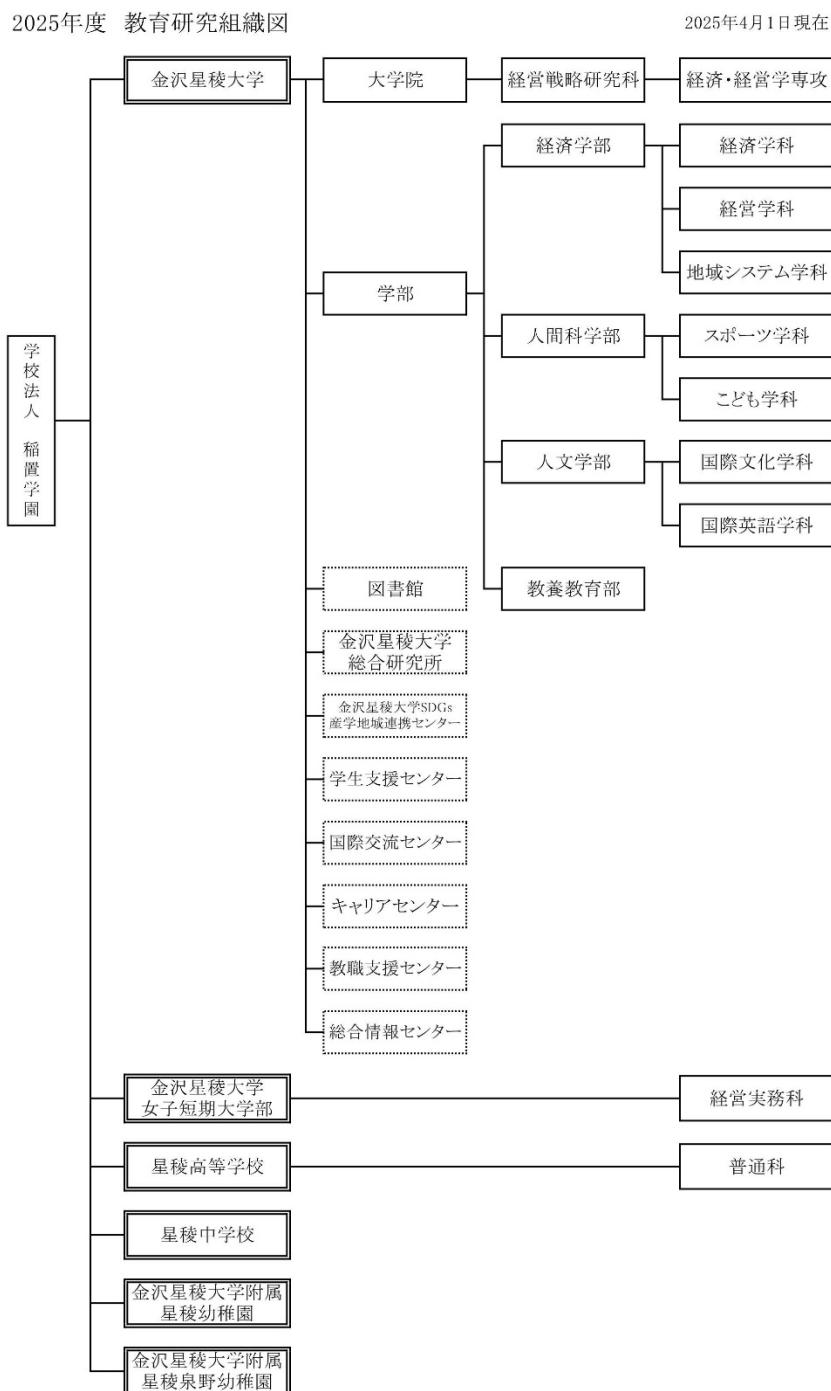
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

令和 7(2025) 年 5 月 1 日現在

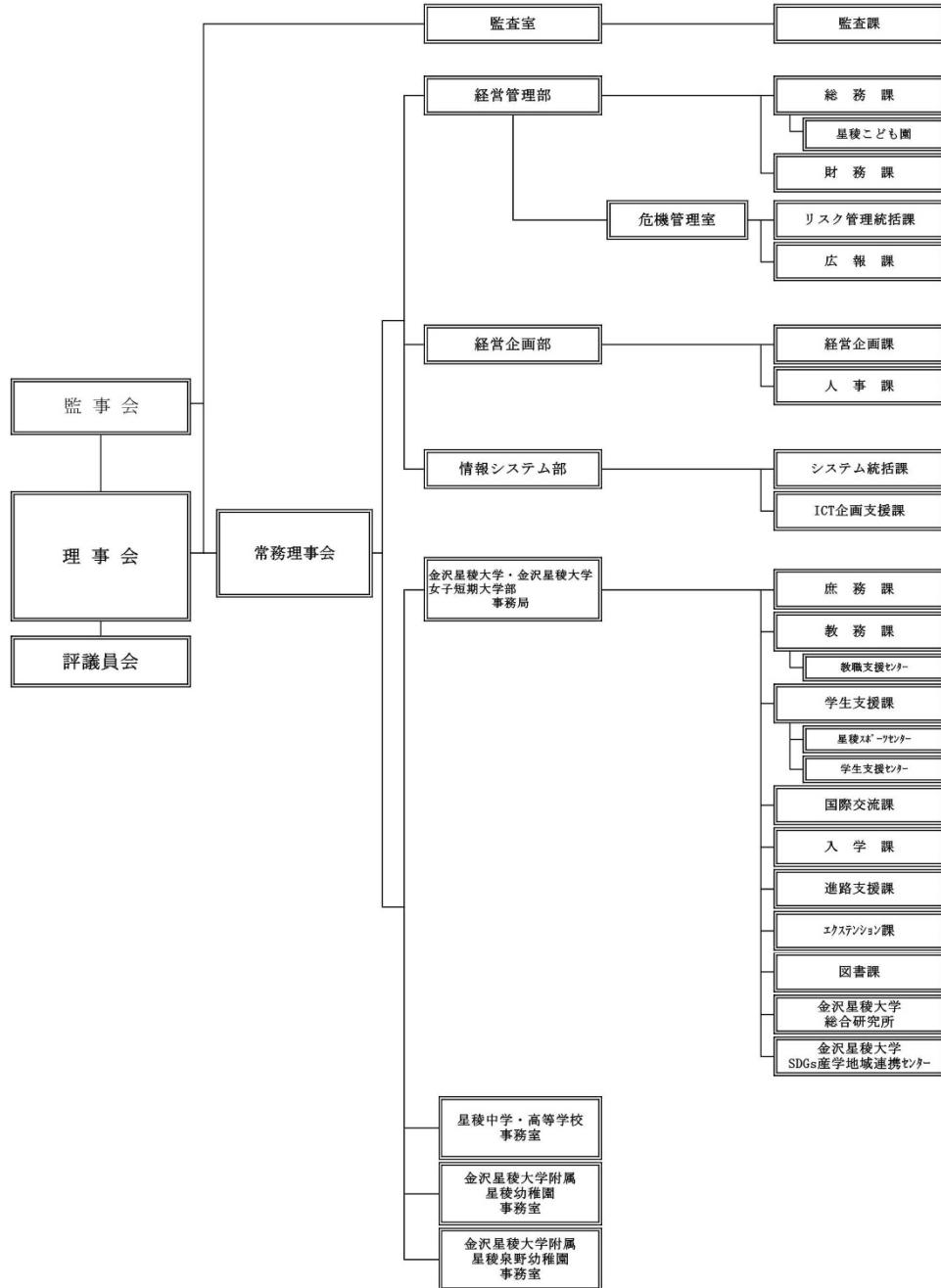
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
金沢星稜大学	石川県金沢市御所町丑 10 番地 1	658	2,632	2,936
金沢星稜大学 大学院	石川県金沢市御所町丑 10 番地 1	10	20	19
金沢星稜大学 女子短期大学部	石川県金沢市御所町丑 10 番地 1	98	248	168
星稜高等学校	石川県金沢市小坂町南 206	640	1,920	1,436
星稜中学校	石川県金沢市小坂町南 206	120	360	295
金沢星稜大学 附属星稜幼稚園	石川県金沢市御所町寅 27	210	210	198
金沢星稜大学 附属星稜泉野幼稚園	石川県金沢市泉野町 6-17-30	110	110	95

## (3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和7(2025)年5月1日現在



## 事務組織 (2025年4月1日)



## (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

○金沢市推計人口・世帯数（令和7年度版）によると、総人口は令和3（2021）年の463,311人から令和7（2025）年1月1日には455,404人へと減少したが、世帯数は令和3（2021）年の207,847世帯から令和7（2025）年1月1日には213,111世帯へと増加が見られる。石川県全体の年齢3区分別人口（令和4年10月1日現在）によると、年少人口（0～14歳）は131,475人（12.0%）、生産年齢人口（15～64歳）は631,399人（57.5%）、老人人口（65歳以上）は334,566人（30.5%）となっている。

地域	令和3 (2021)年度		令和4 (2022)年度		令和5 (2023)年度		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
石川県	110	82.7	106	84.8	93	86.9	77	85.6	64	84.2
富山県	16	12.0	14	11.2	11	10.3	12	13.3	10	13.2
福井県	2	1.5	1	0.8	2	1.9			2	2.6
新潟県	5	3.8								
東北			1	0.8						
関東							1	1.1		
中部										
関西			2	1.6						
中国・四 国・九州					1	0.9				
高認・大 検・海外			1	0.8						
計	133		125		107		90		76	

- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況
- 短期大学所在の市区町村の全体図

## ○地域社会のニーズ

本学は、経営実務系短大として全国にさきがけて30年以上前に、「女性人材の質的向上」という地元経済界の期待を担い、「誠実にして社会に役立つ人間の育成」を建学の精神として開学した。本学からは、これまでに7,447名の卒業生を社会に輩出している。地域社会で輝く女性人材の育成を教育理念とし、本学卒業生の多くが地元の様々な企業で活躍した結果、石川県内企業には「星短生は即戦力になる」というブランドイメージが定着している。

令和7(2025)年3月卒業生においては、就職者の約84%が石川県内に就職しており、業種別就職状況を見ると、就職者の約半数が県内基幹産業である製造業(事務職)・情報通信業・卸売小売業に就職しており、地域社会のニーズに応え地域を支える人材として活躍していることがわかる。

### ○地域社会の産業の状況

石川県は多様な伝統工芸産業と共に製造業が盛んであり、国内屈指の「ものづくり王国」として知られている。県の基幹産業は機械・繊維・食品であり、出荷額別では機械が約7割を占め、繊維と食料品がこれに続いている。機械の中では一般機械、産業用機械、建設機械、繊維機械が中心であるが、近年は情報通信機器や電子部品分野の製造も伸びを見せており。繊維は依然として全国上位の出荷額を誇り、食品産業も豊かな食文化に支えられ石川県を代表する産業として注目されている。さらに、IT・情報サービス業も成長基調にあり、県内外で活躍する企業が増加している。

観光面では、平成27(2015)年3月の北陸新幹線開業により東京一金沢間が最速2時間28分で結ばれ、観光客数と宿泊者数は大幅に増加した。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだが、近年は回復が顕著である。たとえば兼六園の入園者数は令和6(2024)年に約229万人となり、コロナ禍で大きく落ち込んだ令和3(2021)年の87万9千人から大幅に回復した(金沢市統計)。外国人観光客も再び増加傾向にあり、今後はインバウンド需要を含めた観光業界のさらなる回復が期待される。

### 短期大学所在の市区町村の全体図



本学は金沢市の北東部に位置し、周囲は閑静な住宅街であるが主要道も近く、多方面からアクセスしやすい場所にある。

主要駅・バス停からは、JR 金沢駅より 3.9km(車で 10 分弱、バスで 15 分程度)、IR 東金沢駅より 1.7km(徒歩 20 分)、国道 359 号線「鳴和」バス停より 0.8km(徒歩 10 分)の距離にあり、公共交通機関で通学する学生・教職員の多くは、上記のいずれかの駅・バス停を利用している(他、本学隣接・近隣にも複数路線のバス停あり)。

本学最寄りの IR 東金沢駅は、金沢駅より一つ能登(IR いしかわ鉄道)・富山(あいの風とやま鉄道)寄りの駅ということもあり、これらの地域からの電車通学は、乗り換え不要で便利である。

また、本学よりひがし茶屋街は 3km 程度、近江町市場は 4km、金沢城公園や兼六園までは 5km 弱と、観光地にも近い。そのため、それらの場所でアルバイトを行う学生も多い。

#### (5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応

##### (a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

令和 3(2021)年度の評価結果における指摘事項は以下のとおりである。

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

学習成果を卒業認定・学位授与の方針と混同し認識されているので、学習成果を明確にし、学内外に公表することが望まれる。

[テーマ C 内部質保証]

自己点検・評価報告書の記載及び提出資料に不備が散見されたので、責任体制を明確にし、全学的に SD 活動等を通じて認証評価業務の習熟に努めることが望まれる。

自己点検・評価について「学校法人稻置学園自己点検・自己評価委員会規程」が定められ点検・評価活動は行われているが、学校教育法施行規則第 166 条に則り、短期大学としての点検・評価項目を含めて規程を定め、自己点検・評価委員会の組織を実態に合わせて整備するように対応が求められる。

基準 II 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

シラバス全体に学習成果と授業時間数の記載がなく、またシラバスの一部に事前・事後学習の内容が記載されていなかったり、授業内のレポートや課題のみで評価していたりするなどの問題があるので改善が望まれる。

##### (b) 対策

[テーマ B 教育の効果]

「金沢星稜大学女子短期大学部自己点検評価規程」が制定承認されたことを受け、新規程のもとで令和 3(2021)年 11 月より毎月開催の自己点検評価委員会にて、本学の「学習成果」のあるべき姿について協議・

検討し制定に向けて取り組んだ。

[テーマ C 内部質保証]

令和 3(2021)年 9 月の認証評価受審直後に「金沢星稜大学女子短期大学部自己点検評価規程」を制定し、同年 10 月 20 日の教授会で改定し、稻置学園自己点検評価委員会の承認を経て施行された。

基準 II 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

シラバス記載の不備を無くすために、令和 3(2021)年度末作成の令和 4(2022)度用シラバスより、「シラバスチェックリスト」を作成した。ディプロマ・ポリシーの文言を活用し、当該授業科目の関連について記載しているか、また事前事後学習については、単位数に応じた時間の学習内容が求められることが示されているか等を含む 12 項目について各教育職員にシラバス入力後「シラバスチェックリスト」による最終確認を求めた。講義科目については授業終了後に期末試験もしくは期末レポートのいずれかを課すこととした。

(c) 成果

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

元来「目指す人物像～5つの軸～」として存在していた項目に修正を加え、建学の精神、教育理念、教育目的・目標を踏まえて、新たに「学習成果」として明確化し、令和 4(2022)年 3 月の教授会にて承認、制定された。学生便覧に掲載及び Web サイトでも公開している。

[テーマ C 内部質保証]

「金沢星稜大学女子短期大学部自己点検評価規程」に基づき、2021 年 11 月に学長、副学長、学科長、事務局長、教務課長、庶務課長、ALO を出席者として第 1 回自己点検評価委員会を開催し、それ以降毎月委員会を開催している。

基準 II 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

シラバスへの学習成果に関連した記述の記載はさらに改善が求められるが、学位授与の方針との関連が記載されたこと、また記載漏れをチェックする仕組みができたことで前進が見られた。

② 上記以外で、改善を図った事項

(a) 改善を要する事項

なし

(b) 対策

(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

#### (6) 公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）

本学では、研究活動が社会の信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、建学の精神の下、研究倫理の徹底を図っている。公的資金の適正管理の方針については、「学校法人稻置学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定めている。また、研究倫理に関しては「金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部研究倫理規程」と「金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部研究倫理委員会規程」を定め、これらの規程のもと、公的資金の適正管理を含む研究倫理確立のための取り組みを行ってきた。

公的資金の適正管理をはじめとする研究倫理は、研究者一人ひとりの常日頃から的心掛けに負うところが大きい。そのため、本学では毎年1回、全ての研究者に参加を義務づける研究倫理・コンプライアンス研修会を開催している。本研修会においては、研究倫理を巡る最近の動向を紹介するとともに、ロバスト・ジャパンが提供するeラーニングプログラムの受講を研究者に課している。これには、倫理理解度テストが付随し、80%以上の正解率を実現することが必要とされ、研究倫理・コンプライアンス研修の修了はこれによって認められる。総合研究所は、一人も未受講者が出ないように、各研究者が期限までに倫理理解度テストを修了するべく厳しく管理している。このプログラムを受講することは、科学研究費補助金のほか受託研究費等外部資金および総合研究所から配分される学内の研究費の申請と交付の前提条件となっている。

加えて、研究に係る不正が起きないようにするために、本学では、「学校法人稻置学園における研究活動不正防止計画」及び「公的研究費の不正防止計画」を定めている。それらの計画のもと、責任体制の明確化や研究成果・研究データの保存・開示方法の明確化及び不正行為の告発等の窓口の周知徹底に努めている。責任体制の明確化としては、最高責任者、統括責任者及び研究倫理教育責任者を置き、その職務・責任も明確化している。また、不正行為の告発等の窓口に関しては、研究活動上の不正行為に關わる告発・相談窓口（コンプライアンス窓口）を設置し、研究活動上の不正行為（その疑いがあるものを含む）に關わる学内外からの告発・相談を受け付ける体制が整備されている。

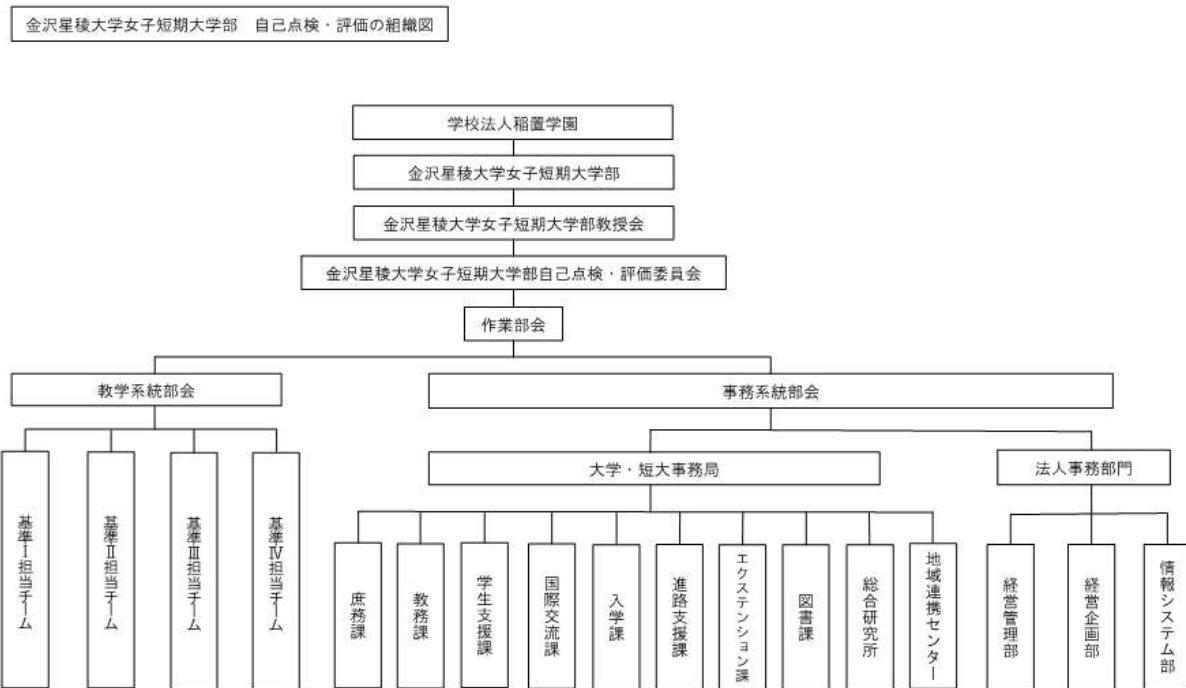
## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学の自己点検・評価については、「金沢星稜大学女子短期大学部自己点検・評価規程」に基づき、以下の委員会が担っている。

金沢星稜大学女子短期大学部自己点検・評価委員会	
委員長 岸本 秀一(学長)	
教学系統部会	事務系統部会
<ul style="list-style-type: none"><li>● 辰島 裕美(教授／学科長)</li><li>● 山田 範子(教授／ALO)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>法人事務部門</li><li>● 経営企画部</li><li>● 経営管理部</li><li>● 情報システム部</li><li>大学・短大部事務局</li><li>● 庶務課</li><li>● 教務課</li><li>● 学生支援課</li><li>● 国際交流課</li><li>● 入学課</li><li>● 進路支援課</li><li>● エクステンション課</li><li>● 図書課</li><li>● 総合研究所</li><li>● 地域連携センター</li></ul>

## 自己点検・評価の組織図



## 組織が機能していることの記述

平成27(2015)年度より①学長、②ALO、③庶務課長による認証評価委員会を組織し、また令和元(2019)年度より、学科長、学長が委嘱した者を加え、体制を強化した。しかし令和3(2021)年度に受審した認証評価において、「学校法人として認証評価委員会を設置し構成員の見直しや自己点検・評価作業部会を設ける等適切な評価を行うよう改善され、実質的な自己点検・評価活動が実施されてはいるが、短期大学の規程の整備がなされていない。実態に沿った規程の整備および組織的・定期的に自己点検・評価活動が実施されていることの明文化等、速やかな対応が望まれる。」との指摘を受け、早急に「金沢星稜大学女子短期大学部自己点検・評価規程」を制定し、教授会および稻置学園自己点検・評価委員会において承認された。これに基づき、同年11月に学長、副学長、学科長、事務局長、ALO、庶務課長を出席者として第1回自己点検評価委員会を開催し、それ以降、毎月委員会を開催し、認証評価で指摘された事項を中心に協議を行っている。

令和3(2021)年度は「学習成果」を明確化すべく、建学の精神、教育理念、および教育目的・目標を踏まえて、従来の「目指す人物像～5つの軸～」を修正し新たに「学習成果」として制定し、令和4(2022)年3月の教授会にて承認された。これに引き続き、令和4(2022)年度にはカリキュラム・マップを作成し10月の教授会にて承認された。令和5(2023)年度は科目ナンバーリングシステムを導入し、個々の科目の分野や履修レベルを明確にし、教育課程を体系的にわかりやすく明示した。また2年次生を対象に、短期大学基準協会が実施している「短期大学調査」の一部を利用し、本学が定める学習成果、①意欲と目標、②実務能力の基礎、③感性・教養・振舞、④コミュニケーションと問題対応力、⑤地域への意識、が短大に入学して2年間にどの程度変化したかを調査した。学習成果の把握と可視化の仕組みの構築に向けては来年度以降も検討を続けていく予定である。なお、令和6(2024)年度は、これまでに引き続き、新たに私立大学の学外有識者2名に本学の自己点検・評価結果に対する外部調査を依頼し、その意見を自己点検・評価活動に反映させた。

## 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

令和6(2024)年度	
4月24日(水)	第1回自己点検・評価委員会 ・今年度メンバー顔合わせ ・報告書執筆役割分担（原稿提出締切は6月） ・学習成果アンケート (1年は学生支援課主導のもとで実施、2年は1月～2月に実施)
5月22日(水)	第2回自己点検・評価委員会 ・報告書執筆状況の進捗確認
6月19日(水)	第3回自己点検・評価委員会 ・報告書執筆状況の進捗確認 ・外部評価員の検討
7月24日(水)	第4回自己点検・評価委員会 ・報告書執筆状況の進捗確認（法人執筆部分未回答：要確認） ・外部評価員の検討
8月28日(水)	第5回自己点検・評価委員会 ・報告書最終確認

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

#### [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### <区分 基準 I -A-1 の現状>

金沢星稜大学女子短期大学部(以下、「本学」という)の建学の精神、「誠実にして社会に役立つ人間の育成」は稻置学園全設置校が共有するものである。昭和 7(1932)年に開学した北陸明正珠算簿記専修学校(稻置学園の母体)の校訓、「至誠ヲ源トシ 忠実ヲ体トシ 進取ヲ用トスベシ」に淵源し、金沢商業女学校や金沢女子学校時代の「至誠を旨とし、技量を鍛磨し、進取の気象(ママ)に富む生徒の育成」という教育目標の精神をわかりやすくしたものである。学園創設者である初代理事長稻置繁男が唱えた「建学の精神」の意味するところは、「まず至誠人たらしめよう。ついで実用的技術の腕を徹底的に鍛磨せしめよう。技術を鍛磨しつつ、至誠の実践人たらしめよう。」であった。さらにこの理念は「人に頼らず自分でやるところまで時間をかけてやってみる。完成した時の喜びを味わってみよ。この繰り返しが心を育て、やがてそこに他から支配を受けぬ心が生まれてくることと信じる。私は諸君等の誠実にして役立つ人間としての完成を心からお祈りして心身ともに健やかな人生を歩まれんことを希望します。」(昭和 39(1964)年 2 月 18 日付、実践商高新聞 42 号、卒業生へ贈ったことば)とあるように、在学中のみならず卒業後も一生をかけて貫き通す「生涯の教育理念」でもあった。

およそ教育機関たるものは、在学中はもとより卒業にあたって、一人ひとりに「生涯の教育理念」をいかに示せるかが問われなければならない。「自主独立」(慶應義塾大学)、「知行合一」(松陰大学、国士館大学)、「在野・反骨の精神」(早稲田大学)などである。いわゆるカラー(校風)、スピリット(魂)と呼ばれる。

このように「女性職業人の育成」という使命を担って、昭和 54(1979)年に星稜女子短期大学は開学した。平成 24(2012)年の金沢星稜大学女子短期大学部への校名変更、及びキャンパス移転を機に、平成 25(2013)年には、「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」と女子短大独自の教育理念を分かりやすく表明することとした。さらにこれらを学生の目線で現代風に「夢を力に、2 年で 4 年を超える。明日輝く女性(ひと)になる」とし、スローガンとして用いている。

以上のように、建学の精神は、本学の教育理念・理想を明確に示している。

本学は学則第 1 条に明記されているように、「教育基本法及び学校教育法にのっとり、広

い教養と実務的な専門知識を授けるとともに、建学の精神に則して強い責任感と協調の精神を涵養し、実践的人間を育成し、地方文化の向上と産業の発展に寄与し得る有為な人材を育成することを目的」としている。本学における建学の精神は、「誠実にして社会に役立つ人間の育成」を掲げ、「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とともに健康な国民の育成」を目的とする「教育基本法」(第1条)に合致するとともに、私立学校法(第1条)「この法律は、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」及び、第2条以降の趣旨に基づいた高い公共性を有し、地域社会の中堅的な女性職業人材を養成することを使命としている。

建学の精神や教育理念については、毎年、理事長の新年挨拶において再確認されている。さらに全学教授会において学長より表明、また学園広報誌「サ・エ・ラ」においては、理事長及び学長から「本年度の教育方針」が学園内全構成員及び保護者ならびに社会に向けて表明される。

また、大学正面キャンパス脇には初代理事長の銅像と建学の理念が石碑に刻まれ、教職員や学生が日々目にすることができるようキャンパス整備を行っている。

学生に対しては入学式において、学長より建学の精神について言及し、年度当初の学科オリエンテーションにおいても学科長から建学の精神について言及する機会を作っている。また学生全員に配布する「履修の手引き」「キャンパスガイド」にも建学の精神を記載し、周知を図っている。

建学の精神の学外への表明としては、入学式直後の保護者懇談会において、保護者に向けて建学の精神について言及するほか、学園広報誌「サ・エ・ラ」を年3回発行し、建学の精神について広く表明している。

さらに在学生・受験生・社会など広く学内外に向けて、本学WebサイトやSNS、「コラム(学長室の窓から)」、「キャンパスガイド」、学生便覧、その他の学生関連配布物を通して情報発信を繰り返している。

また、学園の創立記念誌を節目ふしめに刊行し、それによって本学の教育・研究に関する歴史・現状を明らかにしてきた。建学の精神を教育課程や授業に反映するため、教育職員便覧にも掲げ、非常勤講師も含め、全教職員に配布して、建学の精神の共有化を図っている。

本学では、建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」を基点に、教育理念「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」、「三つの方針」(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)が一貫したものとなっている。また学生の目線に立ち、本学の使命や特色を端的に表すスローガンとして「2年で4年を超える。明日輝く女性(ひと)になる！」を採用している。

建学の精神は、学生便覧にも明記されている。加えて、入学者募集関連冊子にも記載を徹底している。さらに、本学Webサイト「学校案内」でも冒頭に紹介するなど、「建学の精神」を学内外に表明している。

学内においては、教授会、その他教職員が参加する諸行事を通じて、学長は折に触れて「建学の精神」について言及し、お互いに確認し、共有し合うよう心掛けている。学生に対しては、教育職員が「建学の精神」を念頭に授業をおこない、入学課、教務課、学生支援課、進

路支援課等の事務職員も同様に学生と接している。

入学式、入学時の各種ガイダンス、また学期はじめの履修ガイダンス等において、担当教育職員、事務職員は「建学の精神」を学生に繰返し説明している。殊に就職ガイダンス、キャリア合宿等では、建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」(誠実に働くこと)について、学生一人ひとりの就職選択との関係から一層熱のこもった伝え方をしている。「建学の精神」に基づいた、本学の使命「女性職業人の育成」を発揮させるためである。

以上のように建学の精神は学内において共有されている。

建学の精神は普遍的なものであり、開設以来変わることはないが、年1回「自己点検・評価委員会」で、短大部の教育が建学の精神に沿ったものになっているか等の確認を行っている。

さらに、平成24(2012)年学園創立80周年に際し、今一度建学の精神に立ち返り、そこに込められた創設者の教育の信念を改めて確認するとともに、現代の、そして未来の社会環境や教育・研究環境に鑑みながら「Seiryo 100年ビジョン」「学園のミッション」として次のように明文化した。

- ① グローバルに活躍できる人材を育成する。
- ② 総合学園としての一貫した教育を行う。
- ③ 地域・社会とともに発展できるネットワークづくりを行う。
- ④ 充実した施設に恵まれたキャンパスづくりを行う。
- ⑤ 総合学園を最大限に活かす経営基盤のさらなる確立を行う。

令和4(2022)年には創立90周年を迎える記念事業として『Sei-Tan コロナ白書』を刊行して、コロナ禍の中で、本学の学生及び教職員が建学の精神をいかに守り抜いてきたかを記録に残した。さらに9年後は100周年を迎えることから、その都度建学の精神に立ち返り点検が行われる予定である。

以上のように、建学の精神は定期的に確認されている。

#### ＜テーマ 基準I-A 建学の精神の課題＞

建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」を基点とした、教育理念「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」、「三つの方針」を、学生たちの実態に適合するよう、今後も定期的に点検し、具体化していく。

#### ＜テーマ 基準I-A 建学の精神の特記事項＞

特記事項なし

#### [テーマ 基準I-B 教育の効果]

##### [区分 基準I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

### ＜区分 基準 I -B-1 の現状＞

金沢星稜大学女子短期大学部学則 第5条(教育目的)

本学に経営実務科を置き、社会人としての知識、教養、道徳心を具備することで社会における規範となり、かつ専門知識に則った実務能力を涵養することで地域社会に貢献できる人材養成を目的とする。

本学では、金沢星稜大学女子短期大学部学則第5条に、教育目的として「本学に経営実務科を置き、社会人としての知識、教養、道徳心を具備することで社会における規範となり、かつ専門知識に則った実務能力を涵養することで地域社会に貢献できる人材養成を目的とする」と掲げている。

これは、学則第1条「本学は教育基本法及び学校教育法にのっとり、広い教養と実務的な専門知識を授けるとともに、建学の精神に則して強い責任感と協調の精神を涵養し、実践的人間を育成し、地方文化の向上と産業の発展に寄与し得る有為な人材を育成することを目的とする」にあるとおり、建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」に基づき、確立されたものである。

本学は、建学の精神に基づいて、教育目的を設定している。

この教育目的を具体的に学内外へ表明するため、本学は「三つの方針」(アドミッショントリニティ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)を掲げている。まず到達目標としてのディプロマ・ポリシーから示す。

ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)

星稜の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、「2年間の学習を通し、社会人として女性として求められる素養が備わり、所定の単位を取得した学生に対して卒業を認定する」です。身につけるべき内容は以下の5つです。

1. 社会人として求められる将来への意欲と、責任感・協調性が身についている。
2. 地域を支える一員としての意識が身についている。
3. 大人の女性としての感性、教養、マナーが身についている。
4. 組織人としての問題発見・対応力、コミュニケーション力が身についている。
5. 職業人として必要とされる、基礎的な知識および実務能力が身についている。

このディプロマ・ポリシーに対応して、「本学では学習成果（の指針）「を目指す人物像～5つの軸～」の達成を学生に求めている。それは、建学の精神「誠実にして、社会に役

立つ人間」を次のように具体化したものである。

目指す人物像～5つの軸～

【意欲と目標】

～自己の目標を明確に持つ～

【地域への意識】

～郷土を愛し、地域社会を担う～

【感性・教養・振舞】

～感性・教養・マナーを持った振舞いができる～

【コミュニケーションと問題対応力】

～十分なコミュニケーション力と問題対応力を持つ～

【実務能力の基礎】

～ビジネスの基礎を学び、企業・組織で仕事ができる～

上のディプロマ・ポリシーや「目指す人物像～5つの軸～」は、建学の精神、教育理念に則していることがわかる。

以下に、このようなディプロマ・ポリシーを遂行する上で必要とされるカリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施に関する方針)を示す。

カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施に関する方針)

星短の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)は、社会人として、女性として求められる知識・教養・マナーをまず身につけ、さらに専門的なビジネス知識やスキルも習得できるよう、「基礎科目」「教養科目」「専門科目」からなる三段階の教育課程を編成しています。

■基礎科目

基礎科目は「社会人の核となる基礎力を全員が身につける」1年次の必修科目群であり、「言語、キャリア、経営、簿記、情報、ゼミ」分野の諸科目があげられています。

■教養科目

教養科目は「より広い教養や知識を身につける」科目群であり、「国語、数学、言語、経済、法律、スポーツ実技、その他」を配しています。

■専門科目

専門科目は「将来の目標とする仕事等に応じて、専門分野の知識とスキルを実践的に学ぶ。それぞれの目標に応じて科目を組み合わせ、学ぶことができるよう」配置された科目群であり、「経営、簿記、会計、実務、情報、観光、その他」分野の諸科目が配置されています。

以上のカリキュラム・ポリシーによって、基礎科目として、「日本語表現法I」、「English Communication」、「キャリアデザイン」、「キャリア演習I」、「キャリア演習II」、「経営学I」、「ビジネスマナー」、「簿記演習I」、「ICT活用演習」、「プレゼンテーション」、「クラスコミュニティ」、「プレゼンテーション」、「ゼミナールI」「ゼミナールII」の計14科目26単位を全員必修としている(基礎科目必修26単位／要卒68単位以上)。

現在、社会が学卒者に求めているのは、専門的な知識やスキル以上に、「人間・キャリア教育」によって培われる、いわゆる「社会人力」である。

本学は、これまで「人間・キャリア教育」に力を入れてきたが、平成25(2013)年度教育課程より、「社会人力」を最重要のビジネススキルと捉え、より一層「人間・キャリア教育」に力を入れている。

基礎科目を核に、それを教養科目、専門科目が包み込む形で、建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」に基づいた、本学経営実務科の使命「女性職業人の育成」、教育理念「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」を実現させている。

アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)

星短は、「経営実務科」として、将来、地域のビジネス界を支える女性人材の育成を目指しています。そのため次のような意欲と希望を持つ学生を幅広く求めます。

1. 「建学の精神」「教育理念」を理解し、将来、人間として、女性として大きく成長したいと考える人
2. 高等学校における各教科・科目を修得している、またはこれと同等の学力を有している人で、新たな夢に向かってチャレンジする精神と、誠実に努力する姿勢を有する人
3. 地域社会の人々や文化を大切に思い、コミュニケーションを大切にしながら社会の発展に貢献しようとする人
4. 地域の産業、企業、公務員など、ビジネス界において「経営実務」の学びを活かし、「輝く女性」として働いてみたい人

【学生への表明】

年度当初のオリエンテーション及びゼミ時に教育目的の周知を図っている。さらに「カリキュラム・マップ」は、毎年度見直しを行い、年度当初から在学生用の学修管理システム/Learning Management System(以下、「LMS」という)に掲載し、常に教育目的及び学習目標を確認できるようにしている

【教職員への表明】

基幹教育職員は、教授会などで日常的に様々な課題を学生の動向と照らし合わせながら教育目的に還元する必要性を議論している。非常勤講師に対しては、学科長及び教務課から、『教育職員便覧』を配付し、必要に応じて個別オリエンテーションの機会を設けて、本学の教育目的の共通理解を図っている。

【学外への表明】

この教育目的を具体的に学内外へ表明するため、本学はWebサイト大学案内「教育理念」、パンフレット等に明記している。

以上のように、「建学の精神」を基点とする本学の教育目的・目標は、学生便覧のみならず、本学Webサイトをはじめ、諸々の冊子、印刷物に掲載された「三つの方針」を通じて、学内外に表明している。

本学は、教育研究活動の質や学生の学習成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、教授会において教育プログラム等の毎年の点検と評価を行っている。また、年2回の保護者懇談会、企業との情報交換等を実施し、ステークホルダーの意見を聴取している。

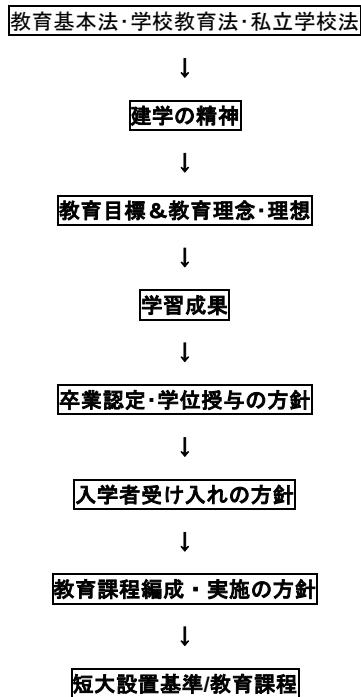
[区分 基準 I -B-2 学習成果を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

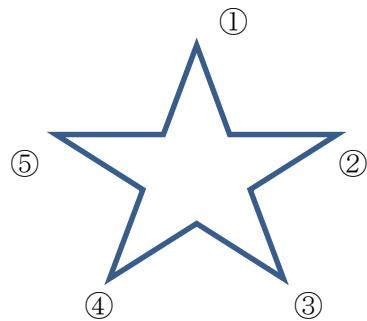
#### ＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

##### 「建学の精神」と「学習成果」との関係構造



建学の精神は「誠実にして社会に役立つ人間の育成」であり、本学のディプロマ・ポリシーには、「2 カ年の学習を通し、社会人として女性として求められる素養が備わり、所定の単位を取得した学生に対して卒業を認定します」とある。

これらを踏まえて、本学の学習成果は星稜をシンボルとする次の 5 つの光軸を持った星として具体的に示される。



- ① 意欲と目標：自己の目標を明確に持つ(態度・志向性)
- ② 実務能力の基礎：ビジネスの基礎を学び、企業・組織で仕事ができる(知識・理解)
- ③ 感性・教養・振舞：豊かな人間性に裏付けられた感性・マナーを持った振舞ができる(汎用的技能)
- ④ コミュニケーションと問題対応力：多様な社会におけるコミュニケーション力と問題対応力を持つ(汎用的技能)
- ⑤ 地域への意識：建学の精神と設立の理念を活かし、郷土を愛し、地域社会を担う(学修経験の統合と社会性)

この学習成果の設定は、2年間の卒業認定・学位授与方針「ディプロマ・ポリシー」と連動する。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

2カ年の学習を通して、社会人として女性として求められる素養が備わり、所定の単位を取得した学生に対して卒業を認定します。

1. 社会人として求められる将来への意欲と、責任感・協調性が身についている
2. 地域を支える一員としての意識が身についている
3. 大人の女性としての感性、教養、マナーが身についている
4. 組織人としての問題発見・対応力、コミュニケーション力が身についている
5. 職業人として必要とされる、基礎的な知識および実務能力が身についている

これらの学習成果は、「目指す人物像～5つの軸～」として、三つの方針とともに本学 Web サイト、大学案内にて学内外に表明している。

なお、本学では「短期大学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業または実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と規定する学校教育法第 108 条に鑑み、本学の教育目的を学則第 5 条に「本学に経営実務科を置き、社会人としての知識、教養、道徳心を具備することで社会における規範となり、かつ専門知識に則った実務能力を涵養することで地域社会に貢献できる人材養成を目的とする」と明示し、3 つの方針を置くことを学則上に規定している。

学校教育法第 108 条と本学の学習成果との関係は、毎年度初めの「自己点検・評価委員会」及び「教授会」において点検し、その妥当性を検証している。

学校教育法第108条「職業に必要な能力」「実際生活に必要な能力」と本学の学習成果

5つの軸☆	内容	職業に必要な能力	実際生活に必要な能力
1. 意欲と目標	自己の目標を明確に持つ(態度・志向性)	○	○
2. 実務能力の基礎	ビジネスの基礎を学び、企業・組織で仕事ができる(知識・理解)	○	○
3. 感性・教養・振舞	豊かな人間性に裏付けられた感性・マナーを持った振舞ができる(汎用的技能)	○	○
4. コミュニケーション	多様な社会における十分なコミュニケーション力と問題対応力を持つ(汎用的技能)	○	○
5. 地域への意識	建学の精神と設立の理念を活かし、郷土を愛し、地域社会を担う(学修経験の統合と社会性)	○	○

[区分 基準I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。
  - ②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
  - ③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 短期大学及び学科又は専攻過程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
  - ①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
  - ②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
  - ①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
  - ②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
  - ③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### ＜区分 基準I-B-3の現状＞

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを関連付けて一体的に定めている。前述のとおり、ディプロマ・ポリシーにおいて、本学がどのような人材を輩出しようとしているか、どのような成果をあげれば学位を授与するのかという方針を明示している。卒業認定はディプロマ・ポリシーに基づき行われ、卒業に係

る認定基準は学則に定め、「学生便覧」にて明記している。また、卒業に係る単位認定は、認定基準に基づき教務課において原案を作成し、教授会の審議を経て、学長が承認する形で厳正に行っている。ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーでは、「本学が目指す人物像」に則り、社会人として、女性として求められる知識・教養・マナーをまず身に付け、さらには専門的なビジネス知識やスキルも修得できるよう、「基礎科目」、「教養科目」、「専門科目」からなる教育課程を編成している。

本学では、学則に三つの方針を制定することを教授会で決定、次いで令和4(2022)年度にカリキュラム・マップを作成し、学生目線での学習の到達目標が記載されるようシラバスの見直しを行い、令和5(2023)年3月に完成させた。令和6(2024)年4月から「LMS」、「学生便覧」等に反映、活用している。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともに、社会の要望に応えるためには、学校教育法はもとより短期大学設置基準等といった関係法令を遵守することが当然不可欠である。教育情報の公開等の新たな義務が法令で定められた場合、関係法令の変更には常に関心をもって臨み、いち早く、法令に則った的確な対応ができるよう、日頃から努力している。

変更する場合、短大学長、副学長、学科長、事務局長、副局長が参加する執行部で議論のうえ、教授会で審議、さらに常務理事会、理事会で議論したうえで決定している。

三つの方針の学内外への表明は、本学Webサイトをはじめ、諸々の冊子、印刷物を通して積極的に行っている。さらにそれを踏まえた教育活動を広く公表している。

入学希望者に対する、あるいは高等学校におけるアドミッション・ポリシーを軸とした教育活動については、アドミッション・ポリシーが記載された「学校案内」を用い、オープンキャンパスや総合型選抜における事前面談等で十分説明を行っている。

以上のように、基準I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

#### ＜テーマ 基準I-B 教育の効果の課題＞

建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」、教育理念「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」、「三つの方針」、いわば本学の教育目的・目標を達成すべく、今後も不斷に点検と改善を図り続けていかねばならない。なお、近年発達の目覚ましい生成AIサービスの活用については、文部科学省や他の大学・短大の先行事例を参考にしつつ、金沢星稜大学と連携して活用のポリシー、教職員・学生向けの利用ルール・マニュアル、リテラシー教育を整備した。

#### ＜テーマ 基準I-B 教育の効果の特記事項＞

特記事項なし

#### [テーマ 基準I-C 社会貢献]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。

(2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。

①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。

②地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。

(3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

併設の金沢星稜大学では平成 12(2000)年 4 月に、地域との意思疎通と連携を強化し、学問の成果を地域に還元することを目的に「金沢星稜大学地域連携センター」を開設した。平成 19(2007)年には地域団体との具体的な協働活動を展開するために、金沢星稜大学総合研究所の「地域協働センター」に改組され、拡大を続ける本学の地域連携活動を取りまとめ、地域社会と学内諸団体のコーディネートを行い、本学の社会貢献を推進することを使命として、平成 24(2012)年に総合研究所より再び独立した組織として「SDGs 産学地域連携センター」となった。本学は大学との協働により地域連携センターの下で、高等教育機関として地域・社会に貢献すべく様々な活動に取り組んでいる。

具体的には、次のように地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業等がなされている。

Web サイト Sei-Tan News ! 令和 6(2024)年度テーマ一覧 \* 地域連携・社会貢献の関連の一部を抜粋

<https://www.seiryo-u.ac.jp/c/news/past/2024.html>

2024. 06. 06 【チーム星稜】金沢百万石踊り流しに参加しました！

2024. 06. 20 【流星祭実行委員会】能登半島地震復興支援イベント「星稜 のと応援祭」開催！

2024. 06. 21 【辰島ゼミナール】まちなかスターウォッチング in 金沢星稜大学をゼミ生が応援

2024. 08. 19 【English Communication】アメリカの大学生と一緒に、和製英語について学ぶ

2024. 11. 06 【ちいプロ/コスメティックベコリン】石川の農林漁業まつりで能登牛を応援！

2024. 11. 27 【山田プレゼミナール】第 52 回鏡花文学賞授賞式にボランティア参加しました

2024. 12. 16 【地域連携/辰巳ゼミナール】「つるべとられて秋祭り」に参加しました！

2025. 03. 18 【辰島プレゼミナール】よちよちプラネタリウムで活動

山田プレゼミナールでは、公益財団法人金沢芸術創造財団およびオーケストラ・アンサンブル金沢より依頼を受け、2025 年秋に実施されるオペラ「高野聖」の魅力を来場者にわかりやすく伝えるためのパンフレット制作に着手した。このような活動を通じて、地域社会の活性化に貢献している。

辰島ゼミナールでは、重なる震災に見舞われた珠洲大谷地区のイベントボランティアとして、現地のあげ浜式塩田で制作の塩をアピールするための菓子を現地の人と共に制作し、当日の来場者に配布して喜ばれた。また、金沢市教育委員会の施設、キゴ山ふれあい研修センターにおいて、年間を通じて多数の行事でボランティアを行っている。

辰巳プレゼミナールおよびゼミナールでは、平成 29 年 3 月に結ばれた「白山市との包括連携協定」に基づき、金沢星稜大学新ゼミナールと牧野ゼミナールと共同で、協定の主旨に基づいた活動を行っている。また、本活動は本学 SDGs 産学地域連携センターの「2024 年度地域連携による地域貢献活動」推進事業にも牧野ゼミナールと共同で採択されており、学内

での報告会を行ったほか、白山市長などが同席する白山市への活動報告会も行った。特に若年層の利用促進を目指したまつとうまちなか商店街の活性化に向けた取り組みとして、商店街の見学を通じた課題発見や秋祭りへの参加を通じた商店街の利用促進活動を行っている。秋祭りを中心とした活動を行いつつも、商店街の持続的な利用を促すノベルティの企画とその贈呈を行った。経営実務Ⅱにおいては、2018年6月に石川県公衆浴場業生活衛生同業組合金沢支部と締結された「銭湯の振興及び地域の生活衛生文化の継承・発展の目的とした協定」の一環として、若者の温泉や銭湯の利用促進と温泉や銭湯文化の振興を目指したノベルティの贈呈を行った。

地域・社会への貢献について、年1回、地域活動の報告会を実施している。また、報告書として冊子にまとめている。

＜テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題＞

特になし

＜テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

「金沢星稜大学女子短期大学部学則」の「第1章 総則」における「第2条(自己評価等)」には、以下のように記されている。

(自己評価等)

第2条 本学は教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

令和3(2021)年9月に受審した認証評価の指摘を受けて、直ちに「金沢星稜大学女子短期大学部自己点検・評価規程」を制定(2021年9月)し、自己点検・自己評価のための体制を強化した。これは実態に沿うように規程を整備したものであり、それ以前にも「金沢星稜大学女子短期大学部認証評価委員会」とその下部組織である「自己点検・評価作業部会」が置かれ、自己点検・評価活動が行われていた。自己点検・評価委員会においては教務、学生支援、

進路支援、入試広報といった役割を教育職員一名ずつが担い、教務課、学生支援課、進路支援課、入学課等の事務職員とともに、日常的にそれぞれの部門の自己点検・評価を行っている。

各分担者の自己点検・評価は、日常的ななされ、議論を交えた上、改善が必要となれば、改善案をつくり、教授会で協議し改善策を正式決定し、直ちに実行に移している。

また、評価結果を踏まえ、速やかに教育活動の改善に活用できるよう、毎年の自己点検・評価報告書の作成、および認証評価・外部評価に関する事項を審議している。自己点検・評価報告書は毎年、一般財団法人大学・短期大学基準協会の提供する認証評価に係る様式を用いて作成し、公表している。

「自己点検・評価報告書」の作成にあたっては、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」という包括的な点検と評価が必要になる。まず自己点検・評価委員会において報告書の執筆分担を決定し、作成スケジュールと締め切りを設定後、各担当者が執筆にあたる。平成 30(2018)年からは提出された報告書を委員会の委員全員で読み合わせ、その自己評価の結果、特に新たな基準との適合性について議論を尽くしている。その後、各委員や所管部局、教授会で課題を共有することとしている。

令和 3(2021)年度は認証評価を受審したことにより、これまで見過ごされてきた教育・研究・大学運営上のいくつかの課題が明確になった。こうした自己点検・評価結果を改革・改善にむけて活用すべく、上述のように、速やかに「金沢星稜大学女子短期大学部自己点検・評価規程」を制定することにより組織の整備を図り、体制強化を図った。

令和 3(2021)年度は報告書の作成に当たり、併設校である星稜高等学校長の意見聴取を実施した。なお、令和 5(2023)年度「自己点検・評価報告書」からは定期的な外部評価を加えた。

### [区分 基準 I -D-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

### ＜区分 基準 I -D-2 の現状＞

本学では、教育の内部質保証を実現するための学内の仕組み(「内部質保証システム」)として、日常的な教育・研究活動を以下の 6 項目から査定(アセスメント)している。

#### 1. 教育の内部質保証に関する方針と体制

- ①教授会:本学は教育研究活動の質と学生の学習成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うための枠組みとして、教授会等で折に触れ、質保証の方針や体制を検討している。それらの内容は「中期計画・目標」として教授会で承認され、学園に提出される。
- ②稻置学園監事による短大教育関係監査:年に一度、稻置学園監事による短大教育監査を

受け、指摘事項の改善に取り組むなど教育の内部質保証に関する方針と体制を確立している。

・教学監査の評価項目は次のとおりである。

1. 教育の理念及び教育目標の達成 2. 教育内容 3. 教育方法 4. 成績評価及び修了認定
5. 教育内容等の改善処置 6. 入学者選抜 7. 学生の支援体制 8. 教育職員組織 9. 管理運営等
10. 施設設備及び図書館等 11. 自己点検及び評価等 12. 情報の公表 13. その他

## 2. 学習成果を焦点とする教育プログラムのアセスメント

本学は、教育研究活動の質や学生の学習成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、教授会において教育プログラム等の毎年の点検と評価を行っている。

令和4(2022)年度からは、カリキュラムの点検と評価を行い、デジタルトランスフォーメーション関連の科目「数理・データサイエンス・AI リテラシー」を新設した。開講科目は1年次を対象としており、全ての学生が学術的のみならず社会的にも活用できるデータサイエンスの知識を身につけ、問題解決のための手法や考え方を身につけることを目的としている。本教育プログラムを全学生が修了できるようにするために、開講科目はオンデマンド形式で実施し、教育実践の具体的方法としても、対談形式の教材動画の配信や学生コメントに対するフィードバックなど受講生の学習意欲を喚起する工夫を行っている。また、“実践にもとづくビジネス教育の強化”の趣旨のもと、「経営実務(1年前期)」を「経営実務Ⅰ(1年前期)」「経営実務Ⅱ(1年後期)」に拡充した。

また、「教育の質を保証する」ために、本学は、シラバス作成、授業実施に細心の注意を払っている。シラバスは、「授業意図」、「具体目標」、「履修条件」、「授業計画表」、「成績評価(方法・割合・留意事項)」等で統一的に構成されている。これらは、各授業担当教育職員が、建学の精神に基づいた「学位授与の方針」に対応する「教育課程の編成・実施に関する方針」に則り、作成している。(区分 I-B-2 の現状参照)

また、年間44単位のキャップ制を制定、学事暦を設定することにより、学生が適切に教育プログラムを履修できる環境を整えている。

## 3. 教育プログラムの新設等の学内承認

新たな教育プログラムの設置においては、その質を保証するための教授会審議は当然ながら、常務理事会、理事会等(学則変更を伴う場合)で承認の仕組みを定め、実施している。

## 4. 教育職員の能力の保証と開発

教育職員は教育研究活動を通じて、学生に短大における質の高い経験をもたらし、知識及び能力、技能を修得できるように教授することを使命としている。また、教育研究の支援及び学生の学習を支援する職員は、知識や技能を活かしてそれぞれの担当する業務にあたることを任務としている。教育研究活動を担う教育職員の採用に当たっては、専攻分野における教育研究上の業績を有すること、または特に優れた知識・経験を有すること等の適切な審査基準を定め、審査を実施している。昇任についても同様である。令和6(2024)年度は講師

昇任 1 件の人事異動を行い、短大設置基準等に基づいた適切な教育職員配置を行っている。

### 5. 学習環境・学生支援の点検・評価

学生が学習を行う施設・設備や資源等の学習環境、ならびに学生の学習等の相談・助言等の学生支援の施策の状況について、継続的な改善・向上を行うために、点検・評価を行っている。

令和 2(2020)年度に、遠方からの入学者を支援する「家賃・遠距離通学費支援制度」を新設して、学生支援制度の整備・充実を図った。また、令和 3(2021)年度後期から 1 年次学生対象にタブレットを無償貸与し、タブレットを活用した対面授業の導入を開始した。対面授業の重要性にも着目しながら、IT 教育環境の充実・強化を実施するとともに、双方を効果的に活用するなど、柔軟なハイブリッド型の教育を展開している。

その他、令和 2 (2020) 年度から、学生と意見交換する「学長との意見交換会」を実施している。令和 6 (2024) 年度の意見交換会では、キャンパスライフに慣れてきた 1 年生と先輩である 2 年生が参加し、話題は学生生活の他に、進路や就職活動などに及んだ。学長からは学生生活で困っていることや教職員との距離感についてもヒアリングがあり、学生たちは学内施設や授業等への改善要望と、日頃から教職員が学生に寄り添った対応をしていることに安心感があることを伝えていた。

### 6. 教育研究活動の有効性の検証

本学では教育プログラム等の質保証が効率的に実施されているかどうかを検証するため、平成 30(2018)年 9 月に情報戦略室が置かれ、大学の各教育研究組織の諸活動に関する情報を収集し分析するインスティテューション・リサーチ(IR)の取り組みを開始した。令和 3(2021)年 4 月の組織変更にて情報戦略室を廃止し、IR 機能は、大学・短大事務局と法人経営企画部の連携体制にて対応する体制に変更され、令和 6(2024)年度には入学課の業務分掌に教学 IR を追加した。

教学 IR においては、入学状況、進学、留年、退学の状況、卒業や進路の状況に関する定量データの収集と分析や、入学時調査、学生調査、授業アンケート、卒業時調査、卒業生調査、雇用者調査などの各種の調査を実施している。

本学の教育職員は、学期末ごとに、学生による授業評価を受けている。その評価結果は、各授業の担当教育職員に提示され、各教育職員は、評価結果を認識するとともに、さらなる授業改善のために活用している。その証左がシラバスに関わる「授業で課題(例えば、小テスト・小論文・小レポート等)を学生に提示することによって、教育職員が学習成果の状況を適切に把握できるようにしている」にもつながっている。さらに、保護者の声、そして企業(社会)からの声に耳を傾けることも重要である。

本学経営実務科が、期待されている「学習の成果」を上げているかどうか、様々な観点にたって査定する努力をしている。

まず、「保護者の声」について、年に 2 回「保護者懇談会」を開き、また、「保護者のための就職ガイダンス」時においても直接話を聴取し、同様の査定を行っている。

「企業からの査定」についても、本学卒業生が就職している企業へ、本学担当教職員が直接

訪問し、「生の声」を聴くことしている。その際、どの様な人材を企業側が求めているのか、本学卒業生の評価を聴取し、経営実務科単体の女子短大である本学に期待するところを率直に述べてもらっている。職場で活躍している本学卒業生が同席し、その優れた点を懇切丁寧に説明してくださった企業もある。

また、本学の学内合同企業説明会に参加してくださる企業の多くは、実際に本学卒業生が就業している。ゆえに、その際にも、卒業生の評価を聴取している。さらに、学外で開催される合同企業説明会等にも職員が学生とともに出向き、できるだけ多くの企業から本学卒業生の評価を聴取するよう努めている。

さらに、令和2(2020)年度から学生支援課を受付窓口として、学長が学生数名ずつと授業やカリキュラム、大学生活、進路、人生哲学などについて30分～1時間程度懇談する「学長との意見交換会」を適時開催している。学生の動向や要望などの聞き取りを通じて、教育計画とその実施過程を評価する機会を得、改善を加えて教育の質向上に役立てようとしている。

その他、定期的に稻置学園監事による「短大部学内教育監査」を受け、カリキュラムの適切な運用等について、指導・助言を得ている。本学ではこのように教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを運用している。

本学は、教授会をはじめ、経営管理部や監事、常務理事会、理事会など組織を挙げてコンプライアンスに取り組んでおり、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。また、学習成果を焦点とする各種アセスメントの手法を有して、定期・臨機に取り入れつつ、「教育の質を保証する」取り組みを行っている。こうした評価はさらなる教育の向上・充実のためのPDCAサイクルに活用されている。

令和6(2024)年度本学卒業生100名のうち98名が就職(名目就職率100.0%)、四年制大学からでも難関とされる企業への採用数も多く、国家公務員・地方公務員にも延べ21名が合格した他、2名が四年制大学へ進学している。このことからも、本学の教育の内部質保証は適切に行われ、高水準を維持していると評価できる。

#### ＜テーマ 基準I-D 内部質保証の課題＞

本学における基準I-D 内部質保証の課題としてあげられるのは、査定(アセスメント)の手法のさらなる確立とその継続によって、中・長期的な内部質保証に取り組むことである。受験生の四大志向、共学志向などの中で、本学は北陸唯一のビジネス系女子短大として異彩を放ち、社会や卒業生からは高い評価と支持を得ている。しかし、近年受験者が減少し、令和6(2024)年入学者は90名と入学定員(98名)に満たなかった。本学は医療や栄養、保育といった分野がないこと、また、入学試験のハードルが高いという受験者層の思い込みもあるようである。本学の設立・維持基盤にかかわるこれらの対応を適切に行うことが内部質保証の課題である。

#### ＜テーマ 基準I-D 内部質保証の特記事項＞

特記事項なし

#### ＜基準I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

**(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況**

○前回記載の行動計画

令和 3(2021)年度認証評価を受けた際の、自己点検・評価の課題についての改善計画としてあげられたのは、次の 2 点であった。

- ① 査定(アセスメント)の手法のさらなる確立とその継続実施による評価を踏まえて中・長期的な内部質保証に取り組む。
- ② 本学は北陸唯一のビジネス系女子短大として高い評価と支持を得ているが、近年受験者が減少し、令和 3(2021)年入学者は入学定員に満たなかった。本学の設立・維持基盤にかかわるこれらの分析と評価を踏まえた改善計画を立案し、実行に取り組む。

○行動計画の実施状況

①について

本学では、建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」に基づき、教育理念「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」が設定され、さらにこれに則した「三つの方針」(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)を一貫して実行している。令和 3(2021)年度においては、これらの文言の整備と分かりやすさを主眼とする修正を行った。また、学習成果の明確化と図示化を行った。このことによって、査定(アセスメント)の手法のさらなる確立とその継続実施による評価を踏まえて中・長期的な内部質保証に取り組む課題が明確になった。

②について

18 歳人口の減少と、四大志向が強まる中で、短大志望者の減少は全国的な傾向であり、北陸地区も例外ではない。令和 3(2021)年度より、入学課関係職員のみならず、学長以下短大教育職員が石川県・富山県内高校訪問を行って短大の積極的なアピールを展開している。また、自己 PR 方式の特別選抜試験を年内に新設・実施した。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

今回の自己点検・評価の課題についての改善計画としてあげられるのは、次の 2 点である。

- ① 査定(アセスメント)の手法のさらなる具体化とその継続実施による評価を踏まえて、中・長期的な内部質保証に取り組む。
- ② 本学の入学定員確保に向けたさらなる具体策の検討と実施

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

#### [区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。  
①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
- (4) 進級判定がある場合は周知している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学経営実務科の単位授与の要件は、学則第4章「授業科目・履修方法及び課程修了の認定」において定められており、これらは建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」、教育理念「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」に則したものである。単位授与の要件については、学生便覧に掲載し、本学Webサイトにて公開・周知している。

以下に、これを示す。

#### (学修評価・単位の認定)

第13条 各授業科目的課程を履修し、学修の評価により合格した者には所定の単位を与える。

第14条 学修の評価は試験、論文その他の方法によるものとし、その方法及び評価の基準については各授業科目の担当者があらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

2 試験は原則としてその授業科目的授業が終了する期の終わりに行う。ただし、学長が必要と認めるときは隨時に行うことができる。

3 学修評価は、S、A、B、C、D、Rをもってあらわし、S、A、B、C、Rを認定とする。

第15条 疾病その他やむを得ない事由により受験できない者は、その理由を明記して届け出なければならない。

2 前項の届け出により、やむを得ない理由があると認められた場合は、追試験を受けることができる。

上記の単位授与の要件を踏まえて、成績評価は以下のように定められている。

#### ●成績評価

各授業科目的教育目標に対する学生の到達度を見るために、それぞれの授業形態に応じた評価方法に基づいて成績評価が行われます。

成績評価の方法には、期末試験・レポート、授業内の試験・レポート・課題、授業への参加態度などがあります。各授業科目的シラバスに評価方法が書かれていますので、受講開始時に確認をしましょう。

#### ■成績評価の区分

100点法に基づき以下の区分によって行われ、各自の成績として記録されます。

評価点	成績評価	GP 値	認定種別
90~100	S	4	合格
80~89	A	3	
70~79	B	2	
60~69	C	1	
単位認定	R	-	
~59	D	0	不合格

また、本学の「GPA(Grade Point Average)制度」について以下に示す。

### ●GPA 制度

GPA 制度は、成績評価をより明確にするための方法です。成績評価の段階ごとに所定のグレードポイント(GP 値)を付与し、学期ごとに履修登録したすべての科目(不合格科目含む)の GP 値の、1 単位当たりの平均値を出したものです。最高点は 4.00(すべての履修科目において S 評価)となります。

GPA 値は、褒賞制度や奨学生制度で活用されます。なお、単位認定による修得単位は、GPA の対象に含まれません。

#### ■GPA の計算方法

計算方法は次の通りです。

$$= \frac{\{(修得単位数) \times (当該科目での GP 値)\} の総和}{履修登録した単位数の総和}$$

本学経営実務科の卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」、教育理念「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」に則したものである。これらの方針については、ディプロマ・ポリシーとして学生便覧に掲載し、本学 Web サイトにて公開・周知している。

以下に、これを示す。

#### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

星短の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、「2 年間の学習を通し、社会人として女性として求められる素養が備わり、所定の単位を取得した学生に対して卒業を認定する」です。身につけるべき内容は以下の 5 つです。

1. 社会人として求められる将来への意欲と、責任感・協調性が身についている。
2. 地域を支える一員としての意識が身についている。
3. 大人の女性としての感性、教養、マナーが身についている。
4. 組織人としての問題発見・対応力、コミュニケーション力が身についている。
5. 職業人として必要とされる、基礎的な知識および実務能力が身についている。

修了時には、「短期大学士」の学位を取得することができ、以後「誠実にして社会に役立つ人間」として活躍しつつ、自己実現を図ることが期待されています。

このディプロマ・ポリシーを踏まえて、卒業要件は以下のように定められている。

## ●卒業の要件

要件を満たした者に卒業を認定し、学位が授与されます。

短期大学部	・本学に2年以上在学していること
	・本学が定める教育課程を履修していること
	・本学が定める区分ごとに必要な単位を取得していること
	・卒業要件を満たす単位を68単位以上取得していること
	・授業料等の学費を完納していること

本学の卒業に必要な単位数は68単位以上（学則第11条）であり、さらに区分ごとに必要な単位数が設定されている。必修の基礎科目は32単位、選択の教養科目は6単位以上、同じく選択の専門科目は12単位以上（選択科目において36単位以上）である。

また、本学では履修単位数と履修単位制限については「キャップ制度」を導入しており、学生の自発的な学習時間の確保に努めている。

以下に、本学の「キャップ制度」を示す。

### ●履修単位数と履修単位上限(キャップ制度)

#### ■履修上限単位数 年間44単位

年間に履修できる単位数に上限を設けるキャップ制度を導入しています。これは、各自の授業時間外の学習時間を十分確保し、授業内容を奥深く身につけることを目的としています。

ただし、個別の学習状況に応じて以下の履修単位制限の緩和措置が設けられています。

#### ■履修上限単位数が緩和される場合

短期大学部	44単位+8単位 まで緩和	前期の成績が全てSである場合、当該年度の履修上限を緩和
	44単位+4単位 まで緩和	前期の成績が全てA以上である場合、当該年度の履修上限を緩和
	履修単位制限の 対象とならない	集中講義において履修した科目の単位
		専門科目「公務員」「会計」(CDP)の履修単位
		金沢星稜大学および金沢星稜大学女子短期大学部以外の教育機関での履修単位
		単位認定に相当すると認めた検定試験に合格した場合（技能審査による単位認定を参照）

以上のように、本学経営実務科は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。

また、単位授与、卒業認定や学位授与については、本学の教授会や執行部会（学長、副学長、学科長）などにより定期的に点検している。

なお、本学においては進級判定に関しては該当しない。

### [区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

①学習成果に対応した授業科目を編成している。

- ②専門職学科においては、当該科目の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
- ③シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- （2）教育課程の見直しを定期的に行っている。
- （3）専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学経営実務科の教育課程は、前述のディプロマ・ポリシーに対応したものであり、短期大学設置基準に則り体系的に編成している。

本学経営実務科のカリキュラム・ポリシーおよびカリキュラム・マップを以下に示す。

#### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

星短の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、社会人として、女性として求められる知識・教養・マナーをまず身につけ、さらに専門的なビジネス知識やスキルも習得できるよう、「基礎科目」「教養科目」「専門科目」からなる三段階の教育課程を編成しています。

##### 1. 基礎科目

基礎科目は「社会人の核となる基礎力を全員が身につける」1年次の必修科目群であり、「言語、キャリア、経営、簿記、情報、ゼミ」分野の諸科目があげられています。

##### 2. 教養科目

教養科目は「より広い教養や知識を身につける」科目群であり、「国語、数学、言語、経済、法律、スポーツ実技、その他」を配しています。

##### 3. 専門科目

専門科目は「将来の目標とする仕事等に応じて、専門分野の知識とスキルを実践的に学ぶ。それぞれの目標に応じて科目を組み合わせ、学ぶことができるよう」配置された科目群であり、「経営、簿記、会計、実務、情報、観光、その他」分野の諸科目が配置されています。

	ゼミナール	教養	言語・国際文化	経営・キャリア	会計・財務	情報	特別
1年前期	クラスコミュニティ	基礎の国語	日本語表現法Ⅰ	経営学Ⅰ	簿記演習Ⅰ	ICT活用実習	財務会計応用（通年）
		基礎の数学	English Communication	経営実務Ⅰ		情報化社会論	原価計算応用（通年）
		くらしと経済	TOEICⅠ	キャリア実習Ⅰ		情報化社会論実地研修	一般知能基礎（通年）
		スポーツ実技a	アジアスタディーズa	キャリアデザイン		MDASHリテラシーⅠ	一般知識基礎（通年）
			アジアスタディーズb				
1年後期	プレゼンナール	現代教養a	日本語表現法Ⅱ	経営学Ⅱ	簿記演習Ⅱ	プレゼンテーション	財務会計基礎
		現代教養b	Enjoy English a	人的資源管理	金融実務演習Ⅰ	情報技術 a	原価計算基礎
		心理学入門	Enjoy English b	流通業界研究	税務会計演習	MDASHリテラシーⅡ	財務会計応用（通年）
			Intercultural Communication I	経営実務Ⅱ	会計演習Ⅰ		原価計算応用（通年）
			TOEICⅡ	観光学a			一般知能基礎（通年）
			海外研修	マーケティング論Ⅰ			一般知識基礎（通年）
2年前期	ゼミナール（通年）	スポーツ実技b	Enjoy English c	マーケティング論Ⅱ	簿記演習Ⅲ	オフィスP C実習 a	
		現代教養c	Enjoy English d	アントレプレナーシップ	簿記演習Ⅳ	オフィスP C実習 b	
			Business English Communication I	経営実務Ⅲ	金融実務演習Ⅱ	情報技術 b	
			Intercultural Communication II	ビジネスソフト実習	会計演習Ⅱ	情報技術 c	
				観光学b			
2年後期	ゼミナール（通年）	くらしと法律	Enjoy English e	ベンチャー企業論	簿記演習Ⅴ	オフィスP C実習 c	
		現代教養d	Business English Communication II	経営実務Ⅳ		情報技術 d	
		現代教養e		プライダルコーディネート		情報技術 e	
		生きるための哲学・倫理学		経営組織論			

本学は、学習成果に対応した分かりやすい授業科目編成を心掛けている。

本学経営実務科の授業科目は、分野、形式、履修方法、学期・開講期間、配当年次により、合理的に編成されている。これらを1年次から2年次に段階的に習得していくことで無理なく卒業に必要な単位を修得し、卒業することが可能となる。

基礎科目は、「社会人の核となる基礎力を全員が身につける」（同上）とあるように、社会人の基礎として必要な人間性とビジネススキルを、全学生が履修する編成となっている。

教養科目については、「より広い教養や知識を身につける」（同上）とあるように、社会から求められる幅広い知識に触れ、教養を深める編成となっている。

専門科目においては、「将来の目標とする仕事等に応じて、専門分野の知識とスキルを実践的に学ぶ」（同上）とあるように、社会での様々な仕事につながる実務能力を伸ばす編成をとっている。

基礎科目を必修とし、卒業に必要な単位数（68単位以上）のうち、32単位（14科目）をこの基礎科目としている。1年次のプレゼンナールに続く、2年次ゼミナール4単位（2科目）をのぞき、基礎科目は1年次配当となっている。

一方、専門科目は、1年次から配当されるが、大半は2年次前期以降の配当という工夫がされている。例えば、将来に向けて「簿記力」を徹底させたい学生は、簿記演習Ⅰを1年次前期に週2回基礎科目として履修した後に、簿記演習Ⅱを1年次後期に週2回、簿記演習Ⅲを2年次前期に週2回、簿記演習Ⅳを2年次夏休み（集中講義）、簿記演習Ⅴを2年次の後期に週2回と履修できる授業科目編成がなされているということである。

教養科目については、1年次前期から2年次後期にわたりバランスよく配当されている。

以上、本学経営実務科の教育課程は、基礎科目を核に、それを教養科目、専門科目が包み込む形で、卒業認定・学位授与の方針と対応した体系をとっていることがわかる。

また、本学のシラバスの記載項目は、「授業意図」「科目の具体目標」「履修条件」「授業計画（予習・復習を含む）」「成績評価（方法・割合・留意事項）」「成績評価のフィードバック」「教科書・参考書」「事前事後学習の内容」「アクティブラーニングの要素」「実務経験の内容」等となっており、具体的に記述するように設定している。これらの記載項目につ

いては、教育改革と併せ、適宜見直しを行っている。シラバスは学務システムで管理しており、登録後はシラバスが適正かどうか、教務課が確認を行っている。本学の教育内容の詳細を地域社会に発信する良い機会となることから、シラバスは本学 Web サイトで公開し、学生だけでなく誰でも自由に閲覧・検索できるようになっている。

本学の教育職員は、学期末ごとに学生による授業評価を受けている。その評価結果は、各教育職員に提示されている。各教育職員は、評価結果を認識するとともに授業改善のために活用している。

本学では、教養系や言語・国際文科系、経営・キャリア系や簿記会計系等の等の教育職員間における授業内容について、日頃から連絡・連携が適切に行われている。各種行事などにおいても、同様の連絡・連携が速やかになされていることから、この延長線上に授業・教育方法の改善も自然な形で現れている。

専任教育職員の研究室は、学長室も含め本館（A館）2階フロアに集中して配置されており、意思疎通および協力体制の環境が整っている。特に、専任教育職員が共通して担当する「クラスコミュニティ」（1年次前期）においては、常に授業内容・授業方法の改善に向けて、様々な意見を出し合い協力・調整を図っている。

本学は、「通信による教育を行う学科・専攻課程」を配置していないが、令和2（2020）年度からはコロナ禍を契機にして一部遠隔授業を実施している。遠隔授業は、かねてより導入していた LMS をベースとして、Zoom 等 WEB 会議システムを用い、YouTube に動画を配信するなどして、講義の質を低下させることなく双方向授業の実現を目指している。

以上のとおり、本学経営実務科は教育課程編成・実施の方針に従って教育課程を編成しているといえる。また、その教育課程の見直しも定期的に行っている。先に示したカリキュラム・マップは令和4年度（2022年度）に作成したものである。カリキュラムに関しては、教授会のみならず、事務職員等も交えた意見交換会などを定期的に行っている。

### 〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### 〈区分 基準Ⅱ-A-3 の現状〉

今日、社会で求められている素養は、専門的知識やスキル以上に、いわゆる「社会人」である。「本学が目指す人物像」に則り、社会人として、女性として求められる知識・教養・マナーをまず身に付け、さらには専門的なビジネス知識やスキルも習得できるよう、本学では「基礎科目」「教養科目」「専門科目」からなる教育課程を編成している。

「基礎科目」は必修とし、自己理解、職業理解、マナー、立ち居振舞、経営、簿記、情報処理等、社会人の核となる基礎力をまず全員で身につけた上で、文学、法律、経済、英会話の科目を配し、社会人として、より幅広い教養や知識を身につけることが意図されている。

教養教育の中には、「日本語表現法Ⅱ」「Enjoy English a、b、c、d、e」「くらしと経済」

「くらしと法律」「現代教養 a、b、c、d、e」等が配されており、それらが専門科目の「経営学Ⅱ」「人的資源管理論」「マーケティング論Ⅰ、Ⅱ」「観光学 a、b」「経営実務Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」「アントレプレナーシップ」「簿記演習Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、V」「情報技術 a、b、c、d、e」などを履修する際の土台となっている。

教養教育の効果の測定・評価については、毎回の課題提出や試験の実施など科目ごとに適切に行われている。また、教養科目に関する科目の新設や改廃等は、執行部(学長、副学長、学科長)と科目担当者等で検討、審議し最終的に教授会の議を経て決定している。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>**

学園全体が共有する建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」に基づき、地元産業界からの要望に応え、「女性職業人の育成」を使命とし、昭和 54 年(1979 年)に本学が開学したことは繰り返し述べてきた。

本学経営実務科の誕生自体、北陸における本格的「女子職業教育」の幕開けといえ、その伝統は現在も揺るぎないものと考える。本学の教育理念「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」に根ざしたディプロマ・ポリシーを今一度掲げる。

**卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）**

1. 社会人として求められる将来への意欲と、責任感・協調性が身についている
2. 地域を支える一員としての意識が身についている
3. 大人の女性としての感性、教養、マナーが身についている
4. 組織人としての問題発見・対応力、コミュニケーション力が身についている
5. 職業人として必要とされる、基礎的な知識および実務能力が身についている

以上の本学ディプロマ・ポリシーに沿った教育は、地元産業界が求めている広義の「職業教育」そのものといえる。本学には、地元産業界から、現在も「事務職求人」が多数寄せられる。学生の多くはそれを望んで本学に入学し、令和 6 (2024) 年度卒業生の 69% が事務職に就くこととなった。事務職では、北陸を代表するメーカーから指定校での推薦枠もあり、金融、商社などで営業事務に就く学生も多い。

本学において、事務職に関わる「職業教育」の根幹を成しているのが、「基礎科目」(必修)である。事務職に関わる「基礎科目」の内容を、以下に、いくつか示す(シラバスの「授業意図」、「科目の具体目標」参照)。

- (1) 「クラスコミュニティ」

**【授業意図】**

本講義ではクラスごとに教育職員と学生によるコミュニティ(共同体)をつくり、学生として身につけるべき学修意識や社会の一員としての意識を学びます。

基本的なテーマとして「『読む』『聴く』『考える』『書く』『話す』Input～Output」を設定し、全クラス合同の講義形式とクラスごとの演習形式とを適宜組み合わせたかたちで実施します。

クラスごとの演習は、各クラス担任が持ち回りで全クラスの講義を担当する方式で行います。詳細は第1回の講義で説明します。

クラス担任は、学業・学生生活・就職に関する総合的な指導・アドバイスも行います。

**【科目の具体目標】**

学生として身につけるべき学習意識や社会の一員としての意識を学ぶ

(関連するディプロマ・ポリシー)

- ・社会人として求められる将来への意欲と、責任感・協調性が身についている。

**(2) 「キャリアデザイン」****【授業意図】**

キャリアデザインとは、これから先の「人生設計」のことです。皆いつかは社会の一員として活躍する日が来ます。特に、仕事上のキャリアは人生の大部分を占める重要なものです。本講義では、どんな人生を送りたいか、自分にとって幸せとは何か、これらのことを考えると同時に、社会人として必要とされる能力や姿勢、知識の修得を目指します。

キャリアデザインの基礎から応用まで段階的に理解を深めるため、キャリアデザインの基礎理解、人生設計、自己理解、仕事理解、職場理解、ケース研究などを順に扱います。皆さんの成長の記録となるような、各種ワークシート等の作成にも注力します。

本講義では、自分のキャリアについて考えること、今の自分の役割や目標を確認すること、今の自分について自己理解を深めること、そして自分の将来を考えることを目的とします。また、女性のキャリアについても明確に具体的に取り上げています。皆さんのがこれから日本社会を支え、さらに輝く存在になれるような学びを目指します。

**【科目の具体目標】**

- ・キャリアデザインの基本と方法を理解する。
- ・自己理解や仕事理解、職場理解に関する考え方を知る。
- ・ワークシート等を通して、自分のキャリアデザインを実践する。
- ・キャリアデザインの知識を就職活動に活かす。

**(3) 「キャリア実習Ⅰ」「キャリア実習Ⅱ」****【授業意図】**

この授業はグループディスカッションを通して次の3つを学びます。

- ①自己理解とその表現の方法としてのコミュニケーションスキル
- ②他者との関係を構築し、グループ内での姿勢、態度、役割について学ぶこと
- ③グループで課題を解決していくためのさまざまな手法や論理的思考法

**【科目の具体目標】**

グループワークを通して次の目標の習得をめざす。

- ①自己理解と自己表現
  - ②対人関係コミュニケーション能力
  - ③対人関係構築力
  - ④プレゼンテーションの方法
  - ⑤情報の論理的な分析・加工・処理方法
- (関連するディプロマ・ポリシー)
- ・組織人としての問題発見・対応力、コミュニケーション力が身についている。

#### (4) 「経営学 I」

##### 【授業意図】

この講義は必修科目であり、経営学を学ぶ基礎となる科目です。また、1年次後期より始まるそのほかの経営学系科目を学ぶ前の前提知識を学ぶ講義です。

経営学というと会社やお店の経営をするためだけの学問と思ってしまうかもしれません、日常生活においても応用可能な学問であり、正しく理解していれば皆さん的人生をより豊かにしていくことも可能です。また、就職して会社や組織の構成員になると、事務職であっても営業職であってもそのほかどの職種であっても経営学の知識を応用できる場面や環境は多くなります。

インターネットなどでとりあえず調べた知識ではなく、経営学に関する基礎知識や理論を学び、事例紹介やグループワーク、レポート作成を通じて、自ら正しく経営学を理解できるようになれるることを期待します。

##### 【科目の具体目標】

- ・経営学を自分事として捉え、実生活においても応用、考えられるようになる。
  - ・グループワークやレポート作成を通じて、自分の意見を発信できるようになる。
  - ・理論と実践や事例をつなげて考えることが出来る。
  - ・社会人となった自分の姿、ビジネスの現場を想像し、そこで発生した問題を解決できるような理論と知識を修得する。
- (本講義と関連するディプロマ・ポリシー)
- ・組織人としての問題発見・対応力、コミュニケーション力が身についている。
  - ・職業人として必要とされる、基礎的な知識および実務能力が身についている。

#### (5) 「簿記演習 I」

##### 【授業意図】

商店や会社などの営利企業は、経済活動によって自分が関係する経済価値が変化するとき、これを記録しなければなりません。このような記録すべき事柄を取引と呼びます。これらの取引は複式簿記というルールに基づいて記録されます。その記録計算を通じて、企業の財政状況(どれだけ財産をもっているか)と経営成績(どれだけ儲かったか)を明らかにすることが簿記の目的です。その計算結果は財務諸表(貸借対照表、損益計算書)として表され、企業の経営管理や利害関係者との利害調整として役立てられます。将来、企業が何らかの意思決定・判断を行う際に必要となる情報・データになります。

簿記の学習を通して、物事を合理的に考察し、正確・迅速に処理する能力や思考力を身につけることをねらいとします。

##### 【科目の具体目標】

- ・商業簿記の基礎的な知識を身につける。
  - ・経理担当者として初步的な実務処理能力（全経簿記3級程度）を身につける。
  
  - ・日商簿記3級の基礎知識を身につける。
- (本講義と関連するディプロマ・ポリシー)
- ・職業人として必要とされる、基礎的な知識および実務能力が身についている。

(6) 「ICT 活用実習」

**【授業意図】**

社会で働き、生活を送るためには、現在の情報化社会で必要となる基礎的なICT技術を身に着けなくてはいけない。また、職場やコミュニティでは人と協力することが求められる。現代社会や職場を想定した実習を通じ、社会で必要となるICTの基礎事項を理解し、学内や職場で必要な情報リテラシーを習得することが本科目の狙いである。

**【科目の具体目標】**

- ・職場で利用頻度が高いアプリケーションの基本操作を習得する。
  - ・組織の中でのICTに関するマナーを身に着ける。
  - ・積極的にICTを利用する姿勢と自信をもつ。
  - ・学生生活で困難なくICTを利活用できる。
- (本講義と関連するディプロマ・ポリシー)
- ・大人の女性としての感性、教養、マナーが身についている。
  - ・職業人として必要とされる、基礎的な知識および実務能力が身についている。

(7) 「プレゼンテーション」

**【授業意図】**

プレゼンテーションとは、相手の思考や認識、行動をも変えうるもので、単に自分の主張や説明を発表したり表現したりするだけのものではありません。この科目では、多様な状況設定での情報伝達や表現を練習することで、総合的なコミュニケーションスキルを高めます。自らの思考による意見を自分の言葉で適切に話せる人を目指し、そのスキルを自分の経験と他者の姿から学びます。また、授業を通して、評価の配点を公開するので、自己管理力を高められます。また、グループワークではいつでもだれとでも協力して、成果を上げることを目指します。

**【科目の具体目標】**

プレゼンテーションの実践は、コミュニケーション力の向上に役立ちます。この科目で、人と話したり、期日を守って課題を提出したり、計画的に準備したりすることで、社会人として求められる責任感を身につけることができます。グループ活動や共同作業では、協調性の重要性に気が付き達成感も味わえます。大人の女性のふるまい方は、リアルな場でもオンライン上でも、クラスメートと互いに磨くことができます。

- ・プレゼンテーションの対象とする相手やテーマに最適で、目的を達成することを意識したプレゼンテーションを計画し実施するプロセスを学ぶ。
- ・多様な手段を使って表現できるようになる。

(本講義と関連するディプロマ・ポリシー)

- ・組織人としての問題発見・対応力、コミュニケーション力が身についている。
- ・大人の女性としての感性、教養、マナーが身についている。

以上のような「基礎科目」授業に加えて進路支援課の就職支援(キャリア合宿、就職ガイダンス、ほし☆たび、難関企業対策講座「MOON SHOT 講座」等)や、金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部エクステンション課の資格取得支援(パソコン・IT系、会計・経理・金融系、法律系、ビジネス系、語学・その他)などが持つ諸機能が、それぞれ補完、連動し合い、「新しい組合せ」による大きな効果を、本学「女子職業教育」にもたらしている。職業教育の効果の測定・評価についても、毎回の課題提出や試験の実施など科目ごとに適切に行われている。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

本学は経営実務科であるため、ビジネス教育やキャリア教育に主軸を置いたカリキュラムとなっており、教養科目については科目数が相対的に少なく、十分とはいえない。今後は専門科目も含めた全体的なカリキュラムのバランスを勘案したうえで、教養科目の内容の変更や拡充について検討する予定である。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特記事項なし

#### [テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

##### [区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### ＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

本学では、「経営系科目」「情報系科目」「キャリア系科目」を3本の柱として、あらゆるビジネスの現場に対応し、即戦力として活躍できる「経営実務能力」の高い人材育成に主眼を置いている。また、その学習成果の指針として「目指す人物像～5つの軸～」を掲げ、経営実務科として地域のビジネス界を支える女性人材の育成を目指している。

以下に、これを示す。

##### 目指す人物像～5つの軸～

- 【意欲と目標】～自己の目標を明確に持つ～
- 【地域への意識】～郷土を愛し、地域社会を担う～
- 【感性・教養・振舞】～感性・教養・マナーを備えた振舞いができる～
- 【コミュニケーションと問題対応力】～十分なコミュニケーション力と問題対応力を持つ～

## 【実務能力の基礎】～ビジネスの基礎を学び、企業・組織で仕事ができる～

以上の人物像が示すとおり、本学の学習成果には具体性がある。

学習成果を獲得するためには、入学から卒業までの期間、一貫した指導が必要である。本学の特長として、資格取得・検定合格を奨励しており、入学式、進路ガイダンス等、各種の説明の場で伝えている。具体的には、秘書、簿記、エクセル、ワード、パワーポイントはもちろん、税務、金融、語学などと関連した多様な資格取得がそれらに該当する。さらに上位級や専門的な資格取得を目指す学生には、エクステンション講座を多数用意している。資格取得・検定合格を積極的にバックアップし、社会人としてより幅広い教養や知識を身につけるための支援をしている。また、取得・合格を推進するために令和2(2020)年度からは、各資格検定の取得・合格者に対して Sei-Tan Award を設けその努力を称える仕組みが作られた。これにより資格取得に対し、今後一層の意欲向上が期待される。

本学 Web サイトにて公開済みの 2024 年度 Sei-Tan Award に関する記事を以下に示す。

## Web サイト「Sei-Tan News！」※掲載記事より一部抜粋

■2025. 05. 09 2024 年度 Sei-Tan Award 受賞式、6 名が受賞しました！

2024 年度の Sei-Tan Award 受賞式が行われました。6 名が受賞しました！

4 月に短期大学部の「ICT 活用演習」と「プレゼンテーション」の授業期間中、Microsoft Office Specialist の各種資格取得試験において、Excel・PowerPoint・Word の 3 種目合格した学生が表彰されました。

(<https://www.seiryo-u.ac.jp/c/campuslife/2025/0509.html>)

本学経営実務科で得られた「学習成果」については、授業科目レベルでは、シラバスで提示された学習目標に対する成績評価、学生による授業評価によりその成果を査定している。各授業・科目の成績評価は、S・A・B・C・D の 5 段階で評価し、それぞれに対し、4・3・2・1・0 のグレードポイントを付与し、GPA 方式で判定している。教育課程レベルの学習成果は、資格免許の取得状況、単位習得状況、GPA 等により、さらに、資格を活かした希望する就職先への就職実績で査定を行っている。卒業・学位認定率は高く、就学期間の 2 年間での学習成果の獲得は十分に可能であることを示すものである。また、学習成果が達成されていることは実質的「就職率」の高さが証明している。本学卒の多くの卒業生が地元の様々な企業で活躍した結果として、地元石川県の企業には「星短生は即戦力になる」というブランドイメージがしっかりと定着している。

なお、令和 6(2024) 年度本学卒業生 98 名のうち、就職希望者は 96 名であり、その 96 名全員が就職した（実質就職率 98%、名目就職率 100%）。

## [区分 基準 II-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 各科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教育職員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教育職員の成績評価状況について把握し、点検している。

## &lt;区分 基準 II-B-2 の現状&gt;

本学経営実務科の教育課程は、本学の掲げる教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に対応したものであり、大学設置基準にのっとり体系的に編成している。特に、教育課程の編成においては、「経営系科目」「情報系科目」「キャリア系科目」を3つの柱に「経営実務能力」の高い人材を育成することに主眼を置いている。加えて、学習成果の指針として「目指す人物像～5つの軸～」を掲げ、経営実務科として地域のビジネス界を支える女性人材の育成を目指している。先に示したカリキュラム・マップ（基準II-A-2を参照）は、本学経営実務科の学習成果に対応しているといえる。

本学の教育職員は、本学の「学位授与の方針」に対応した成績評価基準により、それぞれが担当する授業科目における学生の「学習成果」を評価している。

成績評価および成績評価の区分について、以下に再掲する。

### ●成績評価

各授業科目の教育目標に対する学生の到達度を見るために、それぞれの授業形態に応じた評価方法に基づいて成績評価が行われます。

成績評価の方法には、期末試験・レポート、授業内での試験・レポート・課題、授業への参加態度などがあります。各授業科目のシラバスに評価方法が書かれていますので、受講開始時に確認をしましょう。

### ■成績評価の区分

100点法に基づき以下の区分によって行われ、各自の成績として記録されます。

評価点	成績評価	GP値	認定種別
90～100	S	4	合格
80～89	A	3	
70～79	B	2	
60～69	C	1	
単位認定	R	−	
～59	D	0	不合格

本学のシラバスは、前述のとおり、「授業意図」「具体目標」「履修条件」「授業計画表」「成績評価（方法・割合・留意事項）」で構成されている。これらは、各授業担当教育職員が建学の精神に基づいた「学位授与の方針」に対応する「教育課程の編成・実施に関する方針」にのっとり作成したものである。「授業意図」に始まり「成績評価（方法・割合・留意事項）」に終わる構成は、各教育職員が、学位授与の方針に対応した成績評価基準により、学習成果を評価していることを顧すものである。

シラバスにある「授業計画表」には、各授業担当教育職員の学習成果の状況把握の意味もある。「授業計画表」には、授業1回ごとに「予習・復習」の項目、「テーマ」の項目、「目標・教科書」の項目に、それぞれの計画が記されている。半期15回の授業なら15回分、通年30回の授業なら30回分が記されている。また、1回ごとの学習成果（到達目標）も明示されている。回を重ねる度に、授業科目の「授業意図」「具体目標」（求められる最終の学習成果）に到達するように作成されている。これに合わせ、授業内で課題（例えば、小テスト・小論文・小レポート等）を学生に与えることによって、教育職員が学習成果の状況を適切に把握できるようにしている。

本学の単位認定は、各科目の到達目標に対する到達度を、それぞれの授業形態に応じた成績評価方法により点数化し、評価点が 100 点法に基づき 60 点以上であることを全学共通としている。期末試験終了後、各授業科目の担当教育職員による成績評価が完了した時点で、学生は学務システムを通じて自身の成績を確認できる。学務システムも全学共通のものであり、教職員全体が成績評価の状況について把握・点検が可能である。

なお、成績評価の厳正な運用のための工夫として、学生からの成績疑義申し立ての制度を設けている。成績評価について疑義や不満のある学生が、成績通知後に所定の手続を取ることにより、教育職員から成績判定の内容、根拠等の説明を受けることができる。

以下に、本学の疑義申し立て制度について示す。

#### ●成績の疑義申し立て

学務システムで公表された成績に対して不明な点がある場合には、指定の期間に疑義申し立てをすることができます。

- ①疑義申し立ては所定の期間内に教務課を介して行います。「成績評価疑義申立書」を教務課へ提出してください。直接、担当の教育職員に申し立てはできません。
- ②担当教育職員からの回答は教務課を介して書面にて行います。
- ③それでも疑義が解決しないようであれば、再度、疑義申し立てができます。この場合、教務部が双方の意見を確認します。

不正が起こらないよう受験者数により通常授業と異なる広めの教室を使って複数の教育職員が監督する。学生には「受験上の注意」を掲示するのみならず、各授業時間において説明を徹底し、さらに「受験上の注意」を試験当日の試験開始前に監督者が再度説明する。また、監督者にはマニュアルを配布し、指示内容の均質化を図っている。

以下に、学生向け周知事項を示す。

### ●試験等の形式

評価のための試験等には、次のような形式があります。

対面授業：筆記試験、レポート課題、その他

遠隔授業：学務システム（dotCampus）での試験又はレポート課題等

期末試験について、以下に留意してください。

#### (1) 期末試験の時間割

- ・試験等の時間割は、通常の授業時間割とは別に編成します。

発表された試験等の時間割にて、試験日・試験時間・教室等を必ず自分で確認してください。

- ・試験の解答時間は、50 分から 80 分の範囲で各科目の試験内容に応じて設定されます。

#### (2) 座席指定

- ・対面で行う試験等の際には座席が指定される場合があります。当該試験等開始前に会場の座席表を確認の上、自分の座席に着席してください。

### ●試験時間帯

試験時間は1～5限まで通常講義と同じ時間帯で行われます。

試験では6限を使用することがあります。

時限	入室完了時刻	解答時間(50分～80分の範囲で指定)
1限	8:50	9:00～10:20
2限	10:35	10:45～12:05
3限	12:50	13:00～14:20
4限	14:35	14:45～16:05
5限	16:20	16:30～17:20
6限	18:05	18:15～19:35

### ●受験上の注意

- ①学生証を必ず机の上に提示してください。学生証の顔写真が不鮮明等の理由によって本人確認が行えない場合は試験が無効となることがあります。学生証を忘れた場合は、学生支援課で仮身分証明書の発行を申請してください。
- ②遅刻が認められるのは、入室完了時刻より 20 分以内です。遅刻限度を超えた場合は、理由の如何にかかわらず受験できません。
- ③携帯電話・スマートフォン等の電子機器の使用は一切禁止します。時計代わりとして使用することも認められません。電源は切ってください。
- ④試験終了まで途中退出はできません（トイレ使用等の一時退出は可能です）。ただし、試験時間中に体調不良等の場合には、監督者に手をあげて知らせてください。途中退出した場合は、追試の対象とはなりません。
- ⑤監督者の指示、注意に従ってください。
- ⑥不正行為は厳しく処罰されます。

### ●不正行為

以下を不正行為として取り扱います。

- ①カンニング(カンニングペーパー、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器による解答検索、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わること)
- ②使用許可がない用具等を用いて問題を解くこと
- ③「解答はじめ」の指示の前に解答を始めること
- ④試験終了の合図の後にも、筆記用具や消しゴムを持っていたり、解答を続けたりすること
- ⑤試験時間中に答えを教えるなど、他の受験生の利益になるような行為をすること
- ⑥試験時間中に携帯電話・スマートフォン等の電子機器を操作すること
- ⑦他人に解答作成やレポートの代筆をさせること
- ⑧他人に成りすまし、解答作成やレポートの代筆をすること
- ⑨監督者の許可なく問題用紙、解答用紙を試験室外に持ち出すこと

上記①～⑨以外にも、次のことをすると場合によっては不正行為となることがあります。

- ①試験時間中に携帯電話・スマートフォン等の電子機器や時計等の音を長時間鳴らすなど、試験進行に重大な影響を与えること
- ②教室内で他の受験者の迷惑となる行為を行うこと
- ③教室内で監督者の指示に従わないこと
- ④その他、試験の公平性を損なう行為をすること

### ■不正行為による処分

試験において不正行為を行った場合は、以下のとおり厳しく処分される場合があります。

- ①学則及び学生懲戒規程に基づき停学などの懲戒処分が行われます。※
- ②当該学期のすべての科目については、単位認定はされません。
- ③特待生や奨学金受給者等については、その資格が取り消されます。

※短大：学則第49条及び金沢星稜大学女子短期大学部学生懲戒規程第5条

本学では、他の大学・短期大学における履修で取得した単位を、自学の同等内容の科目の単位として認定することができる「単位互換制度」を設けている。この制度では、大学以外の教育施設等における学修も単位として認めることも可能である。この制度を利用するこことにより、他大学の特色ある授業科目を履修することができる。単位互換に関しては、教授会の審議を経て、学長が本学の同等な内容の科目の単位として認定することができるようになっている。

### [区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

- (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
- (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

#### ＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

本学では教務課、進路支援課、学生支援課、入学課、エクステンション課、国際交流課、経営企画課等の関連部署と連携のもと学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを有している。学習成果の獲得状況については、基本的な評価の指標として、以下のデータにより学年全体の動向が把握できるようになっている。

- 各学期における学年全体の成績(GPA)(前期終了時の成績・後期終了時の成績)
- 単位取得状況(前期終了時の成績・後期終了時の成績)
- 科目毎の成績分布
- 履修人数区分別、科目毎の成績分布
- GPA 値の過年度との比較

また、学生個々のデータは学務システムによって管理され、出欠状況、取得済み単位数・履修中単位数などの単位数のデータ、また、各学期および累計のGPA値が一目でわかるようになっており、担当教育職員が個々の学生の指導に活用している。欠席が目立つ場合は教職員が相互に連絡し、情報を共有している。成績不振者に対しては、個別面談を通して、成績不振に陥った原因を振り返らせ、出欠状況、課題提出状況、生活態度、アルバイト等の状況等を確認し、学習への意欲を取り戻すことができるよう指導している。

また、本学では2年間の学習成果の獲得状況を可視化・共有するため、大学・短期大学基準協会が実施する「短期大学生調査」の結果データを積極的に活用している。

2024年度の当該調査における学習成果の獲得状況に関する項目およびその結果（2年次のみ単純集計）を以下に示す。

#### 【短期大学生調査 2024（大学・短期大学基準協会）】

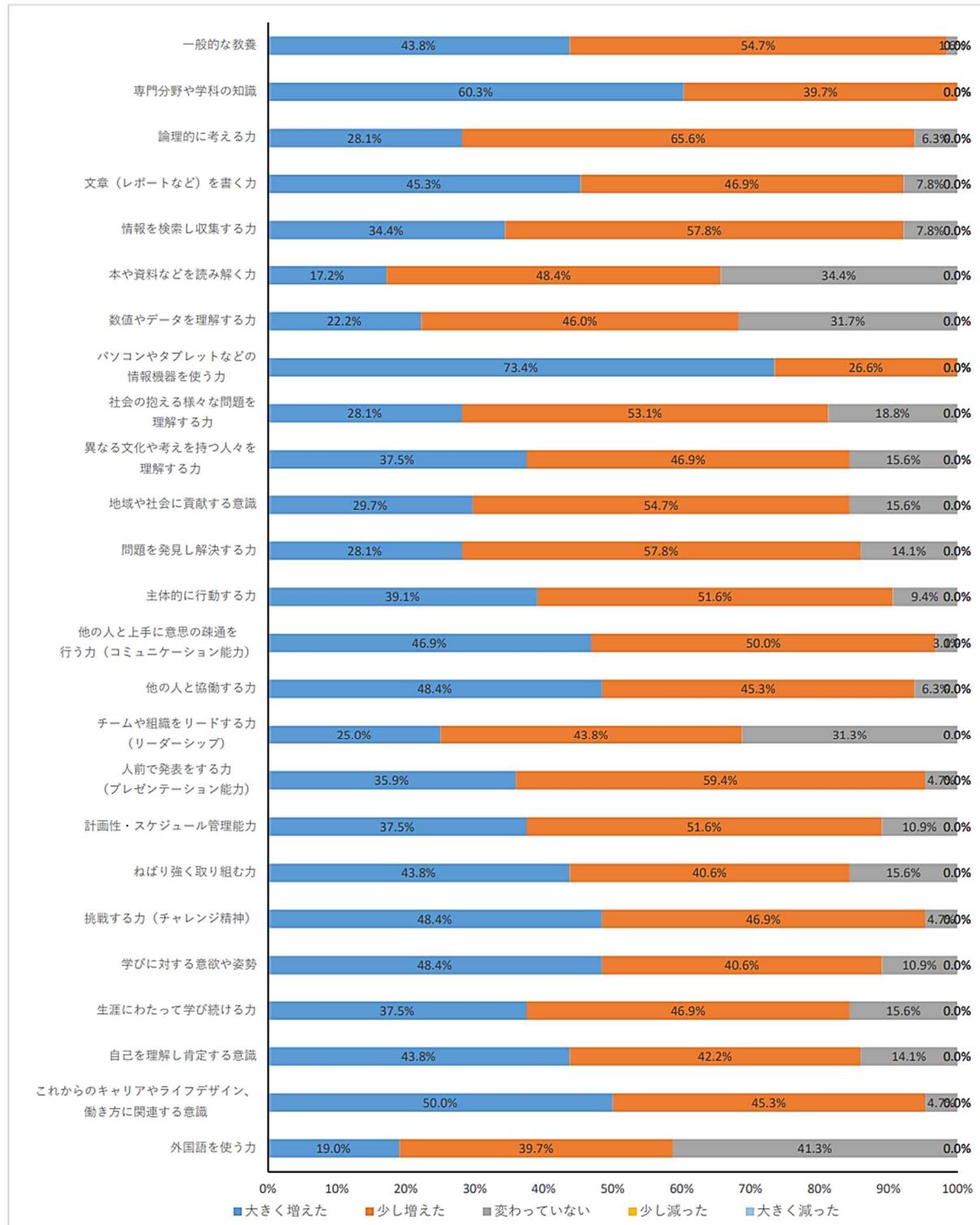
実施期間：2024年9月26日（木）～11月29日（金）

対象：2年次生 98名

回答者数：68名（回答率：69%）

設問：あなたは入学してから、次のような知識・能力はどの程度変化（向上）しましたか。  
(それぞれ1つずつ選んでください。)

		大きく増えた	少し増えた	変わっていない	少し減った	大きく減った	合計
一般的な教養	n	28	35	1	0	0	64
	%	43.8%	54.7%	1.6%	0.0%	0.0%	100.0%
専門分野や学科の知識	n	38	25	0	0	0	63
	%	60.3%	39.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
論理的に考える力	n	18	42	4	0	0	64
	%	28.1%	65.6%	6.3%	0.0%	0.0%	100.0%
文章 レポートなどを書く力	n	29	30	5	0	0	64
	%	45.3%	46.9%	7.8%	0.0%	0.0%	100.0%
情報を検索し収集する力	n	22	37	5	0	0	64
	%	34.4%	57.8%	7.8%	0.0%	0.0%	100.0%
本や資料などを読み解く力	n	11	31	22	0	0	64
	%	17.2%	48.4%	34.4%	0.0%	0.0%	100.0%
数値やデータを理解する力	n	14	29	20	0	0	63
	%	22.2%	46.0%	31.7%	0.0%	0.0%	100.0%
パソコンやタブレットなどの情報機器を使う力	n	47	17	0	0	0	64
	%	73.4%	26.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
社会の抱える様々な問題を理解する力	n	18	34	12	0	0	64
	%	28.1%	53.1%	18.8%	0.0%	0.0%	100.0%
異なる文化や考え方を持つ人々を理解する力	n	24	30	10	0	0	64
	%	37.5%	46.9%	15.6%	0.0%	0.0%	100.0%
地域や社会に貢献する意識	n	19	35	10	0	0	64
	%	29.7%	54.7%	15.6%	0.0%	0.0%	100.0%
問題を発見し解決する力	n	18	37	9	0	0	64
	%	28.1%	57.8%	14.1%	0.0%	0.0%	100.0%
主体的に行動する力	n	25	33	6	0	0	64
	%	39.1%	51.6%	9.4%	0.0%	0.0%	100.0%
他の人と上手に意思の疎通を行う力 (コミュニケーション能力)	n	30	32	2	0	0	64
	%	46.9%	50.0%	3.1%	0.0%	0.0%	100.0%
他の人と協働する力	n	31	29	4	0	0	64
	%	48.4%	45.3%	6.3%	0.0%	0.0%	100.0%
チームや組織をリードする力 (リーダーシップ)	n	16	28	20	0	0	64
	%	25.0%	43.8%	31.3%	0.0%	0.0%	100.0%
人前で発表をする力 (プレゼンテーション能力)	n	23	38	3	0	0	64
	%	35.9%	59.4%	4.7%	0.0%	0.0%	100.0%
計画性・スケジュール管理能力	n	24	33	7	0	0	64
	%	37.5%	51.6%	10.9%	0.0%	0.0%	100.0%
ねばり強く取り組む力	n	28	26	10	0	0	64
	%	43.8%	40.6%	15.6%	0.0%	0.0%	100.0%
挑戦する力 (チャレンジ精神)	n	31	30	3	0	0	64
	%	48.4%	46.9%	4.7%	0.0%	0.0%	100.0%



これらの測定した結果は教職員間で共有され、学習成果の点検にも活用されている。特に、「短期大学生調査」に関しては、①全学年、②1年次、③2年次といった学年別での集計や全国データとの比較など、詳細に分析したデータを保管・共有している。科目担当教育職員は、成績評価とは別に、量的・質的な学習成果を調査して、積極的に学会で成果を報告したり、論文投稿したりするなど、授業方法とその成果について公表している。

その他、以下の方法およびデータによっても学習成果の測定を行っている。

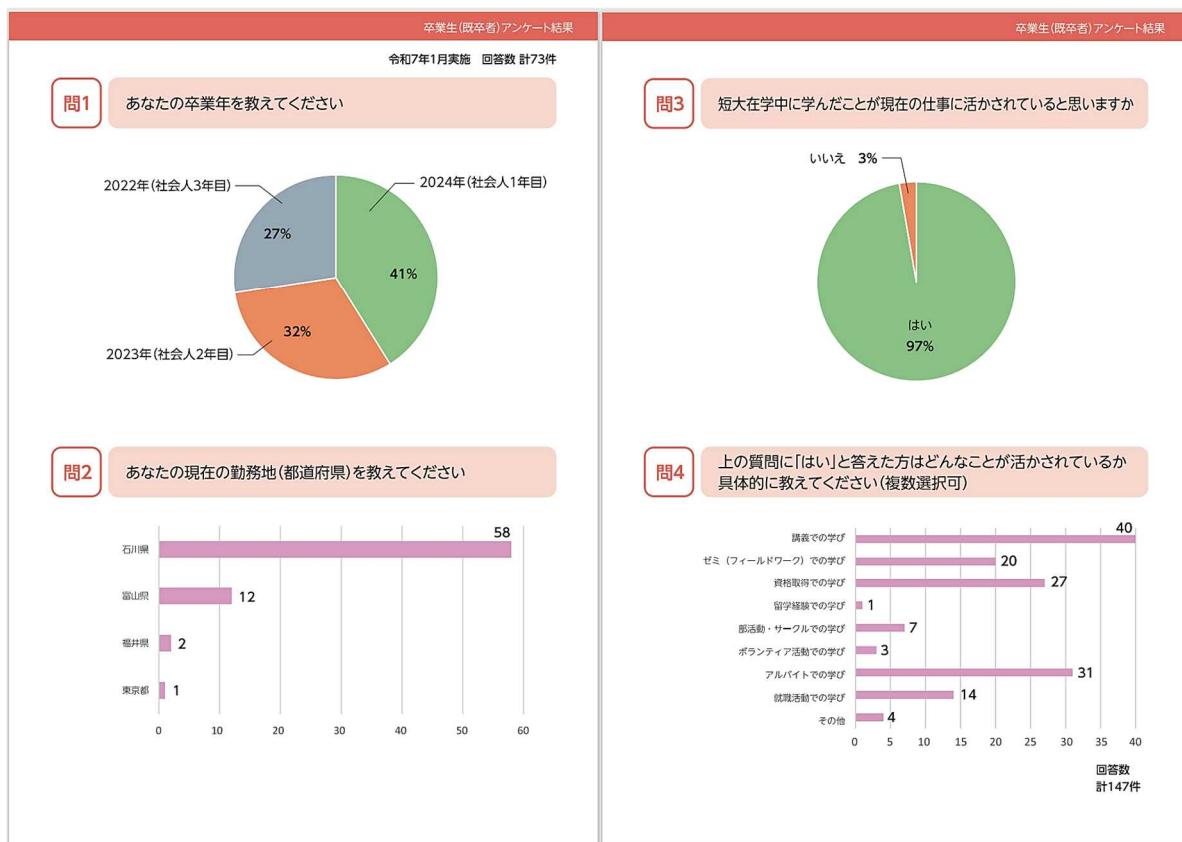
- 短期留学への参加人数
- 卒業率
- 大学等進学者数
- 就職率
- 卒業者に占める就職者の割合
- 職種別・業種別就職者の割合

このようなデータは、進路支援課が就職活動の相談を受ける際や、学内選考・推薦を必要とする場合などに活用されている。

その他、卒業生への調査や卒業生の進路先を対象とする調査などを確認・活用している。

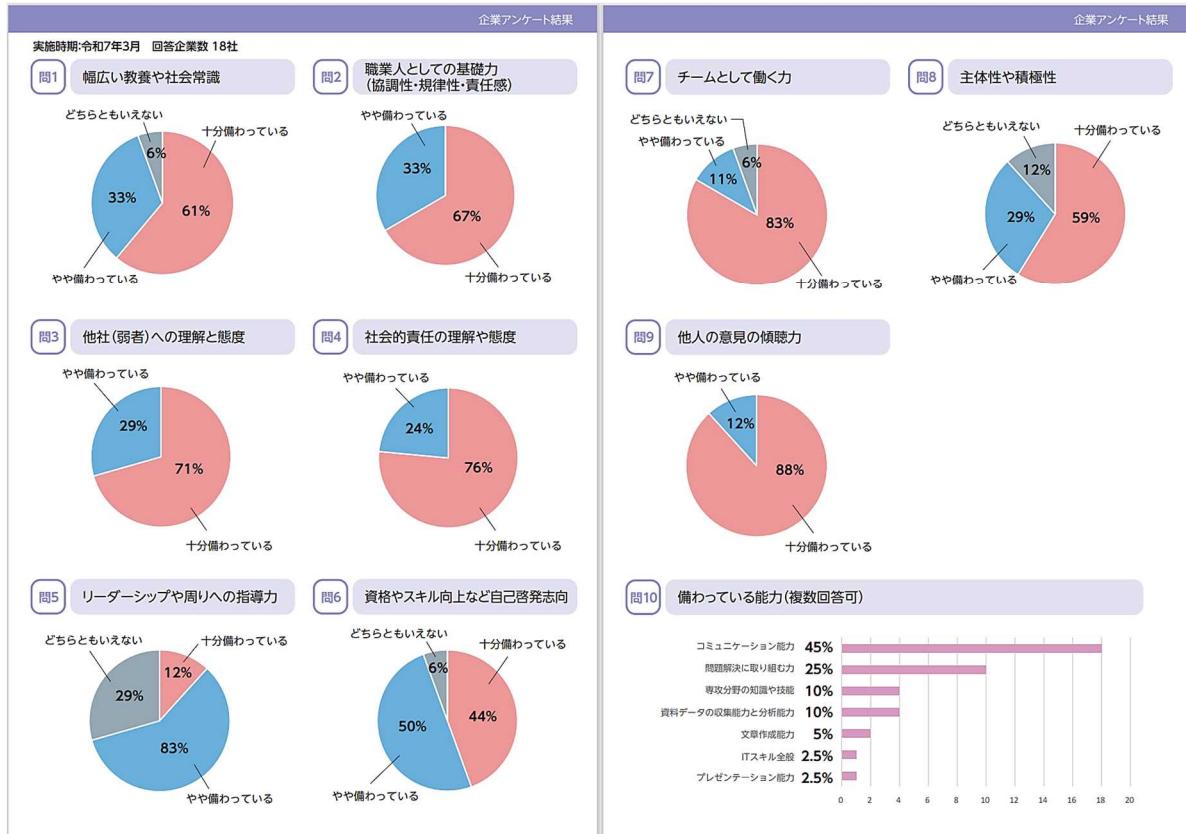
以下に、2024年度に実施した「卒業生（既卒者）アンケート」および「企業アンケート」の結果を記載する。これらのデータは本学Webサイトにて公表されている。

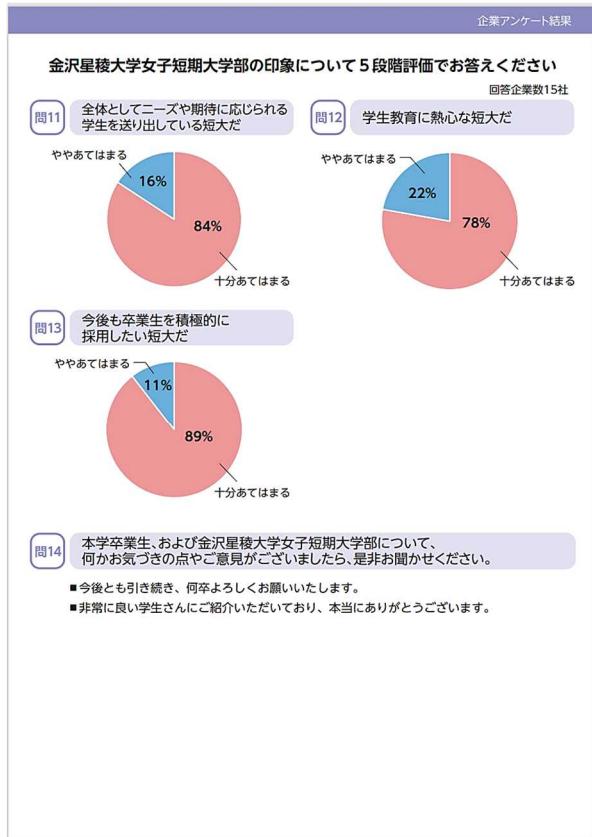
#### 【卒業生（既卒者）アンケート結果（令和7年1月実施）】



卒業生(既卒者)アンケート結果	
<p><b>問5</b> 短大時代の学びが実際の仕事でどんな風に活かされているか、入力をお願いします</p> <p>ゼミ、講義等</p> <p>就職活動・アルバイト</p> <p>課外活動</p> <p>その他</p>	<p>■ゼミナールで新しいことを企画するといった内容が、現在の部署の業務と直結しており、企画の楽しさや興味を改めて実感している。</p> <p>■ゼミでのインタビュー活動が患者様とのコミュニケーションをとる時に役に立っている。</p> <p>■ゼミでの発表資料の作成人と人に貢献する。</p> <p>■ゼミで外国人と積極的にコミュニケーションを取っていた交換経験が窓口対応に役立っている。</p> <p>■事務の仕事では、授業や資格取得で学んだパソコンスキルが活かされています。</p> <p>■パソコンの操作でエクセルやワードを使う機会が多くため、そこで得た知識が仕事に役立っている。</p> <p>■主にワードやエクセルで資料を作成する際に、図あるミーティングの資料づくりに役立っている。</p> <p>■パソコンを使った授業やレポート、卒論等でダイビングの練習ができたことで今後の仕事に活かされている。ダイビング能力が必須とされる仕事なので学生時代からパソコンに触れる機会があつたから。</p> <p>■業務上Excelを頻繁に使用するため、Excelの講義で学んだことが役に立っています。</p> <p>■Excel、Word、PowerPointなど業務にもありますが、使う場面が多いものなので基礎を学ぶことが出来て良かったです。</p> <p>■Excel、PowerPoint、Wordは会議の資料をまとめる際や、企業で行っているキャンペーンの店舗での統計を取る時に役立ちました。</p> <p>■Excelの資格も日常生活で役立っています。</p> <p>■PCの基本的操作ができるだけで、仕事の効率が大きく変わります。</p> <p>■パソコンの技術が仕事で生かせる場面が多い。</p> <p>■MOSの資格取得が役に立っている。</p> <p>■秘書検定の勉強が、電話対応に活かされていると思う。(勉強や言い回しなど)</p> <p>■経営実務や秘書実務演習の電話対応の講義内容が電話対応に役に立っている。</p> <p>■社会人基礎力と秘書検定の授業や試験勉強で得た知識が、社会人としての基礎となっていると日々感じる。短大時代学んでいたおかげでメール・社外向けの案内文作成・電話対応・お客様の窓口等をスムーズに行なうことが出来た。しかし逆にマナーを知らないのが故に、先輩方の間違ったルールに気付く場面にも何度も遭遇し、柔軟な対応が求められると思った。</p> <p>■マナー研修や秘書検定勉強により得た言葉遣いや接遇が役立っている。</p> <p>■メールの挨拶の使い方や依頼時の文法などを学んだことによって仕事をする上で頻繁に聞いてもらいました。</p> <p>■敬語を学んだことで上司と会話する時も悩むことなく会話できる。</p> <p>■考え方方が役に立った。</p> <p>■入職後に実験した簿記の試験で合格することが出来た。</p> <p>■秘書検定の資格を取得するのに学んだ礼儀や言葉遣いが電話対応で役立ちました。</p> <p>■FPの授業で学んだ内容を保険の業務で使うことがある。少しでも知っていたことで役立っている。</p> <p>■FPの資格を取得するとさらに仕事の幅が広がります。学生時は資格取得を考えていませんでしたが、講義を受けてどんな内容のか学られて良かったなと思います。</p> <p>■CDPでの簿記の勉強を仕事に活かすことができている。</p>

## 【企業アンケート結果(令和7年3月実施)】





### [区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

### <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学は、建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」および教育理念「知性と感性を身につけ、地域社会で輝く女性を育む」に基づき、その学習成果の指針として「目指す人物像～5つの軸～」を掲げていることは先に述べたとおりである。教育課程の編成においては「経営系科目」「情報系科目」「キャリア系科目」を3本の柱として、あらゆるビジネスの現場に対応し、即戦力として活躍できる「経営実務能力」の高い人材育成に主眼を置いている。経営実務科として、地域のビジネス界を支える女性人材の育成を目指している。

本学経営実務科で得られた「学習成果」については、授業科目レベルでは、シラバスで提示された学習目標に対する成績評価、学生による授業評価によりその成果を査定している。教育課程レベルの学習成果は、資格免許の取得状況、単位習得状況、GPA等により、さらに、資格を活かした希望する就職先への就職実績で査定を行っている。卒業・学位認定率は高く、就学期間の2年間での学習成果の獲得は十分に可能であることを示すものである。

本学では、これらの学習成果の獲得状況の把握・可視化を内部で行うことになるとどまらず、社会に対して分かりやすく公表することに努めている。本学における学習成果が達成されている根拠のひとつとして「就職実績」が挙げられる。実質的「就職率」の高さは、本学の

掲げるアドミッション・ポリシーのひとつである「地域の産業、企業、公務員など、ビジネス界において「経営実務」の学びを活かし、「輝く女性」として働いてみたい」という意欲と学びを達成していることの証左である。

現在、公表されている「就職実績」についてのデータは以下のとおりである。

- 進路決定率
- 就職内訳
- 職種・業種別構成比率
- 公務員合格者数
- 主な民間企業就職先・進路先
- 進学先（他大学等への編入）

特に、上記の「公務員合格者数」は、本学が導入する専門職業の受験対策プログラム「CDP（キャリア・ディベロップメント・プログラム）」における学習成果を表しているといえる。

公務員採用試験合格状況および最終合格者数の累計（延べ人数）を以下に示す。

国家公務員	2020	2021	2022	2023	2024	2020-2024 合計
国家公務員一般職（高卒）	3名	9名	8名	10名	5名	35名
税務職員	2名	2名	1名	1名	1名	7名
裁判所職員一般職（高卒）	1名	2名	4名	1名	2名	10名
計	6名	13名	13名	12名	8名	52名

地方公務員	2020	2021	2022	2023	2024	2020-2024 合計
県職員 (石川県、富山県、岐阜県)	3名	2名	4名	6名	6名	21名
市職員 (金沢市、かほく市、小松市、白山市、輪島市、高岡市、南砺市)	2名	9名	3名	6名	3名	23名
町職員 (津幡町、内灘町、川北町)	2名		3名	4名	4名	13名
石川県警察官（女性）			1名			1名
計	7名	11名	11名	16名	13名	58名

上記のような学習成果の獲得状況は常に整備され、広く一般に公表されている。これらのデータは、学生や教職員が学習成果の獲得状況を把握することを可能にしている。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

教育課程における学習成果は、一定の期間で達成可能であり、測定や評価が可能であるこ

とが望ましい。そのため本学では、資格の取得状況、単位習得状況、GPA 等だけではなく、資格を活かした、希望する就職先への就職実績等で査定を行っている。しかしながら、この指標により「資格取得・検定合格」や「就職活動」のみに注力することはあってはならない。教養に裏打ちされた汎用的職業能力等を適切に測定・評価する指標についても検討したい。

また、本学はビジネス系の短期大学であることから、在学生には、実業系（工業、商業、総合学科等）高校の出身者と普通科高校の出身者が混在している。そのため、特にビジネス系の科目（簿記や情報など）においては、個々の持つ基礎知識に差異がある。今後は、科目の特色に応じて、学習成果の「到達度」のみならず、「成長度」の測定や評価のための指標を構築・整備していきたい。

#### ＜テーマ 基準 II-B 学習成果の特記事項＞

特記事項なし

#### [テーマ 基準 II-C 入学者選抜]

##### [区分 基準 II-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規定を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

##### ＜区分 基準 II-C-1 の現状＞

本学のアドミッション・ポリシーを以下に示す。

###### アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)

星稜は、「経営実務科」として、将来、地域のビジネス界を支える女性人材の育成を目指しています。そのため次のような意欲と希望を持つ学生を幅広く求めます。

1. 「建学の精神」「教育理念」を理解し、将来、人間として、女性として大きく成長したいと考える人
2. 高等学校における各教科・科目を修得している、またはこれと同等の学力を有している人で、新たな夢に向かってチャレンジする精神と、誠実に努力する姿勢を有する人
3. 地域社会の人々や文化を大切に思い、コミュニケーションを大切にしながら社会の発展に貢献しようとする人
4. 地域の産業、企業、公務員など、ビジネス界において「経営実務」の学びを活かし、「輝く女性」として働いてみたい人

本学では、上記アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）に対応した入学者選抜方法に努めている。本学は、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、社会人選抜の4つ

の選抜区分を設けている。

学校推薦型選抜は、「指定校方式」、「公募制方式(一般)」、「公募制方式(専門学科・総合学科)」、「簿記検定特待生方式(全商1級)」、「簿記検定特待生方式(日商2級)」に細分化し、それぞれ基礎学力検査を課して、高等学校で身に付けるべき基礎的な学力を評価している。

総合型選抜では、「CDP特待生自己PR方式」、「自己PR方式」といった入学者選抜方法がある。それぞれの選抜方法において、小論文試験を通して、与えられた問題に誠実に考察する力と将来への意欲、それを論理的に構成し表現する能力を評価する。また、面接試験では、本学の建学の精神や教育理念を理解しているか、地域社会に対して具体的にどのように貢献したいと考えているか、卒業後の展望などの質問を通して、入学者受入れの方針との対応を図っている。

一般選抜には、「CDP特待生一般方式」、「一般方式」、「大学入学共通テスト利用CDP特待生方式」、「大学入学共通テスト利用方式」の区分がある。高校までに培った知識を前提としながら、それをどのように活用できるか評価することも重視している。

このように、本学における入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。同時に、高大接続の観点により、多様な選抜方法を設けているとも言える。

それぞれの選考基準は、学生募集要項に明確に示している。一例を示すと、学校推薦型選抜公募制方式(一般)の選抜・評価方針は、「基礎学力検査および志望理由書、書類審査にて選抜します。基礎学力検査により本学での『学び』に必要となる基礎学力を、志望理由書により論理的な思考力・表現力・コミュニケーション能力および主体的に課題に取り組む意欲を有しているかを、書類審査により資質および人物を重視した個人の能力を総合的に評価します」とわかりやすく記載している。また、基礎学力検査50点、志望理由書50点、評定50点の150点満点で評価することを明記している。

本学では、専門職学科における入学者選抜を行っていないが、全商1級、日商2級取得者を対象とした「簿記検定特待生方式(全商1級)」、「簿記検定特待生方式(日商2級)」といった選抜区分を設け、目的意識を持った優秀な学生を「特待生」として受け入れている。このように、入学者の多様性の確保に配慮している。

他方で、本学には、入学者選抜の実施に関する学内規定は存在しないが、選抜日ごとに「実施要領(事務要領)」を作成し、教育職員および事務職員の役割を可視化・明確化し、入学者選抜を実施している。また、「実施要領(事務要領)」には、学長を統括(責任者)として記載し、教職員の役割と責任を明示している。

また、アドミッション・オフィス等は整備していないが、募集要項やWebサイトに、授業料、その他入学に必要な経費を明示している。入学課において入学者選抜に関する問い合わせなどにも適切に対応している。

## [区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

#### ＜区分 基準 II-C-2 の現状＞

本学は、入学者選抜に関する情報を適切に提供している。学生募集要項各種の冒頭ページに「金沢星稜大学女子短期大学部「経営実務科」の理念」と入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を必ず掲載し、明示している。また、選抜区分ごとの募集人員と授業料、その他入学に必要な経費を学生募集要項および本学ホームページにて明示している。

受験の問い合わせには、日々の電話対応およびオープンキャンパスにおける個別対応は当然ながら、オンライン個別対応や本学ホームページにおける問い合わせフォームの設置など、丁寧な対応を心がけている。

#### ＜テーマ 基準 II-C 入学者選抜の課題＞

入学定員未充足が継続しており、学園財政への影響も無視できない状況となっていることから、令和7(2025)年度入学者からは募集定員を150名から98名に減員することを決定した。入学者選抜の課題として、入学者確保が欠かせないものとなっていることから、入学選抜制度の改革や戦略的な広報活動により、志願者数を増加させ入学者確保の施策を実行していく。

#### ＜テーマ 基準 II-C 入学者選抜の特記事項＞

特記事項なし

### [テーマ 基準 II-D 学生支援]

#### 【区分 基準 II-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や深度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教育職員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

#### ＜区分 基準 II-D-1 の現状＞

本学では、学校推薦型選抜簿記検定特待生方式で合格した入学手続者へ、入学前に簿記の課題を課すことで入学後の学習につなげている。また、全ての入学手続者には、一人暮らしのためのアパートの紹介、パソコン購入を希望する際の必要スペックの紹介等、学生生活の準備となる情報を提供している。さらに、入学後すぐに通学定期を購入できるよう、通学証明書は入学前に受け付けし、入学式時に発行するなど、便宜を図っている。

本学では、経営実務科の学習成果の獲得に向けて、学習支援を組織的に行っている。まず、入学者に対する学習成果の獲得に向けての、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のため、次の①～⑥のガイダンスを行っている。

- ①教務関連ガイダンス…【担当】教務担当教育職員、教務課事務職員
- ②学生支援関連ガイダンス…【担当】学生支援担当教育職員、学生支援課事務職員
- ③情報ガイダンス…【担当】情報系授業科目担当の教育職員、ICT企画支援課職員
- ④資格・CDP関連ガイダンス…【担当】CDP授業科目担当教育職員、エクステンション課職員
- ⑤就職関連ガイダンス…【担当】就職担当教育職員、進路支援課職員
- ⑥クラスガイダンス…【担当】各クラス担当教育職員

特に、⑥のクラスガイダンスにおいては、それぞれのクラス（A～D クラス）担任教育職員がクラスごとに分かれた教室で、①～⑥のガイダンス内容の再確認、個別指導を行っている。これらによって、「学習成果の獲得に向けて、学習の動機付け」の徹底化を図っている。

さらに本学では、学生便覧だけでなく、新入生用に Sei-Tan ガイドブックも発行し、いつでも上記内容を個々で復習できるようになっている。学生便覧をはじめとする学習支援のための印刷物はいつでも、本学 Web サイトでも確認できるよう整備されている。

学生に対する履修及び卒業に至る個別指導に関しては、1 年次前期はクラス担任が、1 年次後期から 2 年次にかけてはゼミナール担当教育職員がつとめ、きめ細かい指導を行っている。学生は1 年次後期より専任教育職員が各自の専門を生かして開講する「プレゼミナール」に所属し、「プレゼミナール」はそのまま 2 年次の「ゼミナール」に引き継がれる。「ゼミナール」では教育職員は卒業に向けて学生の出欠や成績などの指導を行うとともに、短大において一般的に卒業要件としては必須ではない卒業論文・卒業研究の執筆を指導し、2 年間の学習の集大成として、個別の冊子体にまとめているゼミナールも多い。これら、一連の学習成果達成過程における、本学事務職員の果す役割も大きい。事務職員は、本学の求める学習成果を認識し、教育目的・目標の達成状況を把握した上で、履修・卒業に関わる相談、出席管理システムの正確な運用管理、各授業担当教育職員から報告された学生の成績等のデータ管理等、それをもとにした追試験、再試験、レポート提出等に関わる適切な学生への指示、助言を行っている。関係する教職員の連携により、適切な指導助言を行う体制が整備されている。

また、本学では、各教育職員が週 2 コマ以上のオフィスアワーを設けている。加えて、前述のオフィスアワーに限らず、授業の空き時間を利用して、学習上問題を抱えている学生についての相談や指導・支援を行っている。学習進度の速い学生や優秀な学生、4 年制大学等への編入学希望者に対する一層の支援についても、各担当教育職員が個別に対応している。研究室はガラス張りのため開放的であるが、相談・指導時にはブラインド操作を行い、学生

のプライバシーに配慮した指導を行っている。

本学経営実務科では、進度が速く優秀で意欲ある学生には、「TOEIC I」～「TOEIC II」等の教養科目、既述の「専門科目 特別キャリア開発群(CDP)」を用意している。加えて、エクステンション課には、基礎から応用発展にわたる多様なコース・講座が準備されている。

以下に、エクステンション講座の例を示す。

【コンピュータ・IT系】

CS Word、CS Excel、Web クリエイター、Illustrator クリエイター、Photoshop クリエイター、IT パスポート

【会計・経理・金融系】

日商簿記、全経簿記、税理士（簿記論）、税理士（財務諸表論）、ファイナンシャルプランニング

【ビジネス系】

秘書、文章読解・作成能力、国内旅行業務取扱管理者、医療事務（メディカルクラーク）

本学の図書館は、図書館機能・情報メディア機能を集約した「メディアライブラリー」の中に設置されている。閲覧フロアは1～2F吹き抜けの大空間となっており、明るく開放的な雰囲気の中で学ぶことができる。座席数270席、蔵書数17万冊を超える図書館には、事務職員が常駐し、学生の学習向上のために支援を行っている。スタッフは、図書館の使い方のガイダンスや図書館ツアーや等を実施している。1. 本の探し方、2. 学術論文の探し方、3. 学内でのみ利用できるデータベースなどの資料検索ガイドを図書館Webサイト上で公開する等、学生の研究活動へとつなげている。

学生の海外への派遣に関しては、本学学生が参加できる大学の海外研修プログラム及び教養科目・専門科目にて幅広く対応している。

以下は、令和6(2024)年度に提供され参加した海外研修プログラムである。

● MOONSHOT abroad!! 4名

● ほし☆たび 11名

● 海外研修（正課授業） 7名（韓国3名、オーストラリア4名）

また、正規科目として開講する「海外研修」および「情報化社会論実地研修」のシラバスの一部（「授業意図」、「科目の具体目標」参照）を以下に示す。

■海外研修

【授業意図】

短大では、2年間のカリキュラムの性質上、長期の海外留学は容易いことではない。一方で、星大では2年で4年を超えることを目指しており、短期の各種海外研修プログラムにおいて、自分の殻を破る経験ができる。教養科目の「海外研修」では、海外の高校で日本語の授業に参加して、中高生に日本語を教えながら高校生の自宅でホームステイする。家庭では英語で話し、異文化体験から多様性を理解する。国際的な意識を高めて、将来様々な場所で多様な人々と活躍する社会人を目指す。

【科目の具体目標】

- ・日本語を教える準備を通して自主性と計画性を養成する。
- ・海外に興味を持ち、訪問国の歴史や文化、特徴を知る。
- ・ホームステイのための英会話の学習と現地での家庭生活でコミュニケーション力を育成できる。

- ・多様性を感じ、受け入れることができる。
- ・日本語と英語、相互に教えあい友情を育む。
- ・英語を学ぶ意味を考え、学習意欲を高める。
- ・海外経験というチャレンジから自分の価値を尊重する。

### ■情報化社会論実地研修

#### 【授業意図】

情報化社会論での学びを、ソウルで確認する。異文化体験・授業参加・市役所や企業を訪問し、国際感覚を養う。大学を訪問し、同世代の学生と交流する。

情報化社会に生きる社会人として、現在の日本よりも先を行く近未来の姿を確認し、将来への意欲を高める。

#### 【科目の具体目標】

- ・旅行を通して、メンバーとの協力を通し、一員としての責任感と協調性を身につける。
- ・日常を離れての活動では、感性が研ぎ澄まされ、歴史や国際関係といった教養を高める。
- ・韓国の訪問先では、礼儀を重んじる相手に対するマナーを見て習得できる。
- ・学生と交流して多様性を知り、コミュニケーションの楽しみを実感する。
- ・官公庁・企業訪問、鉄道や空港の交通機関、並びに図書館など、韓国の進んだデジタル社会を見学することで、海外体験の意義を知る第一歩とする。

本学では教務課、進路支援課、学生支援課、入学課、エクステンション課、国際交流課、経営企画課等の関連部署と連携のもと学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを有している。学生個々のデータは学務システムによって管理され、出欠状況、取得済み単位数・履修中単位数などの単位数のデータ、また、各学期および累計のGPA値が一目でわかるようになっており、担当教育職員が個々の学生の指導に活用している。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき、よりよい方策を点検できるよう、日頃から教職員が相互に連絡し、情報を共有することに努めている。

### [区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

#### ＜区分 基準Ⅱ-D-2の現状＞

本学では、学生の生活支援のために、学生支援課がある。学生支援担当の教育職員と学生支援課事務職員が中心になって、クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう、支援体制を整えている。

具体的には、学生が主体的に参画する主な行事として、「新歓交流プログラム」、「運動会」、「百万石踊り流し」、「流星祭（学園祭）」等がある。

この他に、「Sei-Tan Act!」という学生が企画運営する小規模な催しがある。例えば、「テーブルマナ一体験」、「水引・着物着付け体験」「工芸体験」「スキー・スノーボード体験」等を開催し、年度末に活動記録としてリーフレットを作成している。

学友会主催の「新歓交流プログラム」や「運動会」、流星祭実行委員会が運営する「流星祭」のみならず、この「Sei-Tan Act!」が存在することで、多くの学生が、行事に参加する以上の「主体性」の発揮、責任者の役割（立場）を経験することになっている。

また、毎年開催されるオープンキャンパスにおいても、学生が企画運営する部分を多く取り入れている。人前で話すことが苦手であった学生が、回を重ねるごとに堂々とプレゼンテーションを行うようになっていく、組織だった行動に後れをとっていた学生が機敏に自らの役割を果たすようになっていくなど、オープンキャンパスは、学生が、高校生の前で、リーダーシップとフォロワーシップを遺憾なく発揮する絶好の機会となっている。

本学は、金沢星稜大学と同一キャンパスにあることから、大学と一体的な活動を行っている。学生のクラブ・サークル活動においても、本学と大学のクラブ・サークルが一体化し、より多くの選択肢が本学学生にもたらされるようになった。以下に、それを紹介する。

スポーツ系のクラブ・サークルには、硬式野球部、準硬式野球部、軟式野球部、サッカーチーム、男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、硬式テニス部、ソフトテニス部、トランポリン部、バトミントン部、剣道部、弓道部、卓球部、野外スポーツ部、陸上競技部、空手道部、ハンドボール部、水泳部、ダンスサークル、フットサルサークル、ゴルフサークル、バトントワリングサークルなどがある。

文化系のクラブ・サークルには、茶道部、文芸部、星短オープンキャンパス・プロジェクト、学生赤十字奉仕団、軽音楽部、ジャズサークル、吹奏楽部、美術部、ミュージックサークル、クラシックギターサークル、手話サークル、ハンドメイドサークル、写真サークル、Youth サークル、アナログゲームサークル、KSCG（国際協力ボランティア団体）などがある。

但し、本学オープンキャンパスや学園行事等で、短大独自の活動を行う SOP（星短オープンキャンパス・プロジェクト）は、本学学生のみが所属可能である。

本学では、3人以上の部員と1人の顧問（教育職員）がいれば、好きなクラブ・サークルを申請して創部することができること、つまり「友だちが集まってこれがやりたい！」と思ったらぜひ新しい部を作って星短生活を盛り上げてください」というメッセージを常に

学生たちに送っている。

さらに、これまで金沢星稜大学が単独で行ってきた「星稜ジャンププロジェクト(SJP : Seiryō Jump Project)」に、平成 25(2013)年から正式に本学学生が参加できるようになったことは、学生支援面で大きな成果といえる。

星稜ジャンププロジェクトは、「自分を超える力につける。」ことを目標に、ボランティア・国際交流・地域貢献・大学活性化などをテーマとする学生主体の活動であり、平成 21(2009)年度よりスタートした。平成 30(2018)年度に学生支援課から、地域連携センター(現 SDGs 産学地域連携センター)に移管し、令和 2(2020)年度には活動の目的を地域連携活動と明確化させ、それに伴い呼称も「星稜ジャンプ地域活動プロジェクト(ちいプロ)」と変更した。

この「星稜ジャンプ地域活動プロジェクト(ちいプロ)」は、本学の教育研究の推進並びに地域の活性化を図ることを目的に「地域に向き合い、地域に学ぶ」を目標として行う地域課題解決、社会貢献活動等に励む学生の自主的な団体に対し、経費等の支援を行う制度であり、学びと地域貢献を両立させる場として積極的に地域で活動することを推奨するものである。

「星稜ジャンプ地域活動プロジェクト(ちいプロ)」の採択方法は、①申請書の提出②書類審査③プレゼン審査④採択という手順である。

本学は、学生のキャンパスライフにおいて、その利便性や快適さに充分配慮している。まず、学生一人ひとりに専用ロッカー(ダイヤルロック式)を設置しており、書籍やバッグ等を収納できるため、学内では身軽に行動でき、着替え等にも便利と好評である。食堂については、概ね通年で平日の朝 7 時半から夜 18 時半まで営業している。朝食、昼食、夕食が準備されており、親元から離れ、一人暮らしをする学生の食生活を支えている。

また、学内および近隣にコンビニエンスストアがあり、便利な存在となっている。さらに、学内には簡易郵便局や学園が運営する星稜プラザもある。星稜プラザでは、自動車学校等の申し込み等ができる。金融機関の ATM も学内のコンビニエンスストアに設置されている。

キャリアデザイン館の 4 階から 5 階には本学専用の教室がある。この棟の中庭側の外壁はガラスカーテンウォールの洗練された印象を、川側の外壁は木の柔らかな印象を演出しており、周辺環境との調和を図った設計となっている。付設した専用のテラス(5 階)やラウンジ(4 階)は、学生たちの充実した交流スペースとなっている。

キャリアデザイン館の 3 階には進路支援課とエクステンション課があり、学生が利用しやすい造りとなっており、就職支援、資格取得支援のベースとなっている。メイクアップ、ヘアメイク等に使用される大鏡が設置された女子学生専用の部屋「れでい・せつと・ごー」という部屋があり、面談、小会議等に使用される「きんぎょ鉢」、「ビードロ」といった部屋もある。

2 階には、1 階から吹き抜けの多目的階段教室とラウンジがあり、CDP 受講学生が多く使用している個別学習室がある。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制については、保健室、学生相談室が設置されている。学生の就職活動に関わる進路支援課の職員にも、産業カウンセラー資格を取得している者が多く、個別の打ち合わせや教授会等での報告によりゼミ

担当教育職員との連絡・連携が図られている。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取には、ゼミやクラブ・サークル、学園行事等の活動を通じ、学生と教職員との間でなされる会話が果たす役割は大きい。日頃の学生とのやりとりの中で、色々と教えられる点が多いからである。その結果、改善されたことも多い。

本学は、IR いしかわ鉄道 東金沢駅から徒歩約 20 分の距離にあり、近隣の大学・短大と比べ、通学に便利である。自転車通学者には駐輪場、自動車通学者には駐車場が準備されている。また、バスの停留所も隣接している。

学生寮はないが、本学の周りには家賃 4 万円程度の学生向けアパートが十分にあり、本学で紹介もしている。

本学では、次のような特待生や奨学金が用意されていることを学生に周知している。

以下、本学 Web サイト掲載内容を示す。

●特待生制度について

・家賃・遠距離通学費支援制度

遠方からの入学者の経済的負担を支援する制度です。

対象者 本学が指定するエリア(◆)の出身者で、学校推薦型選抜[公募制方式(一般／専門学科・総合学科)]と一般選抜[一般方式(A 日程)]の各選抜区分において成績上位で合格し、入学した方。

支援内容 通学費用またはアパート等の住居費の補助(月額上限 20,000 円 × 12 カ月 ※通学費用は実費に限る)。ただし、自家用車等での通学となった際は制度対象外。

※ 1 年次のみの適用となります。

選考方法 各入学者選抜の成績によって選考します。

◆適用対象となる本学が指定するエリア

石川県外のほか、珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市、中能登町、羽咋市、宝達志水町、小松市、加賀市、白山市(※河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰の 5 地域のみ対象)

※ 家族の居住地も同市町にあることが条件。

※ 尚、当支援制度については、2021 年度入学者選抜より適用となります。

※ 年間授業料を上限に、他の特待生制度と併用は可能です。

・簿記特待生

学校推薦型選抜 この入学者選抜の合格者は、1 年次に「CDP 会計」を受講することを条件に、特待生として 1 年次前期の授業料のうち入学者選抜区分により半額または全額を免除します。

※ 1 年次後期は、1 年次前期の学業成績により改めて特待生を選考します。

学校推薦型選抜 2 年次の特待生選抜は実施せず、「CDP 会計」を受講中の者で、税理士試験又は簿記検定(日商簿記 1 級または全経簿記上級)に合格した者に、受験年度の授業料を全額返還します。

・公務員特待生

一般選抜	この入学者選抜の合格者は1年次に「CDP 公務員」を受講することを条件に、特待生として1年次前期の授業料のうち合格区分に応じ全額または半額を免除します。
CDP 特待生一般方式	
一般選抜	※ 1年次後期は、1年次前期の学業成績により改めて特待生を選考します。
大学入学共通テスト	2年次の特待生選抜は実施せず、「CDP 公務員」を受講中の者で、本学が指定する公務員採用試験に合格した者に、受験年度の授業料を全額返還します。
利用 CDP 特待生方式	
総合型選抜 CDP 特待生	
自己 PR 方式	

#### ●修学支援新制度について

本学は、2020年度から国によって開始された「高等教育の修学支援新制度」の対象短期大学として、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、授業料及び入学金の減免並びに日本学生支援機構が実施する給付奨学金の支給が行われています。

#### ●奨学金制度について

日本学生支援機構奨学金・各地方自治体及び各種団体奨学金があります。家庭の事情などにより学費の納入が困難であったり、自分で学生生活費を補わなければならない学生にとって、安定した経済生活を設計するうえで大切な制度です。

#### ●日本学生支援機構奨学金の募集時期

- 定期採用：春（4月）と秋（9月）に募集します。4月は学内で説明会を開催し、手続き資料を配布します。9月は学生支援課窓口で手続き資料を配布し、説明会は行いません。
- 予約採用：高校在学時に申請し、大学入学後に所定の手続きを行うことで奨学金の振込みが開始されます。
- 緊急・応急採用（貸与奨学金）：生計維持者の死亡、事故や病気、失職、火災や風水害などによる家計急変のため、奨学金の貸与の必要が生じた場合、臨時の採用されるものです。家計急変の事由が「進学前」に発生した場合は、進学後3ヵ月以内に申し込む必要があります。事由が「進学後」に発生した場合は、事由発生日から12ヵ月以内に申し込む必要があります。
- 家計急変採用（給付奨学金）：生計維持者の死亡、事故や病気、非自発的失職、火災や風水害など予期できない事由で家計が急変した場合、臨時の採用されるものです。家計急変の事由が発生してから原則3ヵ月以内（新入生で入学前年の1月以降に家計急変事由が発生した場合は入学月から3ヵ月以内）に申し込む必要があります。

本学では、学則第4章「授業科目・履修方法及び課程修了の認定」において、長期履修学生について以下のように定めている。

（長期履修学生）

第18条の2 第5条の2 第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修すること

を目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

### [区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

### <区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

本学では、1年次前期に「クラスコミュニティ」、1年次後期に「プレゼミナール」、2年次に「ゼミナール」を必修科目としている。各クラス、各ゼミ担当教育職員は、所属する学生の個々の動向を把握しやすくなっている。そのため、進路支援に関し、担当事務職員との連絡・連携が有効に機能するようになっている。

本学の進路支援課では、就職ガイダンス、就職相談、カウンセリング、面接練習、エントリーシート・履歴書の添削指導等の他、以下のような就職支援イベントを開催している。

以下、本学 Web サイト掲載内容を示す。

#### ◆大学生との合同参加プログラム

進路支援課では、「MOONSHOT 講座」、「MOONSHOT abroad!!」、「ほし☆たび」など、金沢星稜大学と合同で参加できる進路支援プログラムを行っていることが特色です。

##### ・MOONSHOT 講座

難関企業からの内定を目指す学生のための就職対策講座。全員参加の就職ガイダンスに先駆けて夏休みに実施します。一流の外部講師からビジネスマナー・身だしなみや自己分析・面接対策といった具体的な内容を短期集中で学びます。

##### ・MOONSHOT abroad!!

夏季休暇中にフィリピン・セブ島に語学留学するプログラム。主にマンツーマンの授業を通して英語の上達を目指します。また、異文化に触れ、学びの多い充実した時間を過ごすことにより、グローバル人材として成長する基礎を身につけます。

##### ・ほし☆たび

「自分の『これまで』と『これから』を知る」「プレゼンテーション力を高める」「就活を終えた先輩のすごさを知る」の3つをテーマに、フェリー内で研修を行う洋上就活合宿クルーズが「ほし☆たび」です。

#### ◆星短独自プログラム

北陸唯一の女子短期大学ならではの特徴を生かした独自の進路支援プログラムを実施しています。

##### ・就活コフレプレゼント！(星短独自プログラム)

就職ガイダンスの一コマとして、参加した1年次に就活コフレをプレゼントしてい

ます。就活に立ち向かうための心強いアイテムです。

・星短スタートアップ研修（キャリア合宿）

入学後の春に行なう『短大生活』と『これから』について考える二日間。「友達の輪が広がった！」「卒業生からの話を聞くことで、どんな短大生活にしたいか少しイメージができた」など、参加した1年次の満足度が高い合宿です。

・メンタイコ合宿

面接(メン)・対策(タイ)・自己(コ)分析合宿

1年次の冬に行われる通称メンタイコ合宿。これまでの自分を振り返り、素の自分の良さを面接で伝えられるようにするための合宿です。

・星短オリジナルの就職支援サイト『ほしなび sister』

現代の就職活動は「情報戦」。星短オリジナルの就職支援サイト「ほしなび sister」では、会社説明会・選考会情報や進路支援課ニュースなど就職活動を有利にする情報提供を行なっています。

◆キャリアデザイン館内の「進路支援課」

進路支援課は平成24(2012)年に完成したキャリアデザイン館内にあります。

就職に強い金沢星稜大学と同じ場所にあるので、大学生から刺激を受けることができます。

このほか、進路支援課の職員が就職状況を分析し、定期的に学長や教授会に報告している。その結果を受け、各教育職員がゼミナール等でアドバイスを行なっている。

以上のような就職支援に関連して、就職担当教育職員と進路支援課職員が呼びかけ、教職員一丸となり、日常的に連絡・連携し、ゼミ単位、個別、学生ごとの就職活動の状況把握、対策検討に努めている。

本学においては、経営実務科全体の就職支援対策とゼミ単位・学生ごとの就職支援対策が、整合性を持つように練られ、組織的に実施されていることが特筆される。

「顔の見える」支援、「穴のない」対策を目指しているからである。

進学および留学の指導は、進路支援課や国際交流課およびゼミナール担当教育職員が行なっている。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学カリキュラムの見直しについては今後、社会的ニーズを調査し、時代に即した内容の科目を配置する予定である。調査については、企業のトップや採用担当者及び高校の先生方

へのインタビューやアンケートを実施している。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

過年度に引き続き、石川県及び近隣県への高校を訪問し、高校の先生方へのヒアリングを実施した。令和6年度はさらに高校訪問を拡充した。

新年度への改善として、多様化を見据えたアプローチを行う。例えば、通信制高校を訪問したり、卒業生の様々な進路を提示したりする計画である。四年制大学への進学は過去から継続してあったが、その卒業生が、大学院へ進学したり、専門学校を進路としたりしている。卒業生を、これまでの伝統的な進路である、企業や公務員などの地元社会へ送り出す他にも、多彩な進路があることを、内外に提示していく。

### 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

#### [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

##### [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教育職員を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教育職員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教育職員は短期大学設置基準に定める教育職員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教育職員（兼任・兼担）又は基幹教育職員とその他教育職員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教育職員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教育職員又は基幹教育職員以外の教育職員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教育職員組織は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手で構成されることになっている（学則第37条）。令和6（2024）年度の基幹教育職員は以下のとおりである。

令和7（2025）年5月1日現在（単位：人）

学科名	教授 (大学兼務の 学長を含む)	基幹教育職員数				短期大学設置基準で 定める教育職員数 第22条別表第1	
		准教授	講師	助教	計 (大学兼務の 学長を含む)	[イ]	[ロ]
経営実務科	6	2	1	1	9	6(2)	3(1)
小計	6	1	1	1	9	6(2)	-
[ロ]						-	3(1)
合計	6	1	1	1	9	9(3)	

※( )内はうち教授数

基幹教育職員で補えない科目等については、金沢星稜大学教育職員または非常勤の適任者を採用して対応している。また、本学の教育・指導方針等について理解・協力を得られるよう授業実施前に分野ごとに基幹教育職員と非常勤講師の打ち合わせを行っている。

教育職員の採用については、「金沢星稜大学女子短期大学部教育職員の採用に関する規程」に基づき、広く優れた人材の確保に努めるとともに、設置基準に準拠した「金沢星稜大学女子短期大学部教育職員の資格審査に関する規程」により、当該専門分野の教育職員等による資格審査を行い、教授会の議を経て職位を決定している。また、教育職員採用の選考委員による審査を経て、適正に採用が決定されている。

昇任者についても、同様に「金沢星稜大学女子短期大学部教育職員の資格審査に関する規程」に基づき、教育・研究等の業績評価を基に、選考委員会により資格審査対象者を選考している。理事長は、資格審査対象者の昇任の適否を教授会に諮問し、その答申を受け昇任を適正に決定している。

「金沢星稜大学女子短期大学部教育職員の資格審査に関する規程」における教授、准教授、講師、助教、助手の資格規定は以下のとおりである。

金沢星稜大学女子短期大学部教育職員の資格審査に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、金沢星稜大学女子短期大学部教育職員の採用又は昇格における資格審査の基準並びに手続を定めるものである。

(基 準)

第2条 教育職員の資格審査の対象となる者の資格は、第3条から第8条に定めるとおりとし、年数の基準については別表のとおりとする。

(教育職員の資格)

第3条 教育職員となることのできる者は、教育に専心し、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、特に第4号又は第7号を重視する。

(1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていると認められる者

(5) 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経験(外国におけるこれらに相当する教育職員としての経験を含む。)のある者

(6) 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者

(7) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、特に第4号を重視する。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経験(外国におけるこれらに相当する職員としての経験を含む。)のある者

(3) 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

(4) 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、特に第2号を重視する。

(1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第7条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、特に第3号を重視する。

(1) 第3条又は第4条各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

(3) 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第8条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(選考委員会)

第9条 教授会は、資格審査の対象となる教育職員を選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、原則として指定した期日までに資格審査対象者の有無を確認し、当該対象者がある場合は速やかに審査を開始する。

3 選考委員会は、審査結果を教授会に報告する。

4 選考委員会が資格審査の対象となる者を選考するにあたり、教育職員データベース及び教育職員業績評価システムの記載事項を参考にする。

5 審査は、教育力評価、論文評価、その他の業績評価等により行う。

(構成)

第10条 選考委員会は次の委員をもって構成する。

(1) 学長

(2) 学科長

(3) 事務局長

2 委員長には、学長をもって充てる。

3 学長は、第1項の構成員のほか必要と認めた者を委員に加えることができる。

(資格の決定)

第11条 学長は、選考委員会の審査結果報告について、教授会で審議し決定する。

2 学長は、前項の審査結果を理事長に報告する。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

## 付 則

1 この規程は、平成 24 年 9 月 28 日に金沢星稜大学女子短期大学部教育職員の資格審査と任命に関する内規を廃止し、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める助手であった者は助教の、助教授であったものは准教授の年数とみなす。

## 付 則

この規程は、平成 26 年 2 月 21 日に「規程第 9 条に規程する会議」を廃し、平成 25 年 4 月 1 日に遡り施行する。

## 付 則

この規程は、平成 28 年 5 月 27 日に年数の基準及び教育職員の資格、審査の方法について一部改正し、平成 28 年 5 月 27 日より施行する。

## 付 則

この規程は、令和 2 年 2 月 28 日に資格審査の方法及び選考委員会の構成等を一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表(年数の基準)

## (1) 新たに採用する者

教 授	着任時に学部卒業後 15 年以上を経ている者
准教授	着任時に学部卒業後 10 年以上を経ている者
講 師	着任時に学部卒業後 5 年以上を経ている者
助 教	着任時に学部卒業後 2 年以上を経ている者
助 手	着任時に大学の学部を卒業した者

## (2) 本学在職者の昇格

教 授	昇格時に准教授就任後 3 年以上を経ている者のうち学部卒業後 15 年以上を経ている者
准教授	昇格時に講師就任後 3 年以上を経ている者のうち学部卒業後 10 年以上を経ている者
講 師	昇格時に助教就任後 3 年以上を経ている者のうち学部卒業後 5 年以上を経ている者

## (3) 特例

前任校の職位で本学に着任した場合は、前任校での在職年数を加えることができる。ただし、着任初年度は審査の対象としない。基準を満たしていない場合においても、研究業績及び教育上の功績又は実務経験が特に顕著な者、並びに本学として特に昇格させる必要があると認められる者については、審査の対象とする場合がある。

以上のように、採用者、昇任者ともに短期大学教育を担当するにふさわしい資格と資質を有していることを審査した上で、採用、昇任の決定がなされている。また、非常勤講師の新規採用についても教授会で適切に審査を行っている。

## [区分 基準Ⅲ-A-2 教育職員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 専任教職員又は基幹教育職員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課

程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。

- (2) 専任教員又は基幹教育職員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教育職員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教育職員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教育職員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教育職員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教育職員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定を整備している。

### ＜区分 基準III-A-2 の現状＞

本学は、教育職員の採用、昇任において、採用者、昇任者ともに短期大学教育を担当するにふさわしい資格と資質を有していることを審査した上で採用、昇任を決定しており、優れた人材を確保している。本学に相応しい「教育研究」活動、すなわち「教育」活動を裏打ちするための「研究」活動、ないし教育活動そのものを研究対象としている教育職員で構成されていることが、本学の強みとなっている。

科研費は、山田教授の『マンガを教材とした青年期のコミュニケーション能力向上に関する研究（課題番号：24K16624）』が若手研究に採択された。2024年度は研究1年目であり、マンガやコミュニケーション能力について文献調査等を行った。また、平泉講師が「日本私立学校振興・共済事業団2024年度若手・女性研究者奨励金」研究助成制度において、「創業期の地方の起業家に必要とされる人的ネットワークについて」というテーマで助成金を獲得した。

教育職員一人ひとりが、積極的に教育活動の裏づけを行えるよう、研究(教育準備)時間確保に配慮している。個々別々に、週に1日、講義等を実施しない「研究日」をつくる工夫をしている。

研究費についても、個人研究、共同研究及びプロジェクト研究所の助成を行っている。研究の内容及び成果については、毎年度開催する研究成果報告会で発表されるほか、金沢星稜大学学会短期大学部会が発行している『星稜論苑』(金沢星稜大学学会短期大学部会、年報)や『総合研究所年報』(金沢星稜大学総合研究所)等で公表している。

専任教員の研究活動に関する規程については、学校法人稻置学園研究規程、学校法人稻置学園研究活動補助費規程、学校法人稻置学園知的財産取扱規程、学校法人稻置学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程、学校法人稻置学園における研究データ等の保存及び管理に関する規程を整備している。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みは、上述規程を適切に整備、運用するほか毎年1回、総合研究所主催「科研費獲得のための説明会及び研究倫理研修会」を行い、研究倫理遵守について啓蒙するとともに「APRIN e ラーニングプログラム」の受講を義務づけている。

研究室は、1人1部屋が割り当てられ、広さも十分に確保している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等については、「金沢星稜大学・大学院教育職員海外派遣研修規程」に準じることとしている。

FD・SD活動は「金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部 FD・SD委員会規程」のもと、短大独自のものと大学と共同で行うものとを組み合わせ、適切に行っている。

なお、情報関連科目については、非常勤講師との連携がより重視されることから、専任教員と非常勤講師の連絡会を適宜設けている。

専任教員は、教務課や学生支援課の職員と適宜連携し、学生の学習成果獲得の向上に日々努めている。

#### [区分 基準III-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に發揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

#### <区分 基準III-A-3 の現状>

事務部門は金沢星稜大学と一体化し、大学・短期大学部事務局（以下「事務局」という。）として運営している。事務局には、統括する者として事務局長を置き、補佐として2名の副局長を配置している。各課（庶務課、教務課、学生支援課、国際交流課、入学課、進路支援課、エクステンション課、総合研究所、SDGs 産学地域連携センター）には、課長を置き、責任と連絡体制を明確にしている。毎週月曜及び水曜の始業時に各課代表者による「事務調整連絡会」を行い、業務に関する確認又は協議を行うことで円滑な事務局の運営と改善を行っている。

各課は、学生及び教職員の動線を考慮し、適当と考えられる場所に配置しており、情報機器や備品等、一般的な大学事務に必要なものは揃っている。本学の教職員は、グループウェアを活用し、教育職員と事務職員間で円滑な連携と情報共有を図り、学生の学習成果の獲得を向上させ、課題等が発覚した場合も迅速に対応している。また、履修規程等に基づき履修から評価までの一連の業務について、学務システムを活用し実務的な管理を教務課にて行っている。

2024年度に制定された人事評価制度規程に基づき、職務要件に見合った知識・技能を習得し、業務を遂行するために必要な能力・資質を高めるため、人材育成プログラムを運用している。人材育成プログラムの受講状況を踏まえ人事考課による評価を行っており、さらなる事務職員としての資質向上に努めている。また、定期的に人事面談を行い、面談で得られた情報は、職場改善や当該職員の能力の発揮するために適した所属への配置に生かしている。

#### [区分 基準III-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

#### <区分 基準III-A-4 の現状>

専任教員は、教育において責任を自覚して日々の授業の計画から運営、振り返りをおこ

なっている。また、教務課や学生支援課の職員と適宜連携し、相互の役割を尊重しつつ、学生の学習成果獲得の向上に日々努めている。

教務課の事務職員と専任教育職員は、非常勤講師が知識や技術を最大限学生に教育できるように丁寧にサポートしている。例えば情報関連科目については、非常勤講師間の教育内容の調整や連携がより重視されることから、専任教育職員と非常勤講師の連絡会を定期的に設けている。国際教育系科目でも、複数の外国人教育職員に対し、専任教育職員との細やかな連携がある。

**[区分 基準III-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]** (1) 教職員の SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

(2) 教員の FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

(3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

短大は、大学の学部横断全学 FD などの機会を利用して、組織的な研修に加わっている。さらに、テーマによって参加者をグループに分けた FD 分科会にも参加している。

#### ＜区分 基準III-A-5 の現状＞

次の 3 回は、全学 FD の開催日時とタイトルである。

- ・2024 年 6 月 12 日：「なぜ、いま大学広報が必要なのか～広報で何が変わる？～」
- ・2024 年 11 月 20 日：全学 FD 報告会（オンライン）
- ・2024 年 12 月 4 日：「ハラスメントゼロを目指して：安全で尊重し合えるキャンパス作り～弁護士の視点から」

さらに、大学 FD の分科会は 6 グループある。例えば、「ラーニングコモンズ・プロジェクト」では、学内を見て回り、有効活用できる場所や設備を見直して、意見交換を行った。

職員一人ひとりの資質・能力の向上を図るために、学内で職員研修を実施するとともに外部の研修会等に参加し専門知識の習得に努めている。また、資格の取得等、事務職員の自発的な取り組みの研修費用を補助する制度もある。

**[区分 基準III-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。 (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。

(4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

#### ＜区分 基準III-A-6 の現状＞

教職員の就業に関しては、労働基準法等の関連法令等に基づき「学校法人稻置学園倫理綱領」、「学校法人稻置学園就業規則」、「学校法人稻置学園期限付職員勤務規程」、「学校法人稻置学園特任教員規程」、「学校法人稻置学園定年規程」「学校法人稻置学園再雇用に関する規

程」「学校法人稻置学園育児休業等に関する規程」「学校法人稻置学園介護休業等に関する規程」及びその他就業に関する諸規程を整備している。また、労働基準法等の労働関係法令他関連法令の改正にあわせ、諸規程の改正を行っている。2024年4月より、育児・介護休業法に定める最低基準を上回り、希望する職員には1年6か月まで育児休業を取得できることとした。併せて、育児休業及び介護休業の期間を勤務したものとして退職金を算定する等制度の充実を図った。その他各所属に相談窓口を設置する等、育児や介護と仕事の両立支援に向けた環境整備を行った。

また、本学園の諸規程等については規程管理システムで管理しており、諸規程の改正及び制定があったことをグループウェアにより職員に周知するとともに、最新の規程を常時閲覧できるように整備している。規程管理システムを閲覧できない職員には、各事務局内に規程を備え常時閲覧できるようにしている。

関連規程を整備・周知するとともに、働き方改革等を踏まえ、時間外勤務の削減や年次有給休暇取得に関する法令等を遵守するよう各会議等で適宜、指示・指導しており、特に、3.6協定の特別条項遵守について強く指導し、学園全体においてもワークライフバランスを意識した労務管理を周知した。また、就業規則や倫理綱領等により職員の遵守事項を周知しているところであるが、令和元(2019)年度からハラスメント防止策として「ハラスメントに関するアンケート」を毎年実施し、教育現場や職場におけるハラスメント撲滅に努めており、令和5(2023)年度からは「職場改善のためのアンケート」としてハラスメントを含むアンケート調査を全教職員に行い、職場環境改善に取り組んでいる。令和6(2024)年度には、コンプライアンス規程を制定し、併せて役員・職員の行動指針を定めてコンプライアンスの推進を図った。

#### ＜テーマ 基準III-A 人的資源の課題＞

法人が持続可能な組織・体制を構築し、教育機関としての使命を有効に発揮するためには、業務の健全性・適切性の確保及び職員の働き方改革並びに人材育成が重要課題である。これまでの就業意識を改革するための業務プロセスの適正化、柔軟な働き方への対応、並びに客観性・公正性を重視した人事制度の適正な運用と職員の能力開発及び就業意欲を促進する人材育成プログラム(キャリアパスの明示)の構築等、法人としての組織的な取り組みが必要不可欠である。

人材育成プログラムにおいては、人事評価制度により各職位に求める職務要件等を明確にしており、キャリアパスの実現に必要な能力・資質、知識及びスキル等の習得・促進等の支援により職員の就業意欲の向上を図るとともに、本学が求める人材を育成するための体系的な人材育成プログラムの構築している。

#### ＜テーマ 基準III-A 人的資源の特記事項＞

特記事項なし

#### [テーマ 基準III-B 物的資源]

**[区分 基準III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7) 専任教員又は基幹教育職員に対して研究室を整備している。
- (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備の他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
  - ① 購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力に努めている。
- (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

**<区分 基準III-B-1 の現状>**

短期大学設置基準では、本学に必要な校地面積は 2,480 m<sup>2</sup>、校舎面積は 2,350 m<sup>2</sup>となっている。本学の校地は全て金沢星稜大学(設置基準面積 校地 26,320 m<sup>2</sup> 校舎 15,119 m<sup>2</sup>)との共用となっており、校舎敷地面積 35,001 m<sup>2</sup>、運動場用地 105,029 m<sup>2</sup>を有しており、校地面積基準を充足している。また、校舎面積は、本学専用面積が 2,003 m<sup>2</sup>、大学との共用面積が 23,419.50 m<sup>2</sup>となっており校舎面積基準を充足している。

本学と金沢星稜大学の校舎は、本館(A館)、稻置記念館(B館)、キャリアデザイン館(C館)、メディアライブラリー(M館)及びグローバルコモンズ(G館)により構成されている。

本学の講義は、キャリアデザイン館(C館)の4階から5階をメインに実施しており、各種講義形態に合せて、24人から185人収容の教室を整備している。大中教室にプロジェクターとスクリーンを備えているほか、ワイヤレスマイクやブルーレイディスクプレイヤーを設置している。小教室には可動式で軽量な机と椅子を配置するとともに、プロジェクターや移動式ホワイトボードを設置し、グループワークなど多彩な授業の運営が可能となっている。また、出席管理システムを導入し、全ての教室にシステムの端末を整備している。授業

の出席状況を担当教育職員が容易に把握することができ、履修指導の一助となっている。

メディアライブラリー(M館)の3階には情報演習室が6室あり、約300台のパソコンを設置し、メディア活用の推進・教育研究に対応できる環境を整備している。アプリケーションソフトは、Microsoft Office のほか、Stata や SPSS など統計解析ソフト、会計ソフト及びメディア・デザインソフトを用意している。学生は授業の入っていない情報演習室を自由に活用することができる。また、教育職員が研究室から配信する授業を、それぞれの学生に貸与しているiPadや学生ホールなどに設置してあるパソコンを使って受講できるほか、レポートや資料の作成、情報検索などの自主学習もできるようになっている。教室、演習室への持ち出し可能な学生用メートパソコンも用意し、無線LAN(Wi-Fi)の整備も含めて学内のICT環境を整備している。

基幹教員には、個人研究室もしくは共同研究室を貸与しており、学生指導や研究活動を積極的に行う環境を整備している。

また、本学ではLMSを使用し、Webサイト上で授業科目毎に学習教材の配信やテスト・レポート管理、教育職員と学生の質疑応答などを行っている。教育職員は、学生一人ひとりの学習の進捗状況を把握できるため、個々の状況に応じた指導ができる、学生も、自分のペースでの学習がしやすくなるという利点がある。このシステムはWebサイトからログインすることで、学内外問わず利用することができるようになっている。

体育施設も金沢星稜大学と共に用いており、運動場3か所計105,029m<sup>2</sup>、体育館3か所計13,282m<sup>2</sup>を有しております、運動場・体育館ともに適切な面積を確保している。体育館には2階メインアリーナにバスケットコート2面、1階に人工芝のテニスコート2面を整備している。星稜スポーツセンターにはトレーニングジム、ダンススタジオ、剣道場、武道場及び卓球場を整備している。稻置学園テニスコートは屋外に人工芝のコート6面を有し、陸上競技場として稻置学園総合運動場を有している。これらのスポーツ施設は、授業のほか運動部の課外活動及び学内外の各種イベント等において活用している。

障がい者への対応については、各館内におけるスロープや手すりの設置のほか、多目的トイレとエレベーターの整備など、バリアフリー化が進んでいます。また、A館、B館、C館とM館の連絡は、2階、3階の渡り廊下で繋ぎ、各館の移動にも配慮している。

階	教室等名	座席数	備考
1	ピアツツア工房 B 01 造形工房 B 11 あそび工房 B 12 表現工房 B 13 リズム工房		金沢星稜大学人間科学部用の教室で、こどもに関する「あそび」「表現」「リズム」を実践的に学ぶことができる。
2	B 21 星稜フォーラム ピアツツア工房 B 02 実験工房	449 (B21)	B21(星稜フォーラム)教室は、講義のほかに講演会、進路ガイダンスで使用している。 ピアツツア工房B02 教室は、金沢星稜大学人間科学部用の教室で、「理科実験」を学ぶ実習室である。
3	大学・短期大学部事務局		事務組織のうち、庶務課、教務課、学生支援課、入学課を配置している。
4	図書館書庫		積層書架及び電動書架を設置している。
5 6	講堂	1259	学位記授与式、大学祭、各種イベントで活用している。
階	教室等名	座席数	機器・備品
1	C11(階段教室)	80	C11 教室は多目的なイベントでも

	C12 ナースリー工房 C13 クッキング工房	(C11)		使用。C12.C13 教室は、金沢星稜大学人間科学部用の教室で、保育・調理の実習施設である。
2	C21(自習室)	17		主に CDP(キャリア・ディベロップメント・プログラム)、エクステンション講座で使用している。
	C22(自習室)	40		
	C23	80	プロジェクター1台	
	C24	74	プロジェクター1台	
	C25	49	プロジェクター1台	
3	C31	18	プロジェクター1台	事務組織のうち、進路支援課、エクステンション課、教職支援センターを配置している。
	C32	20	プロジェクター1台	
	C33	20	プロジェクター1台	
	大学・短期大学部事務局			
4	C41	48	プロジェクター1台 書画カメラ1台 BD/DVD プレイヤー1台	
	C42	48	プロジェクター1台 書画カメラ1台 BD/DVD プレイヤー1台	
	C43	54	プロジェクター1台 書画カメラ1台 BD/DVD プレイヤー1台	
	C44	48	プロジェクター1台 書画カメラ1台 BD/DVD プレイヤー1台	
5	C51	119	プロジェクター1台 書画カメラ1台 BD/DVD プレイヤー1台	
	C52	185	プロジェクター1台 書画カメラ1台 BD/DVD プレイヤー1台	C52・C53 教室を連結し、185名収容の教室に変更して使用できる。
	C53			
	C54	24	プロジェクター1台 移動ボード	主にゼミナールで使用している。
	C55	24	プロジェクター1台 移動ボード	
	C56	24	プロジェクター1台 移動ボード	
	C57	24	プロジェクター1台 移動ボード	
	C58	24	プロジェクター1台 移動ボード	
階	教室等名	座席数	機器・備品	備考
1	図書館	117	検索用 PC6 台 (蔵書検索、データベース検索用) 自動貸出機 1 台 視聴覚ブース	
2	図書館	153	蔵書検索用 PC1 台	
	M21(グループ学習室)	20		可動式机・椅子を配置し、グループ学習などで使用している。
	M22(グループ学習室)	20	プロジェクター1台	可動式机・椅子を配置し、グループ学習などで使用している。
3	M31	64	パソコン 64 台 大型マルチディスプレイ 1 台 複合機 1 台	M31・M32 教室を連結し、112名収容の教室に変更して使用できる。

			書画カメラ 1 台 BD/DVD プレイヤー 1 台	
M32	48	パソコン 48 台 プロジェクター 1 台 複合機 1 台 書画カメラ 1 台 BD/DVD プレイヤー 1 台		
M33	40	パソコン 40 台 プロジェクター 1 台 書画カメラ 1 台 BD/DVD プレイヤー 1 台		
M34	38	パソコン 38 台 プロジェクター 1 台 書画カメラ 1 台 BD/DVD プレイヤー 1 台		
M35	38	パソコン 38 台 プロジェクター 1 台 書画カメラ 1 台 BD/DVD プレイヤー 1 台	メディア・デザインソフトなどを整備している。	
M36	72	パソコン 72 台 プロジェクター 1 台 書画カメラ 1 台 BD/DVD プレイヤー 1 台	会計、統計解析ソフトなどを整備している。	

図書館は、延べ床面積 1,600 m<sup>2</sup>に、収容可能冊数 203,000 冊(記念館書庫を含む)のうち約 180,000 冊の図書、2,500 種を超える学術雑誌及び 2,800 を超える視聴覚資料を所有し、座席数は 270 席を確保している。

図書・視聴覚資料については、学生・教育職員が教育研究上必要となる資料をいつでも提供できるよう「教育職員推薦図書購入申込」を随時受け付けている。また、定期的に学生対象及びゼミナール対象の選書ツアーを企画・実施している。

学術雑誌については、毎年、学生の利用促進を第一とした、教育職員対象の購入希望調査を和・洋別に実施しており、継続的に提供できている。加えて、オンラインデータベースの継続希望調査を開始し、ニーズの取りこぼしが起きないよう図っている。

また、2024 年度に大学図書館コンソーシアム連合に加盟したこと、大規模な電子ジャーナルコレクションが購入可能となった。学内のどこからでも容易に海外研究所が発行するジャーナル等を電子媒体で閲覧することができるようになり、洋雑誌の利用促進が図られた。

紙媒体の図書や雑誌については、学生の利便性を考慮して、図書館 1 階の入り口付近に専門雑誌コーナーを、2 階に専門図書をそれぞれ設置している。

その他、館内全 OA フロア化や無線 LAN 対応をはじめとする ICT 環境、グループ学習室の設置など、学生の自立的学習環境を、それぞれ整備・強化している。

近年、継続的に行った古書の廃棄により、図書・雑誌スペースの狭隘化が少しずつ解消されており、今後は、学生や教育職員がリクエストする図書を購入すると同時に、ICT 環境に適応している現在の学生・教育職員に適した資料として、電子版出版物の積極的な導入も検討していく。

### [区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

### ＜区分 基準III-B-2 の現状＞

当学校法人では、「学校法人稻置学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人稻置学園固定資産及び物品調達規程」を定め、規程に従い施設設備・物品等を適切に管理・調達している。また担当部署による管理に加え、建物・設備管理業者と管理委託契約を締結し校舎内の一室に建物・設備管理業者を常駐させ、施設設備の安全な管理・運営を行っている。

火災・地震対策、防犯対策については、建物を共用する金沢星稜大学防火管理規程を準用し運用している。定期点検は消防法に従い、消防設備点検を年2回、防火対象物定期点検を年1回、防災管理定期点検を年1回実施している。また、施設内の防災・防犯対策を強化することを目的に、令和4(2022)年度より計画的に防犯カメラの増設を行った。

避難訓練については、令和5(2023)年度より大規模地震を想定した防災訓練を全学的に実施、令和6(2024)年度においては能登半島地震における初動対応等の反省を踏まえ、現状の問題・課題を整理し、BCP(事業継続計画)を策定中である。今後はBCPにもとづき防災訓練等を実施し、BCPをより実効性のあるものとして災害時における危機管理体制をこれまで以上に整備していく予定である。また、設置校ごとに必要な防災備蓄品の点検を行い、今後数年をかけて防災備蓄品の拡充を行っていくことを計画している。また、県民一斉防災訓練「シェイクアウトいしかわ」にも参加し、午前11時に学内の教職員及び学生が一斉に「しゃがむ、かくれる、じっとする」といった安全行動を活動に取り組み、防災意識を高めた。

コンピュータシステムにはファイアウォール装置や不正監視による対外的なセキュリティ対策を実施の上、学内で提供する全てのPCにウィルス対策を行っている。特に、近年多用される無線LANシステムは最新のプログラムを用いて通信を暗号化しており、学生がZoomなどのリモート講義や面接を常に安心して利用できる環境を整えている。近年利用が増えている、個人のコンピュータやスマートフォンの学内利用に対しては、学内ネットワークと切り離された無線LANを提供しており、利用者の利便性とネットワークの安全性を両立させている。

地球環境保全問題への取り組みについて、設備面ではLED照明への更新、廊下・階段・トイレ等への人感センサー照明の設置、非接触型自動水栓の設置、一部建物の屋上緑化等を行っている。運用面においては、不要照明等の消灯徹底、空調設備運転の適切化、クールビズの実施とともに、デマンド監視による消費電力削減に取り組んでおり、更なる消費電力削減策を進め、地球環境保全問題への取り組みを継続する。また、学内におけるペーパーレス化を進め、紙資源の消費抑制に取り組んでいる。

### ＜テーマ 基準III-B 物的資源の課題＞

令和6年度能登半島地震及び豪雨災害を受け、BCP(事業継続計画)を策定中である。今後はBCPに基づき防災訓練を実施し、災害時の危機管理体制を強化していく必要がある。

＜テーマ 基準III-B 物的資源の特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準III-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準III-C-1 の現状＞

学内の情報設備は、基本的なソフトウェア構成を共通化し、学生がどのシステムを用いるときにも、統一された操作が可能なように整備されている。基本的な Office ソフトについては、学生個人の情報機器で利用できるアカウントを提供している。その上で、各学科の教育内容に合わせた、専門性の高いソフトウェアが利用できる環境を整備している。

教育職員からのソフトウェア、ハードウェアの改善要望については、動作検証やライセンス方式の選定を含め専門部署(情報システム部)が支援を行っている。定期的なソフトウェアの見直しやライセンス方式の見直しなどを行っている。

情報教室のソフトウェアはライセンス契約により、常に最新版のバージョンを提供している。これらの利用に関する情報は、利用手引き、学生向け Web サイトなどにより全学生に提供しており、自主的なトレーニングと活用が可能な状態を維持している。教職員についても同様である。大規模な環境更新が行われる際にはガイダンスの実施やハンドブックの配付なども実施している。

本学の情報システムは計画的に整備を実施している。教職員は日々の情報収集や展示会への参加などを通じて新技術の調査を行っており、情報システム設計と構築にあたっては、導入期から更新期までの社会的需要や情報技術のロードマップを十分に考慮している。

情報環境の資源分配については、講義内容や受講者数の変化に対応可能な設備を整えることで柔軟に実施している。例えば、①パーティションにより分割・統合が可能な教室の整備(M31/M32)、②学内無線 LAN 整備、講義用ノート PC および移動用カートの整備により情報教室の増減に対応、③PC 収納型デスクを用い、一般講義と情報講義を容易に切り替え可能

な教室を整備するなどである。

教育職員に対しては、教育職員向けの情報活用マニュアルである教育職員便覧を配付するほか、学内のグループウェアを通して新しい情報環境や活用についての情報共有と検討が行われている。

学生に対しては入学時の情報ガイダンスやその後の情報リテラシー教育を通して、基礎的な情報活用スキルを身につけさせている。これらのスキルを基本として、以降の実務系のコンピュータ活用が実施されている。

本学は経営実務科のみの短大であり、授業におけるコンピュータの活用頻度は高い。「ICT活用実習」「会計演習Ⅰ・Ⅱ」「ビジネスソフト実習」「情報技術」などにおいて積極的にコンピュータを用いている。また、コンピュータの実習を伴わない授業であっても、LMS を用いて授業の有効性・効率性を高める努力を行っている。本学の教職員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業および短期大学運営に活用している。

本学には、情報教室(6室、308席、PC 300台)を中心として、講義用貸出ノートPC(40台)が整備されている。また、キャンパス内に自習用コンピュータを計40台設置し、自習環境の整備を行っている。情報教室6室は大講義形式、少人数講義形式、対面型形式、メディア編集ソフト用教室、会計ソフト用教室等に適したPC配置やソフトウェア構成を行っており、教育職員と学生が目的に応じて使い分けることができる。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

本学の情報システムには、一般講義において安定して利用可能な共通化されたツールとしての安定性、専門講義に特化した応用性の2つが求められている。この2つの要求を同時に満たすことは、運用コストの増加や過度な設備投資を招く恐れがある。システムを利用する学生像や講義を基に、情報活用形態を意識することで物的・人的資源が限られた中での効果的な情報システムの整備を行っていきたい。

情報技術のトレーニングについては、学生や教職員の自主性に依存する部分が大きい。全学的なフォローアップの仕組みなどを検討していきたい。

今後も継続的に新技術の調査を行い、社会的需要に即した整備と継続的に利用率の調査もを行い、技術的資源を有効活用していきたい。

事務職員と教育職員のコンピュータについては、業務が滞りなく行われるように計画的な整備・更新計画を実施する必要がある。更新計画については学園の5か年計画などに含めて、順次更新している。現状は、教育職員間に情報技術の活用度に大きな差がみられる。教職員間での情報共有や活用事例紹介を積極的に行い、活用度の底上げを図っていきたい。

入学時のガイダンスや1年前期の講義で基本的な情報スキル教育を行っているが、その段階で理解が十分ではない学生がみられる。これらの学生に対してフォローアップできるような体制を検討したい。今後は、利用者のニーズや活用度の調査を通して、効果的な機器整備を継続していきたい。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし

## [テーマ 基準III-D 財的資源]

## [区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。

②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

③貸借対照表の状況が健全に推移している。

④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。

⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

⑧教育研究経費を適切に措置している。

⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

⑩会計監査人の監査意見への対応は適切である。

⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

③年度予算を適正に執行している。

④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

## &lt;区分 基準III-D-1 の現状&gt;

本学の過去3ヶ年の資金収支及び事業活動収支については下表のとおりであり、令和6(2024)年度はともに支出超過となった。令和3(2021)年度以降、入学定員を確保できない状況となっており、学生生徒等納付金は減少傾向が続いている。

（短期大学部 資金収支・事業活動収支推移） （単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金収支計算書			
資金収入	308,498	279,975	244,547
資金支出	308,509	336,476	307,417
資金収支差額	▲11	▲56,561	▲62,870
事業活動収支計算書			

事業活動収入	308,553	279,956	244,628
事業活動支出	341,224	375,306	334,299
事業活動収支差額	▲32,671	▲95,349	▲89,671

法人全体の純資産構成比率は、令和4(2022)年度90.4%、令和5(2023)年度90.7%、令和6(2024)年度91.0%、また総負債比率は、令和4(2022)年度9.6%、令和5(2023)年度9.3%、令和6(2024)年度9.0%と良好な比率を維持しており、貸借対照表の状況は健全に推移していると判断している。

法人全体では収入超過を維持しているが、本学単体では収容定員未充足により支出超過の状態となっている。法人全体の財政状況にも影響を及ぼす事態であり、今後も短期大学への進学者数の減少が継続すると見込まれる中、厳しい状況下ではあるが学生確保に努めていく。

退職給与引当金については、期末要支給額の100%を基にして石川県私学退職金社団からの交付金相当額を控除し、大学・短期大学部については、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。また、令和6(2024)年度においては、役員退職給与引当金を新たに設けている。

資産運用は、「学校法人稻置学園資金運用管理規程」を定め、毎年3月の理事会にて、翌年度の「運用方針及び運用基準」の承認を受けたうえで経営管理部財務課を主管部署として運用を行っている。運用商品は定期預金を中心としつつも、より効率的な資金運用が可能になるよう、資金運用管理規程及び資金運用管理内規に基づき元本の確実性を重視した金融商品での運用も行っている。

教育研究経費については、教育・研究に係る費用を十分に予算化しているが、入学者数・収容者数の減少によりその比率は増加傾向となっている。また、本学校舎を含む施設設備や学習資源は大学と一部共用しており、資金配分は適切に行われている。

会計監査は監査法人が実施し、監査法人の監査意見は適正と認められている。日常会計事務における不明点等は、隨時監査法人の指導を受けるなどして適正な会計処理に努めている。また、監査法人、監事、監査室、担当部署が参加しての監査協議会を年4回実施し、諸課題に対する認識を共有し、適切な対応に努めている。寄附金募集については毎年理事会において承認のうえ実施している。

本学の入学定員充足率、収容定員充足率推移は下表のとおりであり、4年連続で100%を下回っていることから、定員確保が課題となっている。このような状況を踏まえ、令和7(2025)年度より入学定員を98名とした。

〈入学定員・収容定員充足率推移 各年度5月1日現在〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員充足率	88.7% (133/150)	83.3% (125/150)	71.3% (107/150)	60.0% (90/150)
収容定員充足率	95.0% (285/300)	86.3% (259/300)	77.7% (233/300)	64.3% (193/300)

当学校法人では財的資源を適切に管理することを最重要事項の一つと捉え、「学校法人

「稻置学園予算管理規程」に基づき、各部門の意向・要望もふまえて前年度3月に翌年度予算を決定・周知している。具体的には、理事会の審議・承認を経た「次年度予算編成方針」を各部門に周知したうえで「(中期事業計画に基づいた)次年度事業計画・予算要求書」の提出を受ける。予算主管部署である経営管理部では、各部門との間で予算ヒアリングを実施、予算原案をもとに理事長等の経営陣を中心に予算編成会議を開催し、各事業の優先度合等のコンセンサスを得たうえで「次年度事業計画・予算(案)」を作成、3月の評議員会・理事会にて審議を行い、決定される。理事会承認後速やかに、グループウェアの学内メールを用い、「中期計画・次年度事業計画・次年度予算」として周知している。

予算執行については、「学校法人稻置学園予算管理規程」に基づき、各部門長を予算責任者とし、各部門の統制を行っている。また、9月、12月、1月、2月基準にて予算執行状況を各部門に提出させ、年度予算の適正執行を管理している。

日常的な出納業務については、「学校法人稻置学園経理規程」に基づき、経理統括責任者である経営管理担当理事が承認し、円滑に遂行している。また、月次試算表を毎月作成し、経営管理担当理事を経て理事長に報告している。

固定資産等については、「学校法人稻置学園固定資産及び物品管理規程」に基づき各種台帳を整備し適正に管理している。運用資金等については、「学校法人稻置学園資金運用管理規程」に基づき、元本の確実性を重視し、安全かつ適正に管理している。

**[区分 基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づき、経営(改善)計画を策定している。
  - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ②人事計画が適切である。
  - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

**<区分 基準III-D-2 の現状>**

学校法人稻置学園第4次中期計画(2024~2028)では、少子化や進学意識の変化といった課題に対応するため、「大学と連動して、自然科学・応用科学領域をカバーする新学部への入学定員転換を実現する。」ことを掲げ、最適な定員規模への変更を進めていくこととした。2024年度の単年度事業計画において適正定員の検討を行い、2025年度から入学定員を従来の150名から98名に変更することで持続可能な教育体制の構築を行っている。

本学は短期大学としてのメリットと女子大学としてのメリットを併せ持ち、金沢星稜大学と同一キャンパスにある強みを活かしながら、北陸地域唯一のビジネス系女子短大

としてハイレベルな「経営実務科」を設置することが他とは大きく差別化された特色となり、地域の社会的ニーズに応える確かな方法であると認識している。また、本学の社会的役割は、地域のビジネス界を中心に担う女性人材を2年間で育成し社会に送り出すことであり、そのためには地域に密着した「経営実務」をカリキュラムの柱に据え、徹底した実務教育を行うことが必要であると考えている。このように、本学では「夢を力に、2年で4年を超える。明日輝く女性になる。」をスローガンとして、明確な将来像を描き、経営実務の知識とスキル、女性ならではの感性と豊かな教養を備え、実社会で活躍できる人材を養成している。

当学校法人の令和6(2024)年度決算は、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27(2015)年度～」において「A3」区分となり、正常な状態である。

また、毎年度決算終了後に財務比率を算出したうえで、同一規模・同一系統分野の短期大学と比較し、財務状況を分析している。

〈令和6年度・5年度事業活動収支計算書諸比率〉

	令和6年度 本学比率	令和5年度 本学比率	同一規模同一系統平均値 (令和5年度)
人件費比率	79.5%	70.5%	68.6%
教育研究経費比率	44.7%	44.8%	40.2%
管理経費比率	12.2%	10.8%	15.4%
寄付金比率	0.1%	0.1%	3.9%
経常収支差額比率	▲36.4%	▲33.1%	▲24.3%

(平均値は、日本私立学校振興・共済事業団発行「今日の私学財政」令和6年度版より)

令和6(2024)年度決算の主な財務比率から判断した本学の財務内容は、入学定員・収容定員とともに未充足であることから、学生生徒等納付金の減少が大きな要因となり、経常収支が支出超過となった他、人件費比率・教育研究経費比率・管理経費比率が上昇した。

本学では、学生生徒等納付金比率が82%であり他短大と比較して高いものの、4年連続して入学定員を満たしていないこともあり、安定した収支を確保するために、学生募集対策は最重要事項と捉えている。学納金については、毎年の社会・経済情勢、地域他短大等との比較等、種々の要因を考慮したうえで、理事会にて審議・承認し決定している。

人事計画については、経営企画部人事課にて学園全体の人員を統合的に管理しており、適正な教職員数の維持に努めている。欠員が生じた場合は、速やかに教職員募集、もしくは派遣職員による補充を行なっている。特に、教育職員配置においては、中期計画における教育職員定数により管理し、定年等による退職補充を適正に行っている。

施設設備計画については、事業規模の大きな施設計画は、「第2号基本金」を設定するなど対処している。

毎年恒常に理事会において承認のうえ、寄附金募集を行っているほか、特別な事業等においては、その都度理事会承認をもって募集活動を実施している。今後は、外部資金獲得に向けての施策を更に強化していく。なお、遊休資産は現時点では持ち合わせていない。

本学は、経営実務科のみの単科短大であり、平成13(2001)年度に募集定員を200名か

ら 150 名に変更して以来定員数の変更は行っていなかったが、近年の入学者減少を踏まえ、令和 7(2025)年度入学者から募集定員を 98 名とした。

令和 6(2024)年度は入学者の減少により、入学定員充足率及び収容定員充足率も未充足の状況となり、学生生徒等納付金収入が大きく減少した。このことにより人件費比率・教育研究経費比率が上昇し、経常収支は支出超過となり収支状況は悪化している。施設設備関係においては、校舎・設備等を併設する大学と共にしていることから、特段の問題はないものと考えている。

学園の経営情報の公開は、法令に則り学園 Web サイトにて公開しているほか、毎年 5 月の理事会承認後に学内メールにて学園全職員に対して前年度決算財務資料を配信し情報の周知と共有を図っている。また学園広報誌「星稜サ・エ・ラ」においても「財務の概要」として掲載している。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

学園の事業活動収支は収入超過の状態を維持しており、財務内容は安定的に推移している。しかしながら、本学においては令和 6(2024)年度は 4 年連続で入学定員未充足となり、安定した財務内容を維持するためには、入学者確保はもとより経費の抑制も欠かせないものとなっている。少子化及び 18 歳人口が急激に減少する中で、如何にして入学者を確保していくかが課題である。

また、寄付金比率・補助金比率は低率にとどまっており、経常収入において学生生徒等納付金が主ではあるものの、今後は外部資金獲得に向けた施策を強化する必要がある。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特記事項なし

#### ＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

##### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回記載の行動計画

- ①まず、収入の基礎である納付金収入を安定させるため入学定員を来年度も確保する。
- ②同時に、再来年度を目途に、現在の納付金額について見直しを検討する。
- ③3 年後に、地元に向けた、本学独自の連続講座を開けるように、専任教員の研究活動を活発化させ、組織的に、総合的に取り組んでいくことを来年度より本格的に検討する。
- ④学生個人のスマートフォンなどの機器を教育に活用することができるか、来年度より本格的に検討する。

- ①北陸地区における短大への進学状況を検証し、入学定員 150 人を確保することは困難であると判断し、98 人に減員した。
- ②物価高等社会情勢を考慮し、令和 8 (2026) 年度入学者から入学金及び授業料の値上げを決定した。
- ③継続して金沢星稜大学と共同実施を行っている。

④すでに対応済である。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

短大の持続可能性の課題があり、教育職員採用が難しく、教育職員の高齢化により年齢構成に課題がある。また、教育職員の新規採用が難しく、再雇用教育職員への依存度が高まっている。短大の将来構想を明確に示し、併せて教育職員の採用計画を策定する。短大設置基準の遵守するため、非常勤講師等を基幹教育職員として位置付けることの検討を行う。

財政面においても本学単体では、収容定員未充足により支出超過の状態となっており、短大への進学者数が減少傾向にあるが、入学定員を充足し安定した経営基盤の確保する必要がある。学生募集活動においては、教育職員も高校訪問を行い、事務職員では伝えきれない、具体的な教育内容を訴求し、入学定員の確保に努める。

## 【基準IV 短期大学運営とガバナンス】

### [テーマ 基準IV-A 理事会運営]

#### [区分 基準IV-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

#### ＜区分 基準IV-A-1 の現状＞

令和6(2024)年6月10日に新たな理事長が選任された。理事長は建学の精神・教育理念を深く理解し、これらに基づく教育目的・目標の策定及び遂行に関してリーダーシップを発揮し、学校法人の発展に寄与している。特に、「各設置校における教育の質の保証及び他校と差別化できる教育の独自性の確立」を経営課題の一つとして掲げ、各設置校と連携を強化している。また学内のみならず、学外の関係機関や地域企業、地域社会等との連携や対話を積極的に図り、多様な視点や専門的知見の吸収に努め、法人経営に精力的に取り組んでいる。

「寄附行為(新)」第15条の規定のとおり、理事長は学校法人を代表し、業務全般を総理する立場から、理事会及び常務理事会をはじめとする意思決定機関を適切に運営・主導し、経営の意思決定及び業務執行並びに監督の職責を果たしている。なお、毎会計年度の決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後の5月に監事及び会計監査人の監査を受け、理事会の議決を経て評議員会で報告するとともに、その意見を求めている。

#### [区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4) 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

#### ＜区分 基準IV-A-2 の現状＞

理事会は、「寄附行為(新)」第18条及び「学校法人稲置学園理事会運営規則」第11条に基づき適切に招集し、「寄附行為(新)」第14条に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定するとおり、理事の職務の執行を監督している。理事会は原則月1回開催され、開催1週間前に各理事及び監事に対し議案が届くように事前に資料を送付している。理事は、理事会をやむを得ず欠席する場合には議案の賛否だけでなく、

意見表明欄を設けた委任状を提出している。また監事は理事会に出席し、必要に応じた適切な意見を述べている。

理事会は、認証評価が本学における社会的使命を確認し、教育の継続的な質保証とともに、経営における継続的改善に資する重要な制度であることを理解し、毎年自己点検・評価の報告を受け、その内容等について責任を負っている。

理事会は、本学の発展のために学内外の必要な情報を収集し、学内外の社会情勢や経済情勢を踏まえた経営や教学に関する重要事項について審議し、必要に応じて適切な措置を講じている。また、不確実性が高く、急速に変化する社会環境等に対処するため、本法人は「学校法人稻置学園理事会運営規則」第9条に基づき常務理事会を設置している。令和7(2025)年5月1日時点では、常務理事会は理事長及び常務理事並びに短期大学部学長を含む担当理事6名によって構成し、毎週開催している。常務理事会は、理事会により本法人の経営及び業務に関する決議権限を委任又は委譲されており、「学校法人稻置学園常務理事会規程」第6条に規定する事項について協議及び決議を行うことにより、本学における問題や課題に関して迅速かつ適切に対処できる体制を構築している。

理事会は、学校法人の最高意思決定機関として、本学の運営に関する法的責任を十分に認識している。学校教育法や私立学校法等に基づき重要事項を審議・決定しており、ガバナンスの強化に努めている。

理事会は、法令遵守及び教育の質向上のため、学校法人運営及び短期大学部運営に必要な規程を整備している。令和6(2024)年度は、令和7(2025)年4月1日施行の私立学校法の改正に伴い、「寄附行為(旧)」の変更及び関連規則・規程の制定及び改正を行った。「寄附行為(旧)」の変更においては評議員会に諮問し、理事会の決議を得て、文部科学省に寄附行為変更認可申請を行い、令和6(2024)年12月19日付で認可された。

#### [区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。
- (2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

#### <区分 基準IV-A-3 の現状>

令和7(2025)年5月1日時点において、理事は、設置学校の長(「寄附行為(旧)」第7条第1項第1号)が3名、評議員からの選任者(「寄附行為(旧)」第7条第1項第2号)が2名、企業経営者や公益財団法人代表理事等の学外者を含めた学識経験者(「寄附行為(旧)」第7条第1項第3号)が5名の合計10名が適切に選任され、理事会を構成している。

令和7(2025)年4月1日施行の私立学校法の改正に伴い、理事の選任については「寄附行為(新)」第8条に基づき、「本法人が設置する学校の長のうちから理事会において選任した者2名以上3名以内」「前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者5名以上8名以内」と規定した。また、「学校法人稻置学園理事会規程」を全部改正し、新たに「学校法人稻置学園理事会運営規則」を制定し、理事会の役割、権限及び体制等をより明確に定めた。なお、理事の選任については「学校法人稻置学園理事選任機関運営規程」を新たに制定し、評議員会の意見聴取を行った上で選任することとしている。

### ＜テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題＞

理事会は、関連法令や関連規程等に基づき、定期的かつ計画的に開催されており、本学運営に関する重要事項について適切な審議と円滑な意思決定が行われている。また、理事の構成も専門性と多様性を備えており、健全な運営と意思決定がなされている。現時点で特筆すべき課題は認められない。

### ＜テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項＞

令和7（2025）年4月1日施行の私立学校法の改正に伴い、「寄附行為（旧）」をはじめとした関連規則・規程の制定及び改正を行うことで、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進する体制を整備した。また、私立学校法の改正への対応はもちろんのこと、昨今の社会情勢等を踏まえ、「学校法人稻置学園コンプライアンス規程」「学校法人稻置学園公益通報等に関する規程」「学校法人稻置学園リスク管理規程」等を制定・改正し、学内外に対する危機事象に対する管理体制を構築した。なお、令和6（2024）年度は臨時開催を含め、理事会は14回開催しており、決議事項83件・協議事項14件について審議し、また83件の報告を行っており、法人経営における最高意思決定機関としての役割と責任を十分に果たしている。

### [テーマ 基準IV-B 教学運営]

#### [区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づき開催し、適切に運営している。
  - ① 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ② 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ③ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ④ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

- ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

#### ＜区分 基準IV-B-1 の現状＞

学長は、理事会・常務理事会、監事の意向等を把握し、審議機関において学園全体で合意された意見を尊重しつつ、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。

学長は、金沢星稜大学女子短期大学部学長選出規程第2条第1号の学長選考委員会により、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している者として選出され、理事会の議を経て理事長が任命している。

学長は、学則第38条に「学長は学務を総覧し、所属職員を総轄する」と定められているとおり、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は、金沢星稜大学女子短期大学部学生懲戒規程により、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。

学長は、理事会の意向等を把握しつつ、審議機関における本学全体の合意された意見を尊重し且つ適切な業務遂行のリーダーシップを発揮して、教育職員と事務職員との教務、学生支援、進路、入試等各意見交換会での話し合いを踏まえながら教授会を取りまとめ、本学の教育目的の達成のための運営に当たっている。

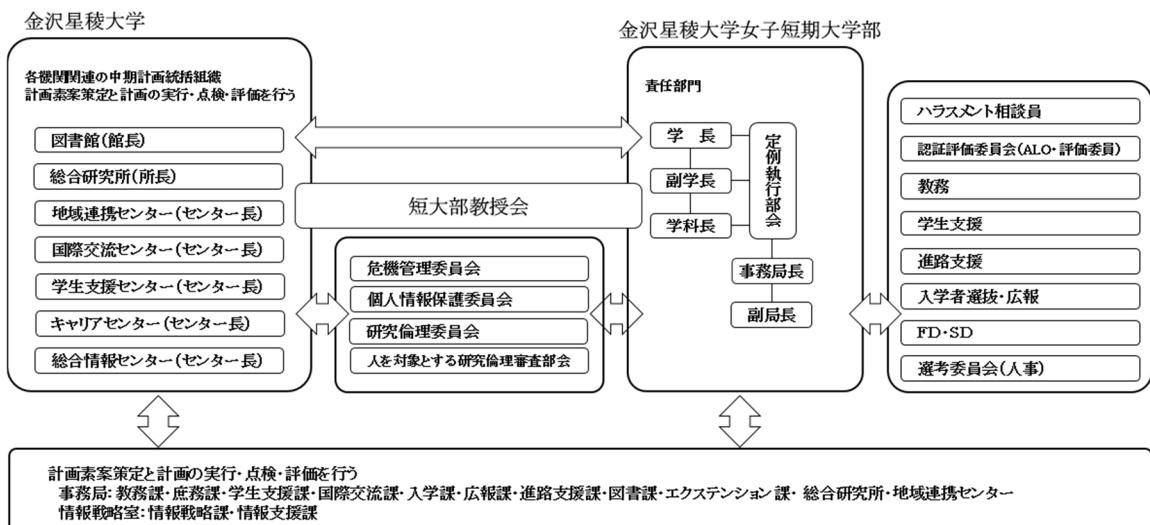
以上のように、学長は、教授会を学則等の規程に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

令和2(2020)年4月から副学長を配置し、執行部体制を強化した。教授会の下に金沢星稜大学女子短期大学部自己点検・評価規程に基づき自己点検・評価委員会を設置している。また、金沢星稜大学女子短期大学部採用選考等に関する取扱要領に基づき選考委員会を設置している。このように適切に運営している。

#### 短大部 教育組織・責任体制

学長をリーダーとした責任部門が、中期計画ほかの方針・目標の実現のための業務を統括する。

2020年4月1日より



本学は金沢星稜大学と同一キャンパスにあり、講義室、図書館、情報演習室、学務システ

ム、学生支援システム、進路支援システムなども共有している。相互の科目等履修制度や年間授業時間帯、大学行事なども関連・連動する場合も多い。また、基幹教育職員数も学長を含む9名と少人数であるため、学長のもとに学科長、事務局長、副局長からなる執行部が、全学的な動向を踏まえて、各種委員会及び事務局等との調整を図り、教授会規程に基づき、教授会を開催して審議し、あるいは報告を行って運営を効率化ならしめている。このように教授会を審議機関として適切に位置づけ、運営している。

教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有しており、教授会の議題を、審議事項、報告事項、協議事項に類別して、あらかじめ通告し、審議事項については論点を整理したうえで教授会に諮るなど、適切な運営を行っている。

学長は、学生の入学、卒業、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。また、教授会の議事録を整備している。学長は、教育職員の人事については教授会の下部機関として「選考委員会」を置き、審議のうえ、教授会に諮る形をとっている。なお、教授会は毎月、第2水曜日に定例開催しているが、必要に応じて臨時開催している。

#### ＜テーマ 基準IV-B 教学運営の課題＞

学長は、教学運営及び管理運営全般においてリーダーシップを発揮しており、教授会においても規程等に基づき適切に運営しているため、現在のところ問題はない。

今後とも、社会の期待に応える高等教育機関としての役割を果たしていくためには、新たな時代に対応できる付加価値を伴った人材を養成することが必要であり、また、短期大学を取り巻く多岐にわたる課題についても対応していくなければならないことから、学長のリーダーシップを支える環境を整えることが重要である。

#### ＜テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項＞

特記事項なし

### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

#### [区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

##### ＜点検・評価の観点＞

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

#### ＜区分 基準IV-C-1 の現状＞

監事は、「寄附行為（旧）」第8条第1項及び第2項に基づき、理事会で候補者を選出し、

評議員会の同意を得て理事長が選任し、令和 7 (2025) 年 5 月 1 日時点では教学を専門とする常勤監事 1 人、弁護士・会計士に就いている非常勤監事 2 人を選任している。なお、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日施行の私立学校法の改正に伴い、監事の選任については「寄附行為(新)」第 23 条に基づき、評議員会の決議によって選任することとした。

常勤監事 1 名及び非常勤監事 2 名は、それぞれに教学・法律・会計の専門家として、適正性・妥当性・合目的性の観点から、法人の業務及び理事の職務の執行状況が法令・寄附行為に準拠し執行されているか検証している。また会計業務が学校法人会計基準に準拠し、予算管理制度に基づいて執行されているか検証している。

監事は、理事会・評議員会をはじめ、常務理事会等の主要会議へ出席し、必要に応じて意見を述べているほか、理事会終了後に監事報告を定例的に行う等、学校法人の管理運営の適切性を確保するため、改善指導を行っている。また監事は、各設置校の責任者との面談やヒアリングも適宜行い、教学監査の充実を図っている。

監事は、毎会計年度、業務監査及び財産監査並びに理事の執行状況の結果を踏まえ監査報告書を作成し、2 か月以内に理事会及び評議員会に提出・報告し、適切に職務を遂行している。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]**

＜点検・評価の観点＞

- (1) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (2) 評議員会は、適切に運営している。

**＜区分 基準IV-C-2 の現状＞**

評議員は、令和 7 (2025) 年 5 月 1 日時点で、法人職員からの選任者（「寄附行為（旧）」第 26 条第 1 項第 1 号）が 7 名、卒業生で年齢 25 年以上の選任者（「寄附行為（旧）」第 26 条第 1 項第 2 号）が 4 名、学識経験者（「寄附行為（旧）」第 26 条第 1 項第 3 号）が 10 名であり、理事の定数の 2 倍を超える 21 名を選任し、評議員会を適切に構成している。評議員会は、「寄附行為（旧）」第 22 条乃至第 27 条の規定のとおり、私立学校法の評議員会の規定に従い、適切に運営している。

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日施行の私立学校法の改正に伴い、評議員の選任については「寄附行為（新）」第 33 条に基づき、「この法人の職員で理事会において選任した者 1 名以上 2 名以内」「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4 名以上 5 名以内」「この法人の職員で評議員選任委員会において選任した者 1 名以上 2 名以内」「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから、評議員選任委員会において選任した者 4 名以上 5 名以内」と規定した。

また、「学校法人稻置学園評議員会運営規則」を新たに制定し、評議員会における職務及び体制を明確化し、加えて「学校法人稻置学園評議員選任委員会運営規程」を制定し、評議員選任にあたる評議員選任委員会の運営に関する必要な事項を定めた。

**[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]**

## &lt;点検・評価の観点&gt;

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

## &lt;区分 基準IV-C-3 の現状&gt;

令和7(2025)年5月1日時点の会計監査人は、令和6(2024)年7月理事会において選任したものであるが、令和7(2025)年4月1日施行の私立学校法の改正により、「寄附行為(新)」においては評議員会の決議により選任することとした。

会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について適切に監査しているほか、理事会及び評議員会の議事録の確認等まで多岐に渡り監査を実施している。また、監査には担当課職員が立会い、必要に応じ理事長、財務担当理事等との面談及び各部門の担当者からのヒアリング等も実施している。なお、監査を実施したのち、会計監査人は会計監査報告を作成し、監事及び理事会に適切に提出している。

## &lt;テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題&gt;

本学では、理事会及び学長による意思決定が、本学の教育や運営の質向上と充実に向けて適切に機能しており、理事長及び学長のリーダーシップが十分に発揮されている。理事会は定期的に開催され、重要事項についての審議・決定が円滑に行われている。また、監事、評議員会、会計監査人は、それぞれの役割及び責任を果たしており、理事会の権限と責任が有效地に機能していることを確認できる体制が整備されている。これらの仕組みによりガバナンスは適切に維持されており、現時点で特段の課題は認められないが、「内部統制システム整備の基本方針」を令和7(2025)年4月に制定したことにより、その運用方法等については引き続き検討が必要である。

## &lt;テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項&gt;

「寄附行為(旧)」第24条に定めるとおり、必要に応じて、理事会は評議員会の意見をあらかじめ聴取した上で法人としての意思決定を行っている。令和6(2024)年度においては、臨時開催を含め、評議員会を8回開催し、諮問事項14件・報告事項15件の審議等を行い、理事会と評議員会の意思疎通及び連携は適切に行われている。

また、令和7(2025)年4月1日施行の私立学校法の改正により、関連規則・規程の制定及び改正を行い、必要事項においてはあらかじめ評議員会の意見を聴取するほか、評議員会の決議が必要とするなど、評議員会による監視・牽制機能等を強化した。また、「内部統制システム整備の基本方針」の制定に伴い、内部監査の職務や監査方法等をより明確化するため「学校法人稲置学園内部監査規程」を一部改正し、よりガバナンスを高める体制を整備した。

## [テーマ 基準IV-D 情報公表]

**[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

**<区分 基準IV-D-1 の現状>**

教育情報は、「学校法人稻置学園情報の公開及び開示に関する規程」「同 第3条第2項(公開する情報)別表」に基づき、本学 Web サイト、パンフレット、学生募集要項にて、公共性と社会的責任を果たすための適切な情報公開を行っている。

財務情報は、「学校法人稻置学園情報の公開及び開示に関する規程」「同 第3条第2項(公開する情報)」に基づき、本学園 Web サイトに掲載している。学園広報誌「星稜サ・エ・ラ」の誌面上においても、財務の概要(収入構成比率、資金収支計算書)を公表している。また、本学園関係者が、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を閲覧できるよう「学校法人稻置学園情報の公開及び開示に関する規程」第6条を規定している。

ガバナンス・コードは、日本私立大学連盟の策定した「私立大学ガバナンス・コード〔第1.1版〕」に準拠し、毎年度、遵守状況を点検しており、本学 Web サイトに遵守状況の報告書を掲載している。

**<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>**

特段の記載事項なし

**<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>**

特記事項なし

**<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>**

**(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況**

本学園では、経営管理体制(ガバナンス)を高めるため、内部管理体制の充実を図り、業務の適切性及び健全性を確保するとともに、建学の精神のもと、常勤役員の役割及び責任を明確にし、理事会に次ぐ経営及び業務遂行に係る意思決定機関として運営することを目的とした常務理事会を設置した。経営の最高意思決定機関である理事会の機能に加え、あらかじめ理事会で申し合せた重要事項を迅速かつ適切に決議するために、自主性及び規律性並びに戦略的機能を兼ね備えた常勤理事で構成し、理事長のリーダーシップを発揮する体制を整備した。業務執行にあたる法人や設置校の役員による独断専行をけん制・抑制し、適切な業務を実現する観点から常務理事会にて実質的な議論・審議を行い、経営に関する重要

事項や業務の執行に係る意思決定及びその監督責務を果たしている。令和元（2019）年度から各理事が担当する職務内容を理事会で承認を得て、明確に定めて、理事長を中心とした経営体制の充実化を図っている。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

理事会及び学長による意思決定が、教育や運営の質向上と充実に向けて適切に機能しており、理事長及び学長のリーダーシップが十分に発揮されている。理事会及び教授会等は、定期的に開催され、審議・決定が円滑に行われており、特段の課題は認められない。また、内部統制システム整備の基本方針を制定し、ガバナンスの強化も着実に進行している。